森林環境基礎調査

報告書

令和元年９月

千葉市

目次

1. アンケート調査

1.1 森林所有者アンケート 1

1.2 一般 WEB アンケート 36

1.3 同設問による比較 44

2. ヒアリング調査

2.1 ヒアリング調査概要 46

2.2 ヒアリング調査結果 49

3. 文献調査

3.1 林地台帳 57

3.2 千葉県森林・林業統計書 79

3.3 政令市の森林状況比較 82

3.4 森林施策 85

4. 自然災害への対応

4.1 令和元年台風 15 号 104

4.2 災害に強い森林づくり 104

5. 森林環境譲与税活用事業の検討

5.1 各調査の分析 105

5.2 森林施策の方向性 108

1. アンケート調査

1.1 森林所有者アンケート

個人･法人を問わず林地台帳の所有者情報が満たされている千葉市内の森林所有者 7,561 を対象に、森林の管理状況や、今後の管理などについての意向を把握するため、アンケート調査を行った。

(1) 調査概要

1) 調査方法

林地台帳に記載されている所有者情報（氏名・名称及び住所）に基づき、郵送による調査票の発送・回収による方法で実施した。また、Google フォームを活用した Web 回答システムを構築し、調査票に回答ページの QR コードを印刷することにより、スマートフォン等からの回答も可能とした。

2) 調査対象者

林地台帳の所有者情報が満たされている 7,561 の個人・法人に対して調査票を発送した。

ただし、記載されている所有者情報は古いものが多く、宛先不明で未達のまま返ってきた調査票が計 1,480 件あった。したがって、本アンケート調査における対象者数は 6,081 となった。宛先別の配達状況の内訳を下表に示す。

表 1-1 宛先別の配達状況

宛先		発送数	未達数	到達率	宛先		発送数	未達数	到達率
千葉県	千葉市中央区	649	196	69.8%	千葉県	大網白里市	83	12	85.5%
	千葉市花見川区	524	66	87.4%		栄町	1	0	100.0%
	千葉市稲毛区	237	64	73.0%		神崎町	1	0	100.0%
	千葉市若葉区	2,608	304	88.3%		九十九里町	4	1	75.0%
	千葉市緑区	1,920	266	86.1%		芝山町	1	0	100.0%
	千葉市美浜区	71	38	46.5%		一宮町	1	0	100.0%
	銚子市	1	1	0.0%		長生村	2	0	100.0%
	市川市	41	21	48.8%		白子町	2	0	100.0%
	船橋市	85	34	60.0%		長柄町	3	0	100.0%
	館山市	6	2	66.7%	北海道		6	3	50.0%
	木更津市	6	0	100.0%	青森県		2	1	50.0%
	松戸市	22	15	31.8%	宮城県		1	0	100.0%
	野田市	1	0	100.0%	秋田県		1	0	100.0%
	茂原市	41	5	87.8%	山形県		1	0	100.0%
	成田市	7	5	28.6%	福島県		5	4	20.0%
	佐倉市	45	3	93.3%	茨城県		8	3	62.5%
	東金市	33	10	69.7%	栃木県		1	0	100.0%
	旭市	2	1	50.0%	群馬県		5	4	20.0%
	習志野市	46	12	73.9%	埼玉県		50	18	64.0%
	柏市	12	6	50.0%	東京都		518	225	56.6%
	勝浦市	1	1	0.0%	神奈川県		100	45	55.0%
	市原市	88	22	75.0%	新潟県		1	0	100.0%
	流山市	1	0	100.0%	富山県		5	4	20.0%
	八千代市	64	14	78.1%	福井県		1	0	100.0%
	我孫子市	3	2	33.3%	山梨県		1	1	0.0%
	鴨川市	2	0	100.0%	長野県		6	3	50.0%
	鎌ケ谷市	2	1	50.0%	岐阜県		2	1	50.0%
	君津市	5	2	60.0%	静岡県		9	1	88.9%
	富津市	3	1	66.7%	愛知県		10	7	30.0%
	浦安市	16	4	75.0%	三重県		1	0	100.0%
	四街道市	67	13	80.6%	京都府		2	1	50.0%
	袖ケ浦市	3	0	100.0%	大阪府		15	9	40.0%
	八街市	44	10	77.3%	兵庫県		5	2	60.0%
	印西市	4	0	100.0%	和歌山県		1	0	100.0%
	白井市	5	0	100.0%	岡山県		1	0	100.0%
	富里市	9	2	77.8%	広島県		2	1	50.0%
	南房総市	1	0	100.0%	香川県		2	1	50.0%
	匝瑳市	1	1	0.0%	福岡県		4	2	50.0%
	香取市	4	2	50.0%	長崎県		1	1	0.0%
	山武市	12	4	66.7%	宮崎県		2	1	50.0%
	いすみ市	2	1	50.0%					
					合計		7,561	1,480	80.4%

3) アンケート調査票

設問は以下に示すとおり、回答者の属性に加えて「所有する森林について」、「今後の森林管理について」、「森林環境譲与税について」により構成した。

アンケート調査票

・この用紙に直接回答もしくは右の QR コードをスマートフォンで読み取り Web 上からご回答ください。重複回答はされないようお願い致します。
・各問であてはまるものの番号に○をつけてください。
・質問内容に応じて（　　）内にもご記入ください。

森林所有者様ご自身のことについて、お聞きします

問１．性別

１　男性	２　女性	３　その他

問２．年齢

１　10 代	２　20 代	３　30 代	４　40 代	５　50 代	６　60 代	７　70 代以上

問３．お住まいの地域

１　中央区	２　花見川区	３　稲毛区	４　若葉区	５　緑区	６　美浜区
７　千葉県内（　　）			８　千葉県外（　　）		

現在、千葉市内に所有されている森林について、お聞きします

問４．森林の所在地と面積、筆数、現況について、お分かりになる範囲でご回答ください。
現況については下記（現況選択肢①～⑤）の中からお選びください。（１つの区で代表するものを１つお選びください）記載例は森林環境基礎調査へのご協力のお願いの裏面をご覧ください。

	地区名	面積	筆数	森林の現況	樹齢
１	中央区　（　　）	（　　）㎡	（　　）筆	現況（　　）	樹齢（　　）年
２	花見川区（　　）	（　　）㎡	（　　）筆	現況（　　）	樹齢（　　）年
３	稲毛区　（　　）	（　　）㎡	（　　）筆	現況（　　）	樹齢（　　）年
４	若葉区　（　　）	（　　）㎡	（　　）筆	現況（　　）	樹齢（　　）年
５	緑区　（　　）	（　　）㎡	（　　）筆	現況（　　）	樹齢（　　）年

（現況選択肢：①スギ　②ヒノキ　③マツ　④広葉樹林　⑤無立木）　※樹齢：木の年齢

問５．現在の森林の管理はどのように行っていますか。（いくつでも）

１　自分で森林の管理を行っている
２　他者に森林の管理をお願いしている
３　森林の管理は行っていないが、見回りや目立つところの草刈り程度は行っている
４　森林の管理は 10 年以上行っていない

※森林の管理：１０年以内に森林の見回りだけでなく間伐や下草刈り、枝打ちなどを実施していることを指します。

問６．**問５で２と回答した方**にお聞きします。管理をされているのはどなたですか。（いくつでも）

１　森林組合	２　（造園等）事業者	３　森林ボランティア	４　個人（知人）	５　その他

問７．**問５で１・２と回答した方**にお聞きします。管理（間伐や下草刈り、枝打ちなど）は何年以内に何回行ってますか。（各期限についてそれぞれ回数をお答えください）

１　1 年以内に（　　）回	２　5 年以内に（　　）回	３　10 年以内に（　　）回

問８．**問５で３・４と回答した方**にお聞きします。管理を行わない理由は何ですか。（１つだけ）

１　人手がない	２　費用がかかる	３　方法が判らない	４　行う必要がない
５　場所がわからない	６　その他		

問９．**問５で３・４と回答した方**にお聞きします。管理されていない森林はどんな状態ですか。（いくつでも）

１　荒れている	２　サンブスギ溝腐れ病が発生	３　タケが繁殖
４　その他（　　）		

1

図 1-1　アンケート調査票（表面）

これからの森林の管理について、お聞きします

問 10. お持ちの森林を、これからどのように管理される予定ですか。（いくつでも）

1　木材生産による収益を念頭においた「経済林」として管理したい	
2　二酸化炭素吸収などの公益的機能を念頭においた「環境林」として管理したい	
3　景観維持などのための「里山林」として管理したい	
4　管理は行わず所有し続けたい	
5　森林ではない状態に転用して所有したい。	
6　森林を売却、または他人へ譲渡したい	7　その他（　　）

問 11. **問 10 で１・２・３と回答した方**にお聞きします。管理および手入れはどなたが行いますか。（１つだけ）

1　自ら行う	2　後継者が行う	3　他者に委ねたい

問 12. **問 11 で１と回答した方**にお聞きします。今後森林を管理する後継者はいますか。（１つだけ）

1　いる	2　いない

問 13. 伐採した場合の木材（間伐材含む）をどのように処分しますか。（いくつでも）

1　自分で使う（用途：　　）		
2　木材業者に売却する	3　森林内に集積する	4　業者に頼んで処分する

森林環境譲与税について、お聞きします

森林環境譲与税などの用語解説について森林環境基礎調査へのご協力のお願いの裏面をご覧ください。

問 14. 森林環境譲与税を知っていましたか。（１つだけ）

1　知っていた（内容も知っていた）	2　知っていた（内容は知らなかった）
3　知らなかった	

問 15. 本市では森林環境譲与税をどのようなことに使ってほしいですか。（いくつでも）

1　森林整備（草刈りや枝打ち、間伐、植林などの森林の手入れ、里山の保全など）
2　担い手の育成（森林の手入れを行う森林組合、森林ボランティア、企業などの育成）
3　木材利用の促進（公共建築物やバイオマス燃料などへの地域産材の利用促進）
4　木育活動（市民が木や木材への親しみや理解を育むためのイベント活動など）
5　グリーンツーリズム（里山などで自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動）
6　特にない

問 16. 森林環境譲与税を活用し新たに森林整備を行う場合、どこから始めるべきだと思いますか。（いくつでも）

1　市街地の森林	2　公園や里山地区	3　手入れされていない森林や竹やぶなど
4　郊外の田園地帯の森林	5　個人が所有している森林	6　わからない

今後の千葉市の森林施策等について、ご意見があればご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

2

図 1-2　アンケート調査票（裏面）

(2) 調査結果

1) アンケートの回収状況

2019 年 9 月 10 日までに返送されたものを集計の対象とし、回収状況は下表のとおりであった。調査対象 6,081 件のうち回収は 1,152 件であり、回収率は 18.9 %であった。そのうち、WEB で回答いただいた方は 30 件にとどまり、回答者数計に占める割合は 2.61 %であった。

ただ、「森林を所有していない」、「本人は死亡している」等の理由を記述し、設問には回答せずに返送されてきたものが計 56 件あった。それらを無効回答として扱った結果、有効回答者数（集計対象数）は 1,096 件となり、対応する回収率は 18.0 %であった。

表 1-2　アンケート回収状況

アンケート発送数		7,561
アンケート未達数		1,480
調査対象者数		6,081
回答（返送）者数	郵送	1,122
	Web	30
回答（返送）者数計		1,152
回収率		18.9 %
無効回答数※		56
（理由内訳）	*非所有*	*31*
	本人死亡	*12*
	譲渡・用途変更済	*8*
	記入なし	*5*
有効回答者数		1,096
有効回答回収率		18.0 %

※属性のみ回答しているものも無効回答として扱っている。

2) 集計結果

問 1. 性別【単独回答】

アンケート回答者の約 7 割が男性、約 3 割が女性であった。

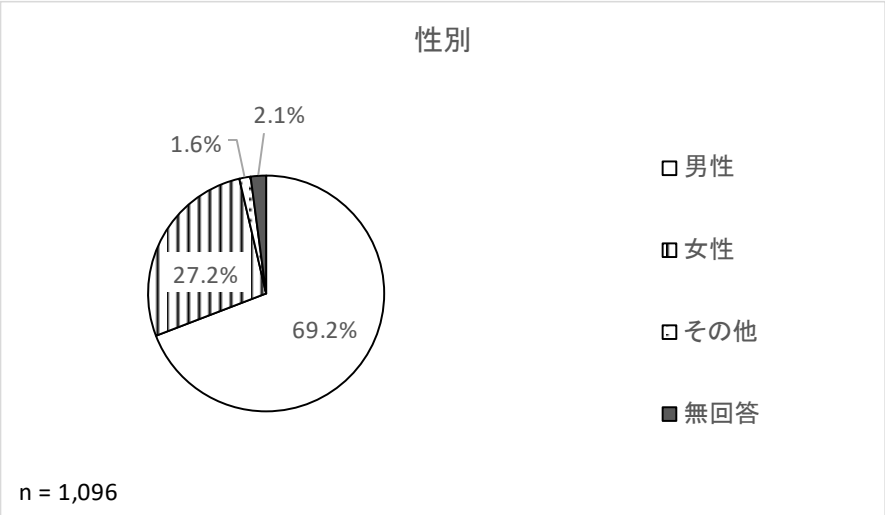

問 2. 年齢【単独回答】

70 代以上が 56.9%と過半を占めており、60 代以上まで含めると約 85%を占めていた。

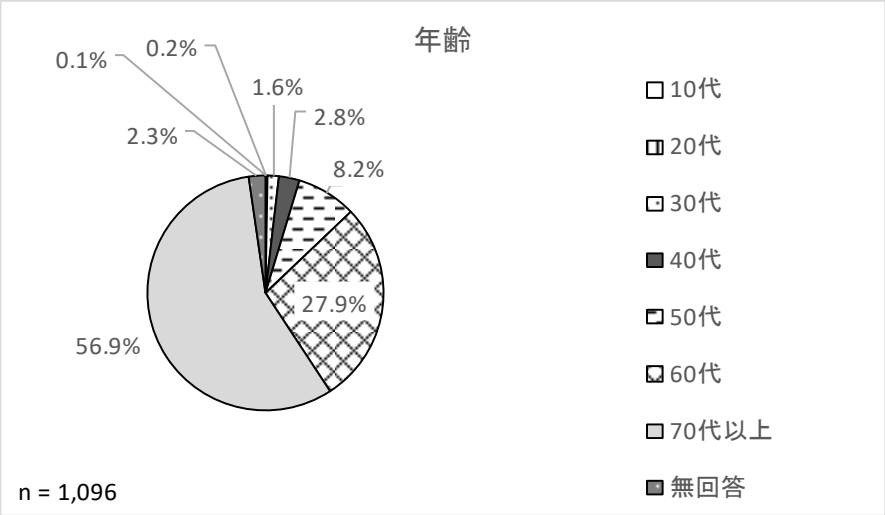

問 3. お住まいの地域【単独回答】

若葉区と緑区とを合わせて約 6 割を占め、2 割程度が市外居住者であった。

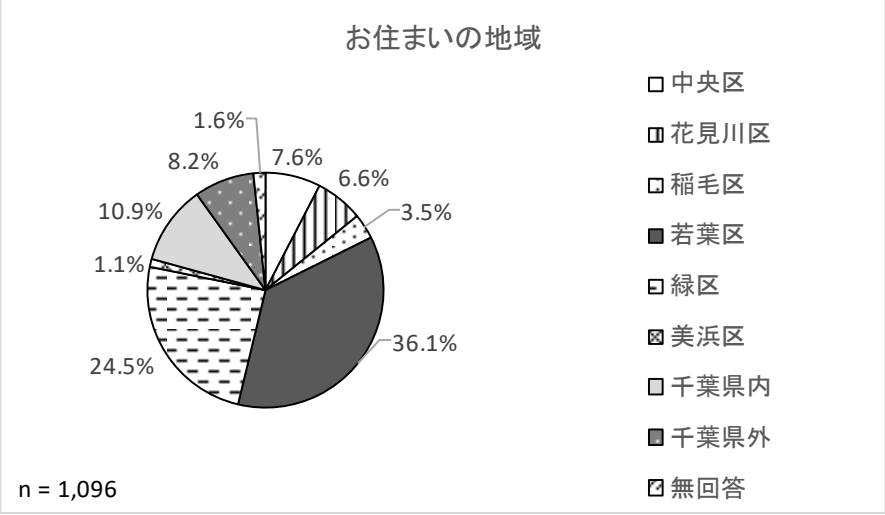

問 4.　森林の所在地と面積、筆数、現況について、お分かりになる範囲でご回答ください。

4-1.　千葉市内に森林を所有していますか【単独回答】

所有する森林の情報を区別に直接記入していただく設問であるが､全く記入がなかった回答者は 5.3 %であった。この中には、詳細な情報がわからず記入していない方だけではなく、実際に森林を所有していない方も一定数含まれていると考えられる。

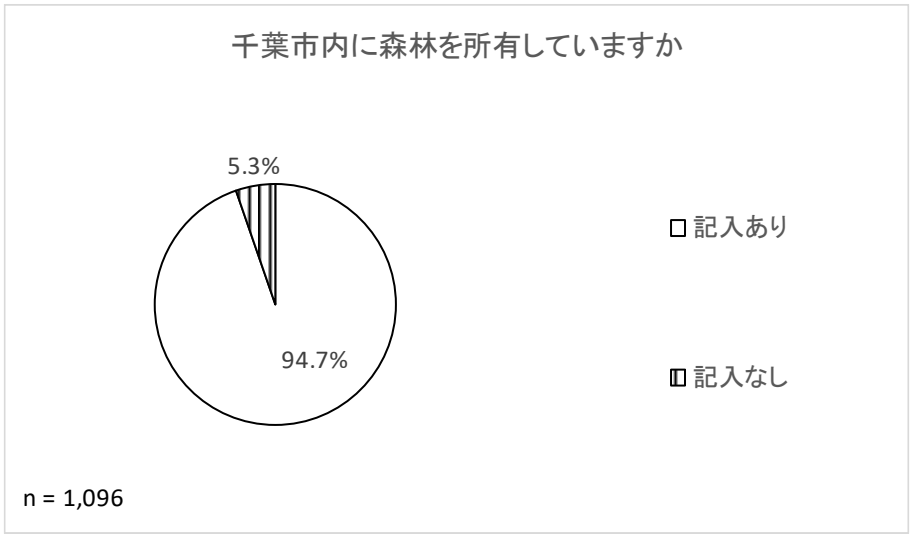

（全体集計）

4-2.　千葉市内のどの区に森林を所有していますか【複数回答】

区別に結果を見ると、過半数の方が若葉区に森林を所有しており、緑区に所有されている方が 1/3 程度であった。一方、中央区、花見川区、稲毛区に所有している方は 10 %未満であり、若葉区、緑区とは大きな差があった。

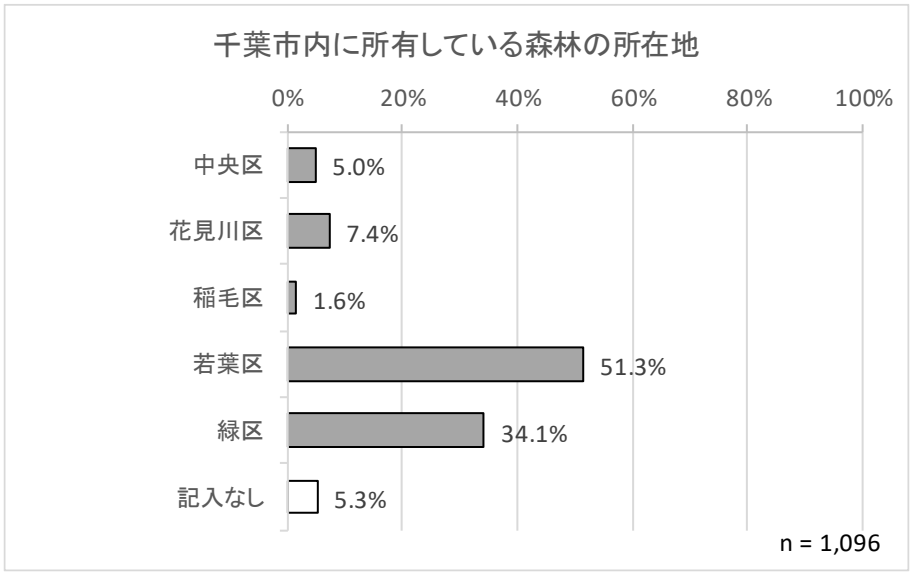

（区別集計）

4-3.　　所有している森林面積【単独回答】（※回答者のみ集計）

10,000 m²（1ha）未満が約８割を占め、中でも 1,000 m² 未満が 31.3 %と最大であり、小面積の割合が大きい結果であった。

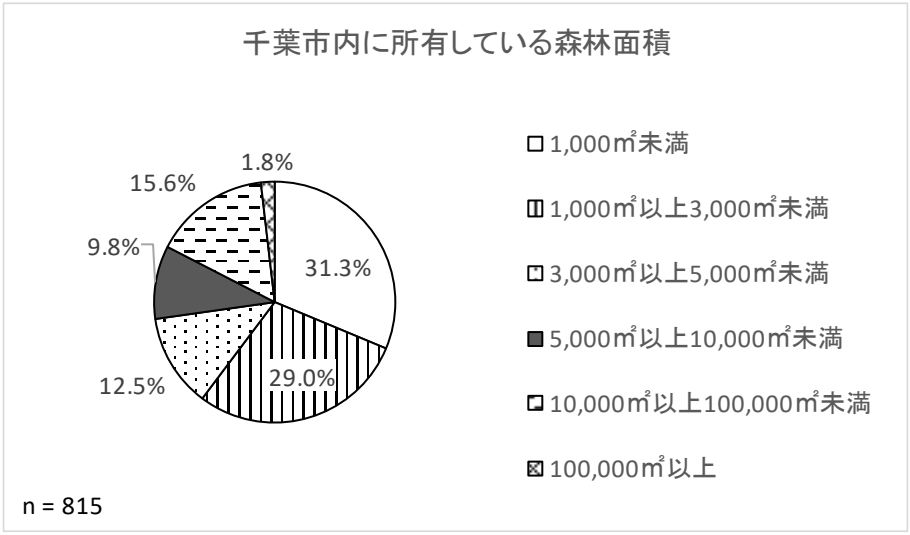

（全体集計）

区別にみると、中央区及び稲毛区では 10,000m²（1ha）以上の回答はなく、小面積の割合がより大きくなっていた。

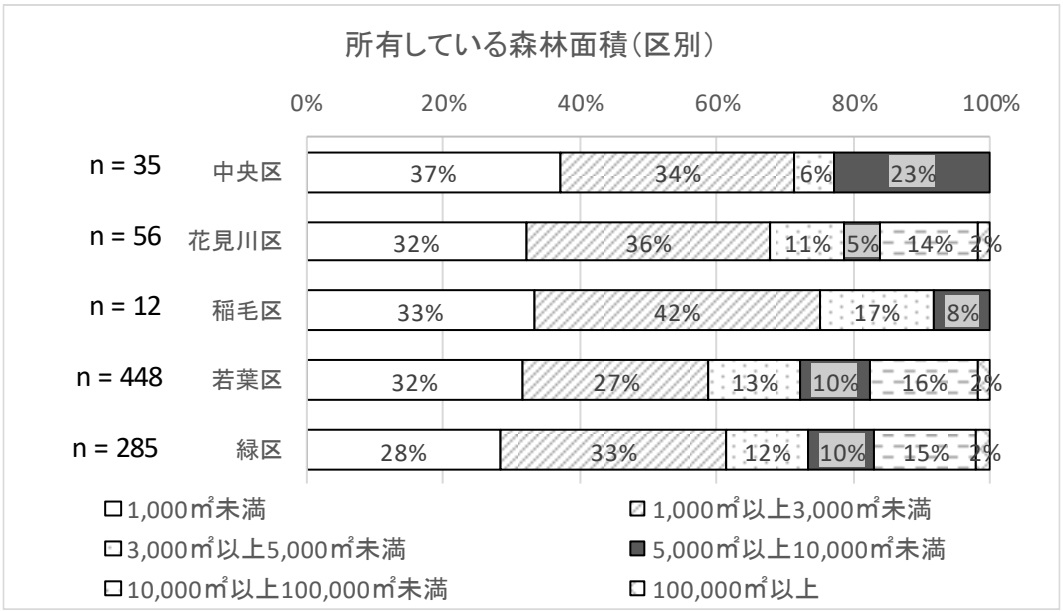

（区別集計）

4-4.　　所有している筆数【単独回答】（※回答者のみ集計）

「1 筆」が 42.2 %で最も多く、5 筆以下が全体の約 8 割を占めていた。

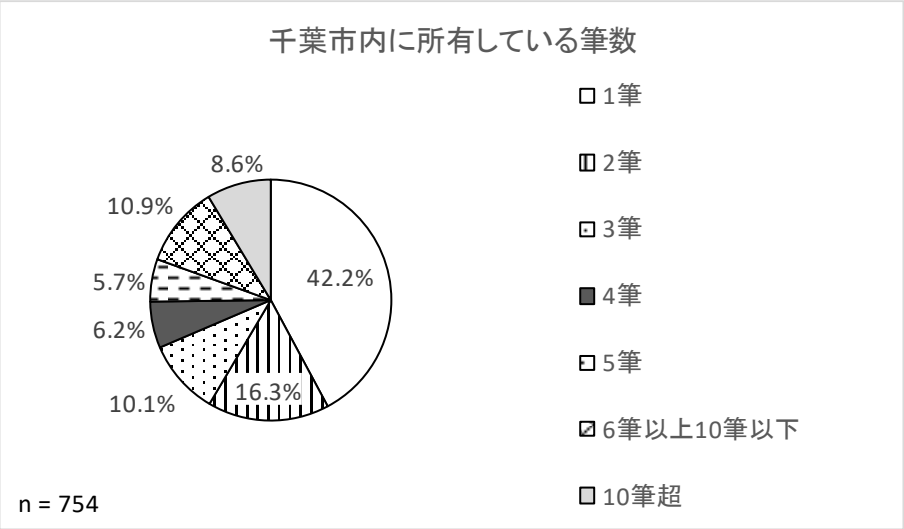

（全体集計）

区別にみると、森林が多い若葉区、緑区と比較して中央区、花見川区、稲毛区は「1 筆」又は「2 筆」の割合が小さくなっており、都市部に近いため細分化されている可能性が考えられる。ただし、稲毛区は回答数が少ないものの、「6 筆」との回答が最大であった。

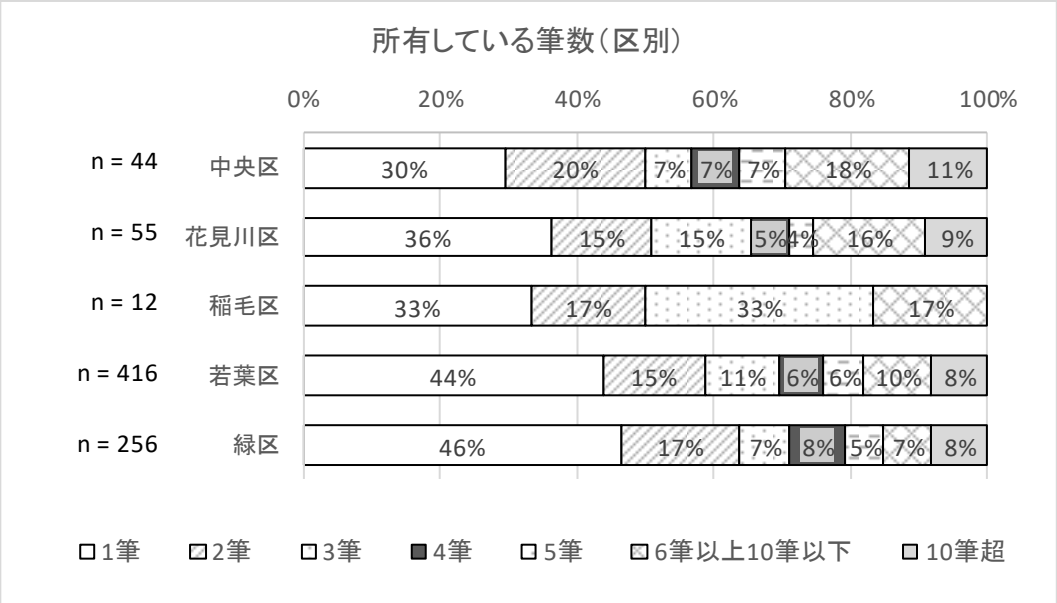

（区別集計）

4-5.　　所有している森林の現況【単独回答】

ほぼ半数が「スギ」林との回答であり、「ヒノキ」、「マツ」林はごく僅かであった。また、約 2 割が「無立木」との回答であった。

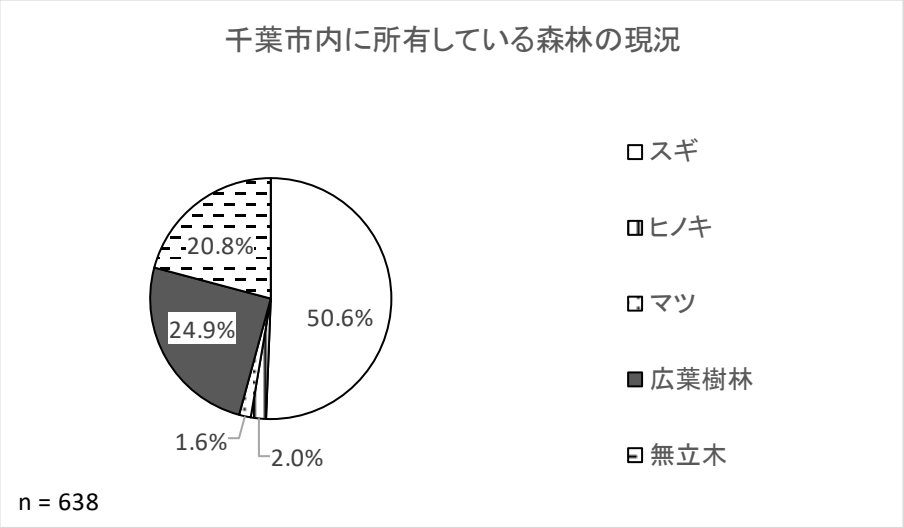

（全体集計）

区別にみると、花見川区及び稲毛区において「広葉樹林」の割合が大きくなっている。特に稲毛区は回答数が少ないものの、「スギ」、「ヒノキ」林との回答はなく、「広葉樹林」が 8 割近くを占めていた。また、中央区においても「ヒノキ」林との回答はなかった。

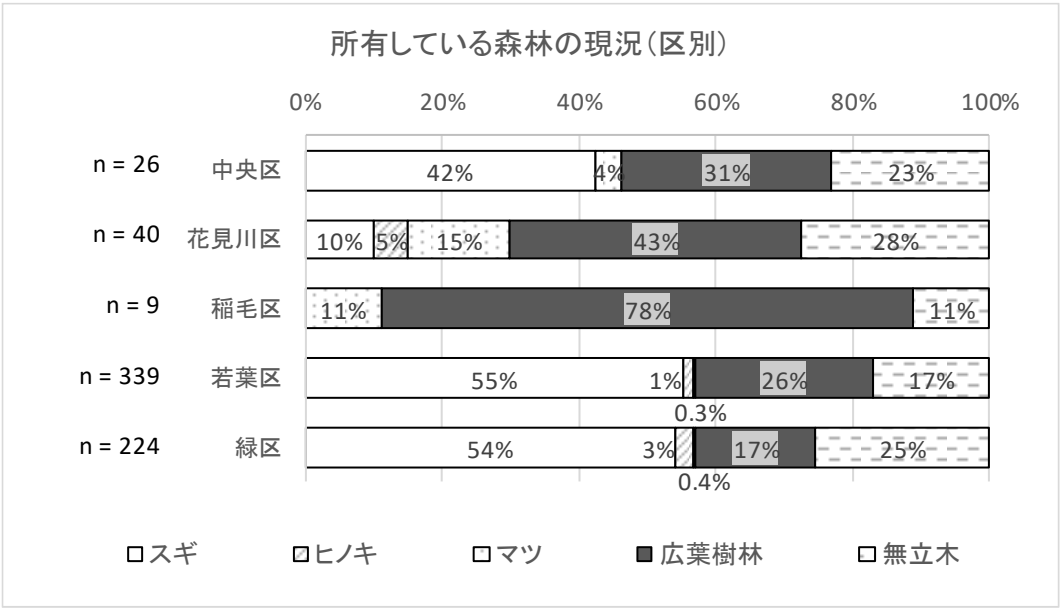

（区別集計）

4-6.　　所有している森林の樹齢【単独回答】

50 年以上の森林が約 6 割を占めており、更新されずに放置されている森林が多いと推測される。

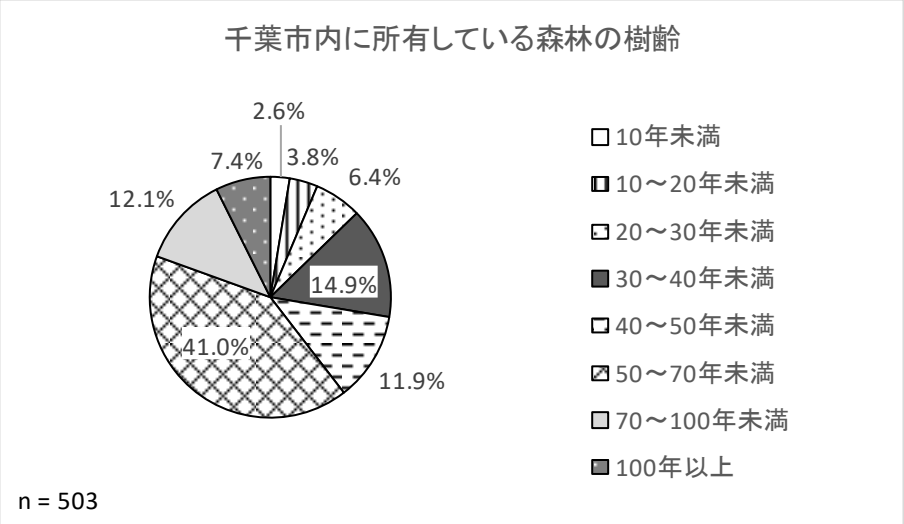

（全体集計）

区別にみると、中央区では 9 割、稲毛区では 8 割が 50 年以上との回答であった。花見川区は 100 年以上の比率が 21%と 5 区の中で最も大きいものの、30 年未満の割合も最も大きく両極端となっている。森林が多く所在する若葉区、稲毛区においても、50 年以上の回答が過半であり、伐期を過ぎた森林が多く存在していると考えらえる。

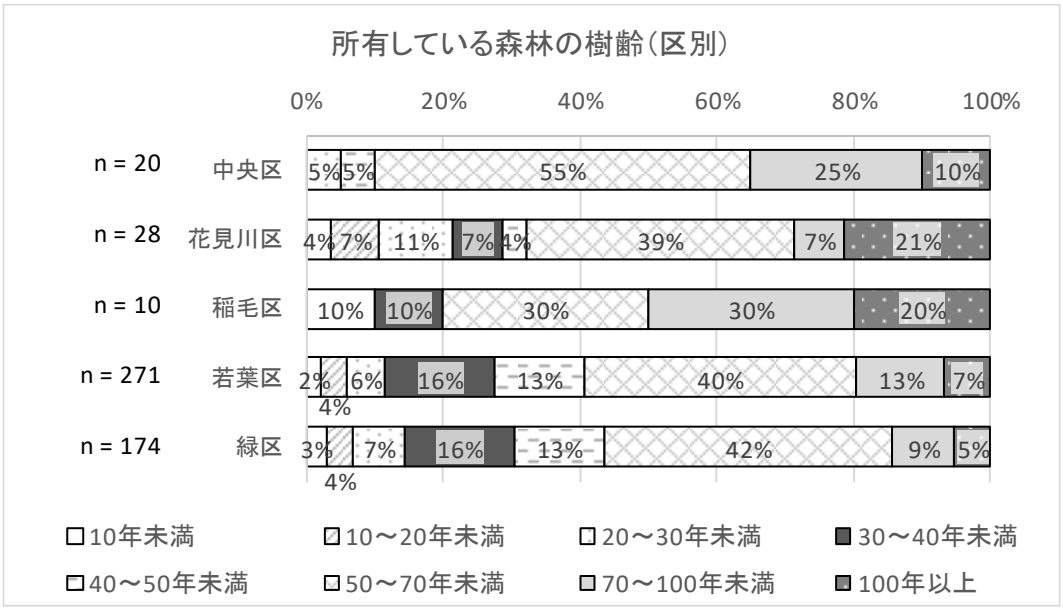

（区別集計）

問 5.　現在の森林の管理はどのように行っていますか【複数回答】

「10 年以上管理を行っていない」が 42.2 %で最も大きく、他者への依頼も含めて森林を管理されている方は 3 割程度であった。

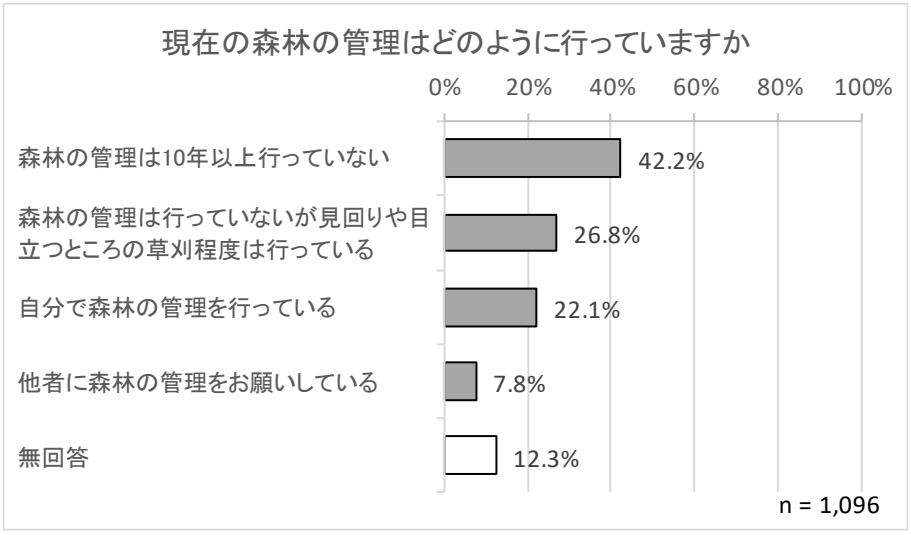

「10 年以上管理を行っていない」と回答された割合は、39 歳以下は 15.0 %にとどまり、他の年齢層と比較して非常に小さかった。また、年齢層が上がるほど、「自分で管理を行っている」方の割合も大きくなる傾向であった。

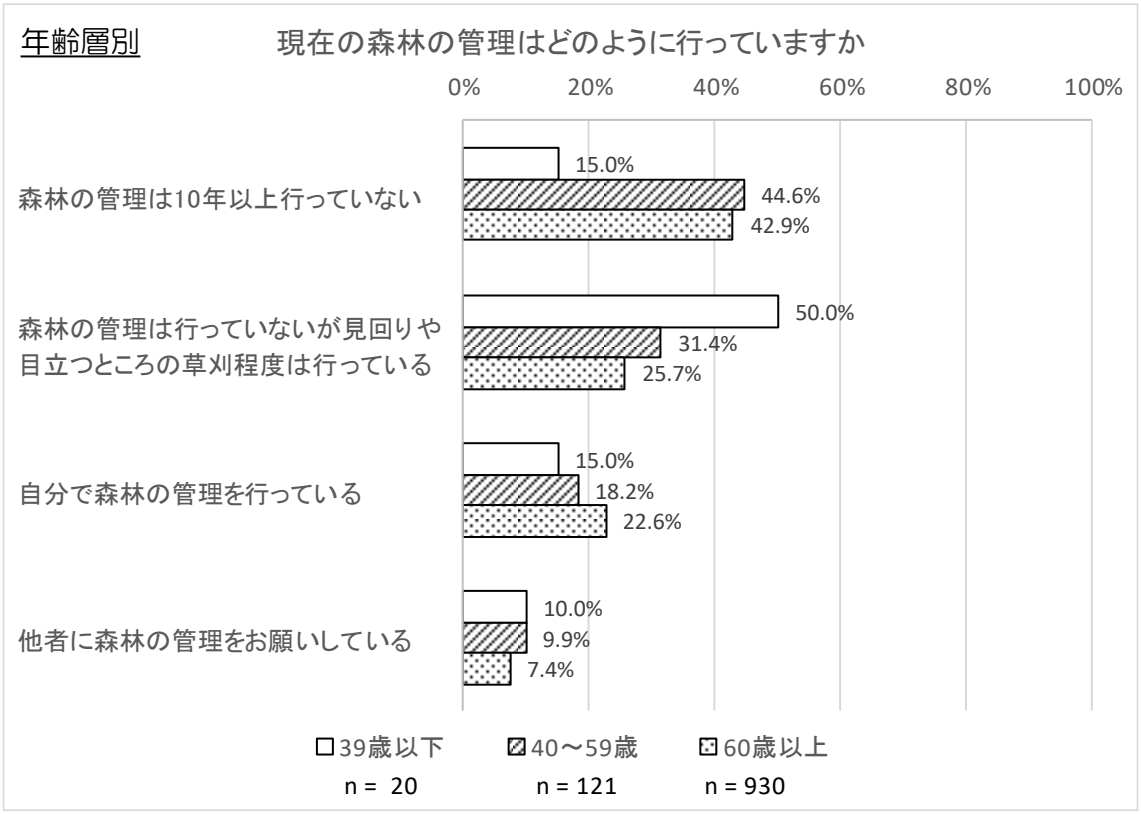

※クロス集計においては、無回答を除外した結果を掲載している（以下同）。

稲毛区の森林は「自分で管理を行っている」との回答された割合が突出して大きい。多くの森林が所在する若葉区と緑区との比較では、あまり大きな違いは見られなかった。

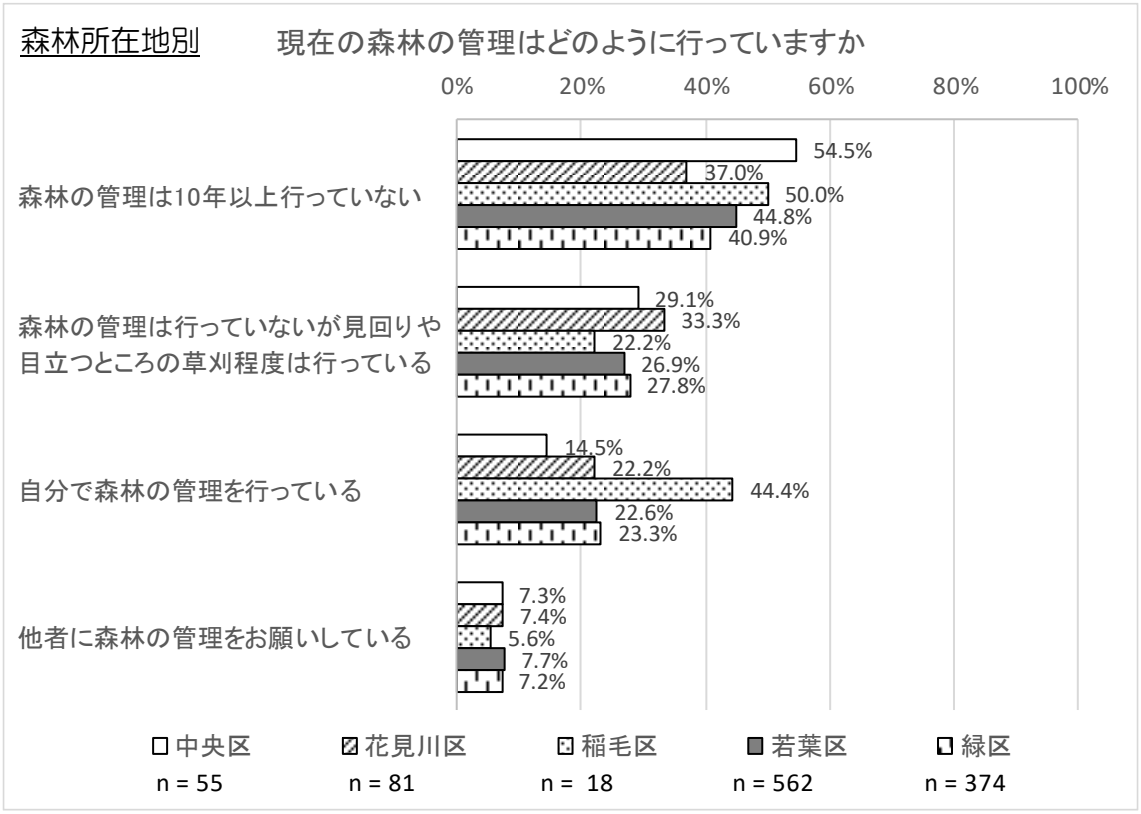

所有面積が広い方が「見回りや草刈程度」も含めて、何らかの行動を取っている割合が大きい傾向にあるが、それほど明確な差としては表れなかった。

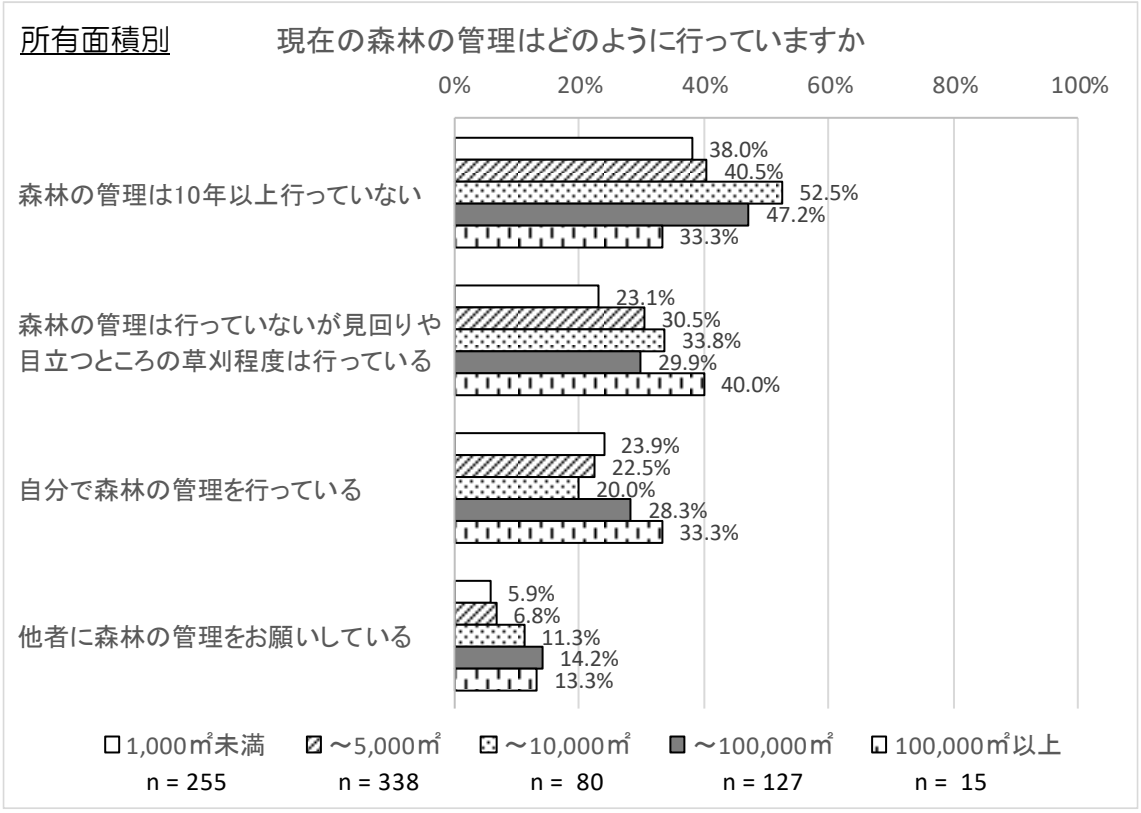

問 6.　**<u>問 5.で「他者に森林の管理をお願いしている」と回答した方にお聞きします。</u>管理をされているのはどなたですか【複数回答】**

約 1/3 の方が「個人（知人）」、約 1/4 が「（造園等）事業者」との回答であり、「森林ボランティア」、「森林組合」との回答は少数となっている。

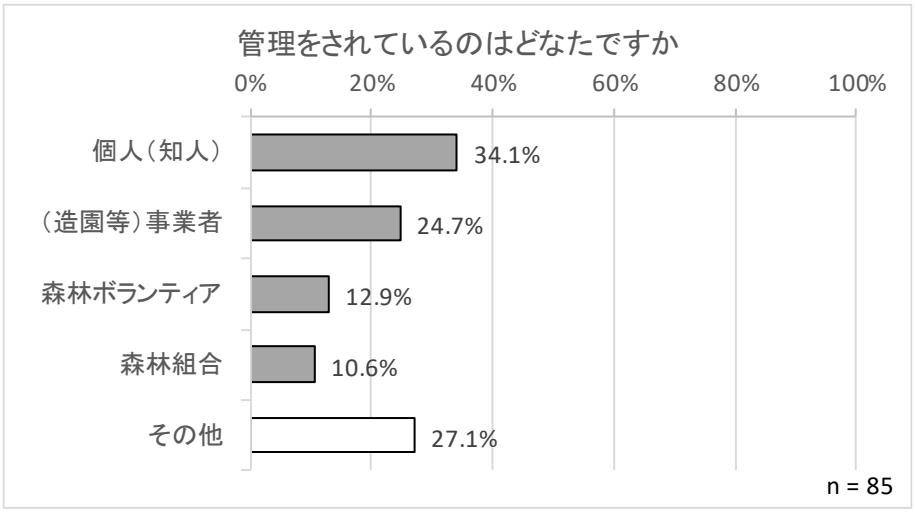

問 7.　**<u>問 5.で「自分で森林の管理を行っている」、「他者に森林の管理をお願いしている」と回答した方にお聞きします。</u>管理（間伐や下草刈り、枝打ちなど）は何年以内に何回行っていますか**

7-1.　管理は 1 年以内に何回行っていますか【回数を記入】

「1 回」が 44.1 %で最も多く、3 回以下が全体の 8 割以上を占めていた。

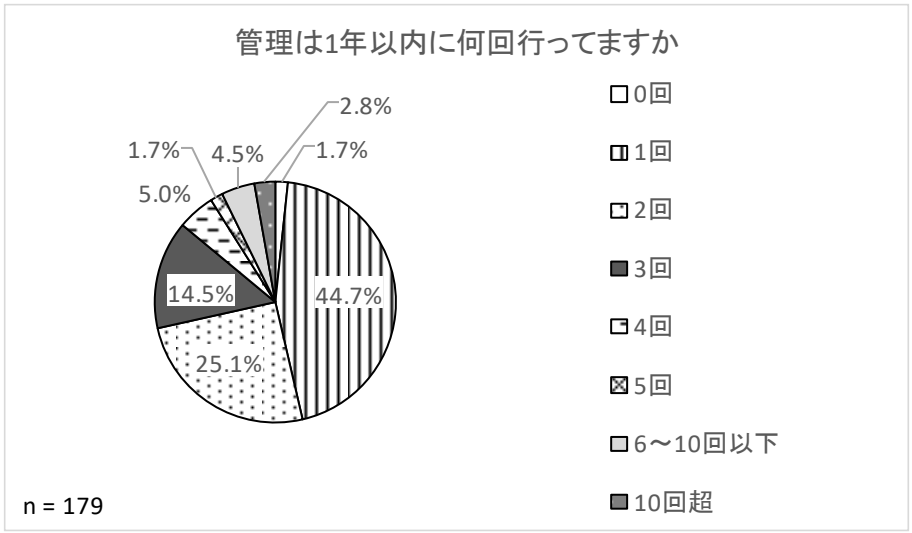

7-2.　　管理は 5 年以内に何回行っていますか【回数を記入】

「1 回」がほぼ半数を占め、「10 回超」との回答は 0 %であった。

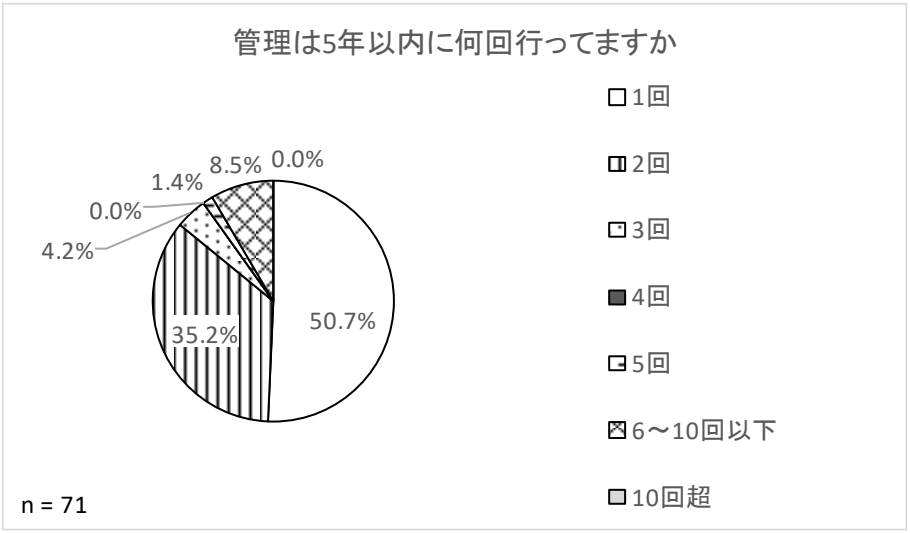

7-3.　　管理は 10 年以内に何回行っていますか【回数を記入】

「1 回」がほぼ半数を占めているが、「10 回超」との回答も 14.0 %あった。

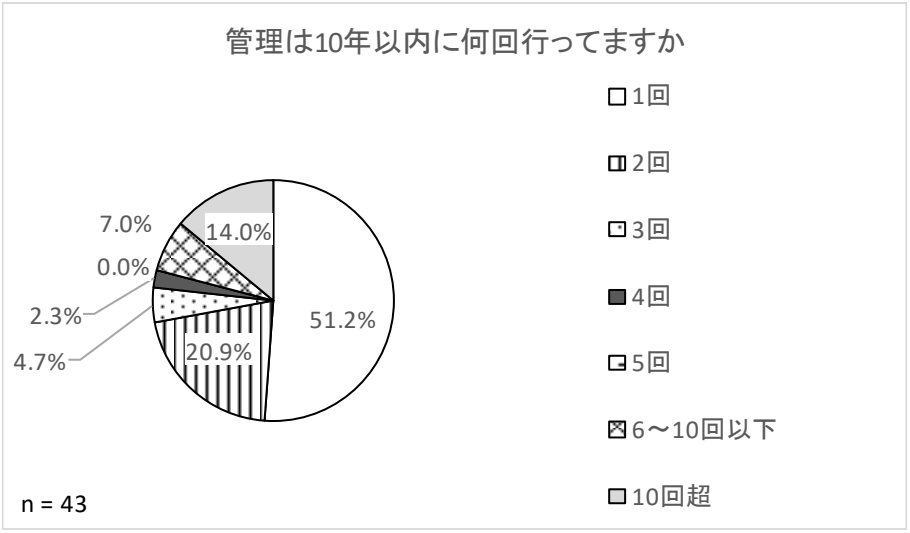

問 8.　**<u>問 5 で「草刈り程度は行っている」、「森林の管理は行っていない」と回答した方にお聞きします。</u>** 管理を行わない理由は何ですか【単独回答】

「人手がない」が 43.2 %で最も多く、次いで「費用がかかる」が 14.5 %であった。

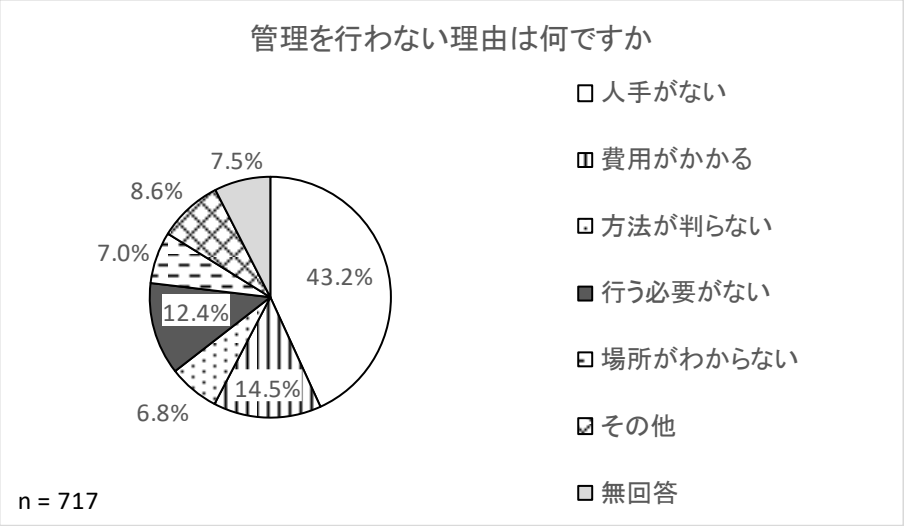

39 歳以下は「方法が判らない」との回答はなく、40～59 歳は「費用がかかる」との回答した割合が他の年齢層と比較して大きかった。

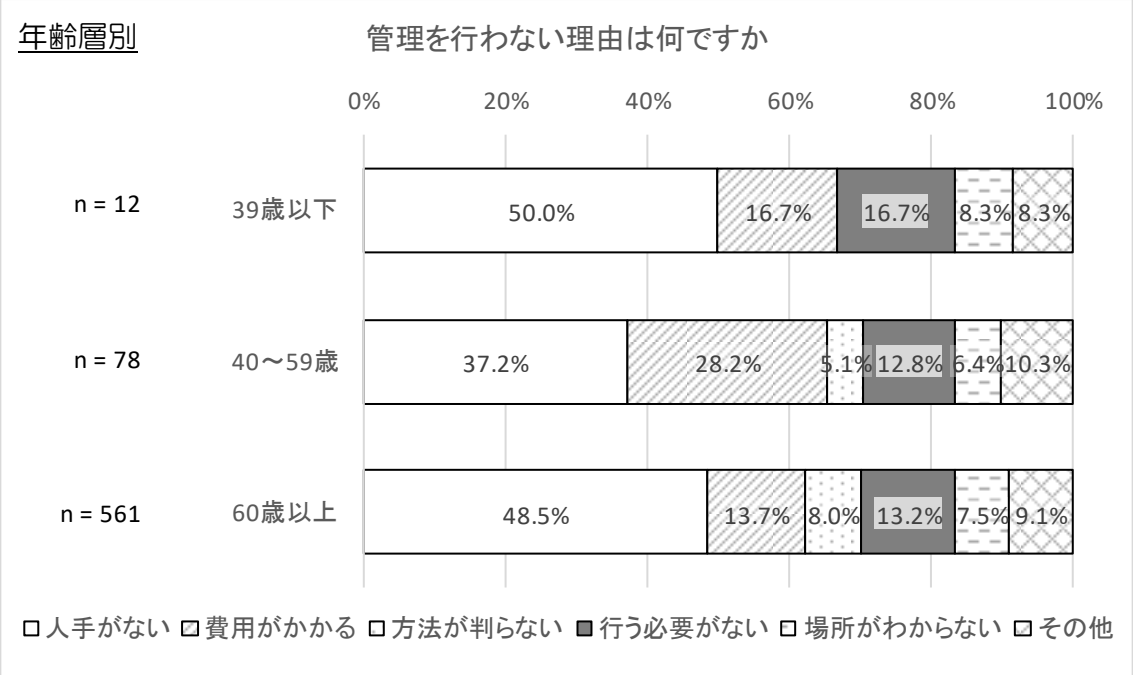

稲毛区は「費用がかかる」、「場所がわからない」との回答はなかった一方、中央区は「場所がわからない」との回答の割合が大きかった。

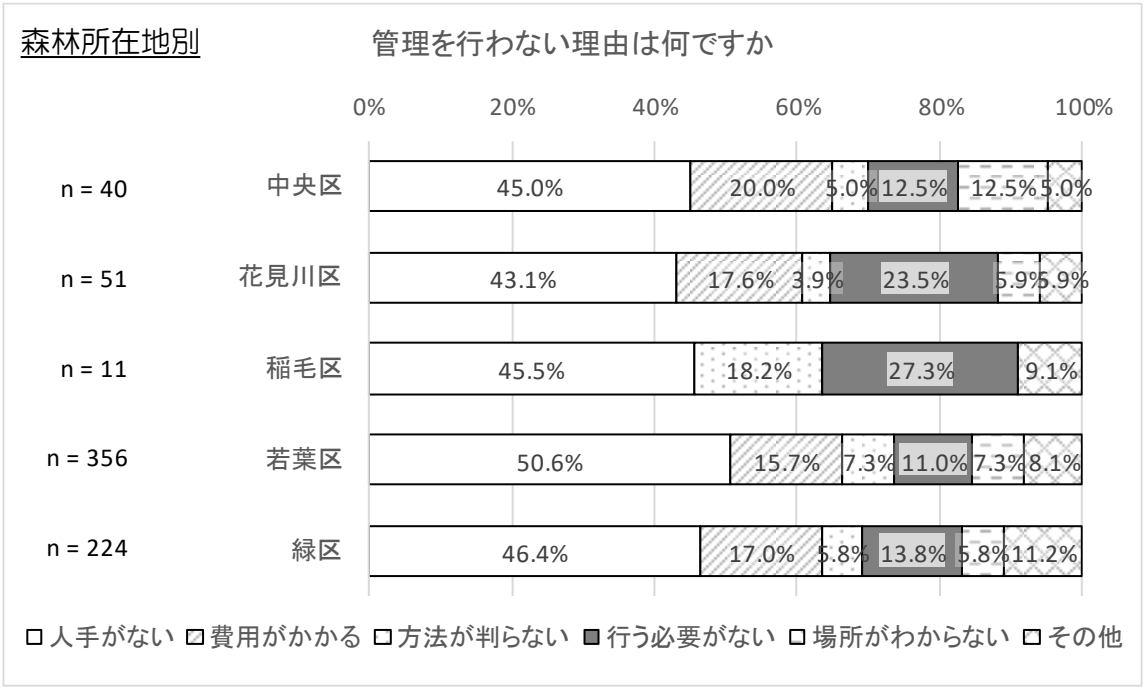

所有面積が小さいほど、「行う必要がない」、「場所がわからない」との回答の割合が大きくなる傾向であった。

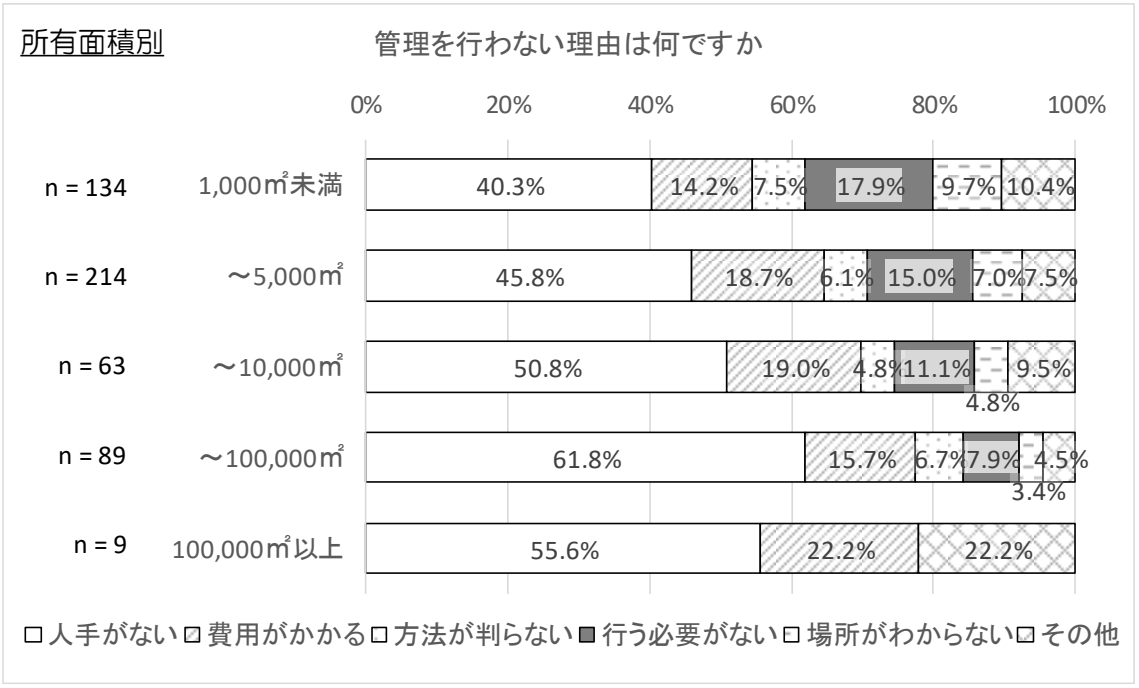

問 9.　**<u>問 5 で「草刈り程度は行っている」、「森林の管理は行っていない」と回答した方にお聞きします。</u>管理されていない森林はどんな状態ですか。【複数回答】**

「荒れている」との回答が 6 割を超えており、約 1/4 の方が「タケが繁殖」との回答であった。

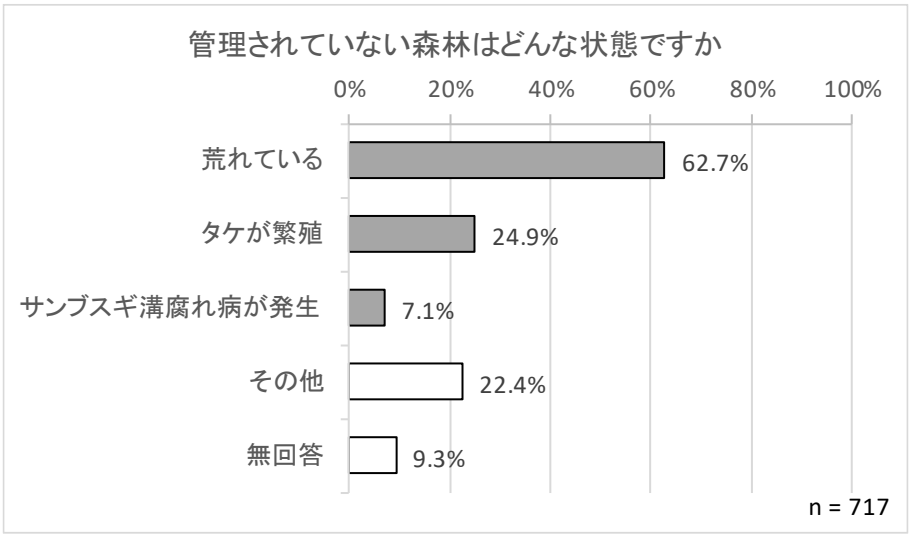

39 歳以下は「荒れている」との回答が 9 割超であった。

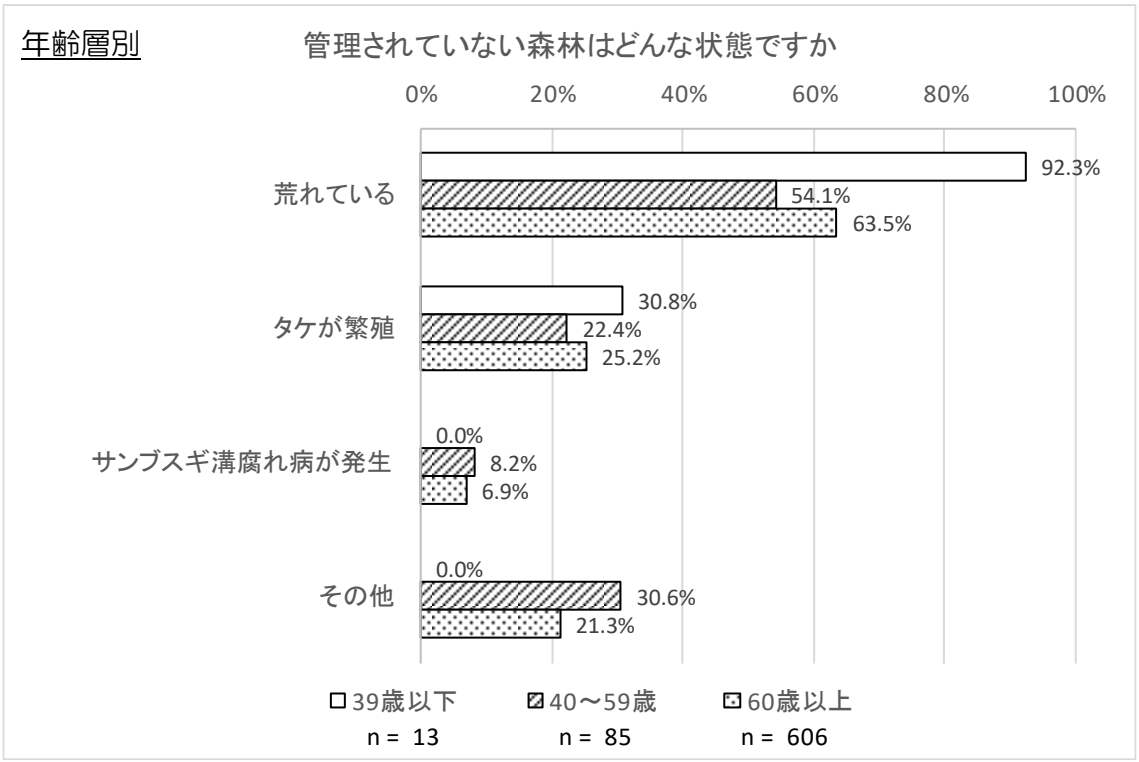

「タケが繁殖」との回答は花見川区が突出しており、「溝腐れ病が発生」は若葉区、緑区において回答の割合が大きかった。

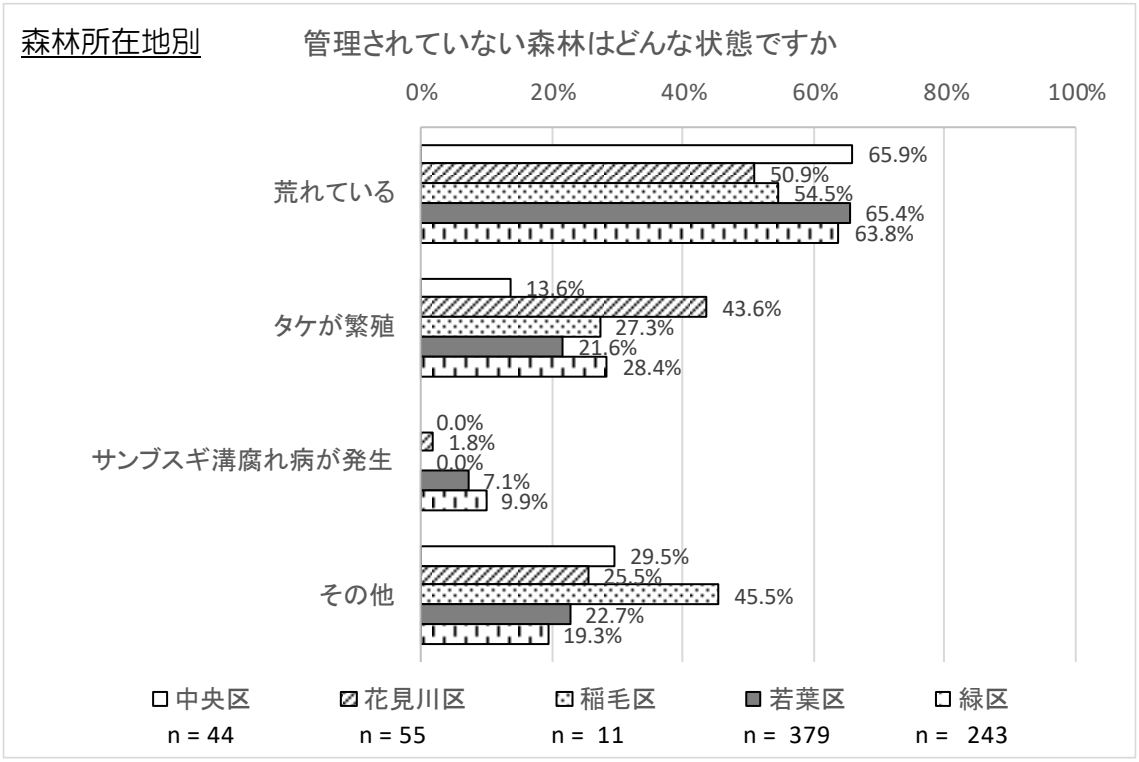

所有面積が大きいほど、「荒れている」、「タケが繁殖」、「溝腐れ病が発生」と回答される割合が大きい傾向であった。

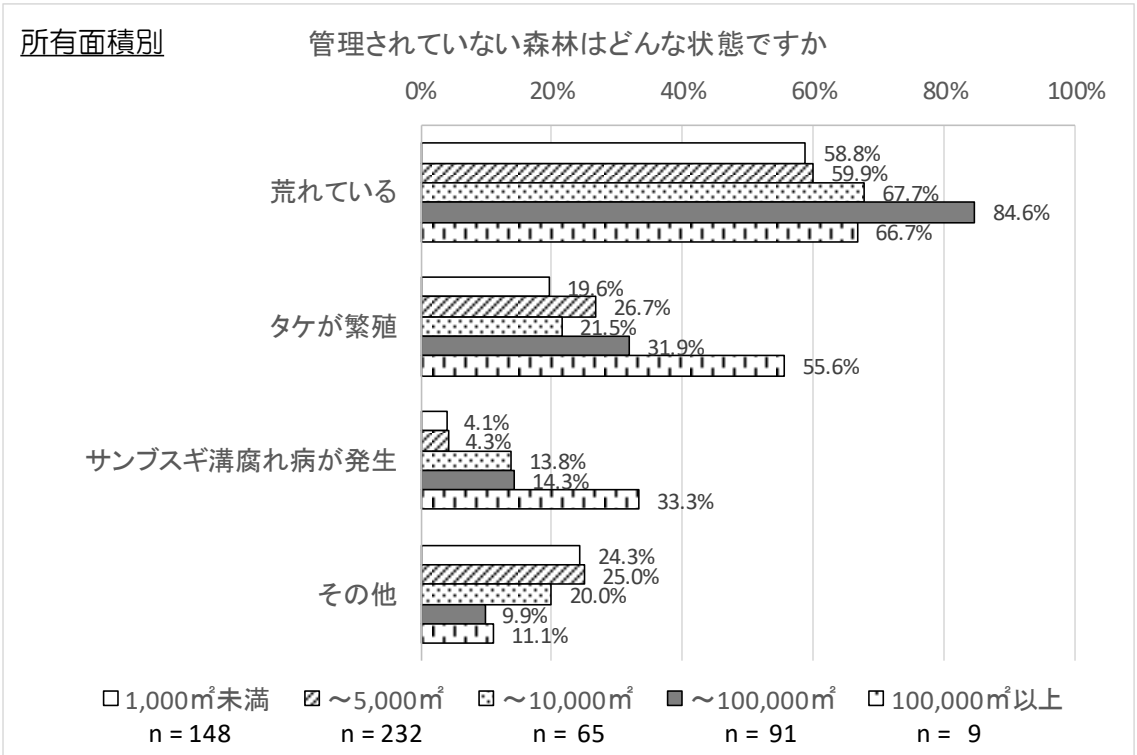

問 10.　お持ちの森林をこれからどのように管理される予定ですか。【複数回答】

およそ 1/3 の方が「売却、譲渡したい」と考えており、「経済林として管理したい」との回答は 3.5 %にとどまる。ただ、「管理は行わず所有し続けたい」、「里山林として管理したい」、「環境林として管理したい」もそれぞれ 18.5 %、16.3 %、15.1 %と一定数の回答があった。

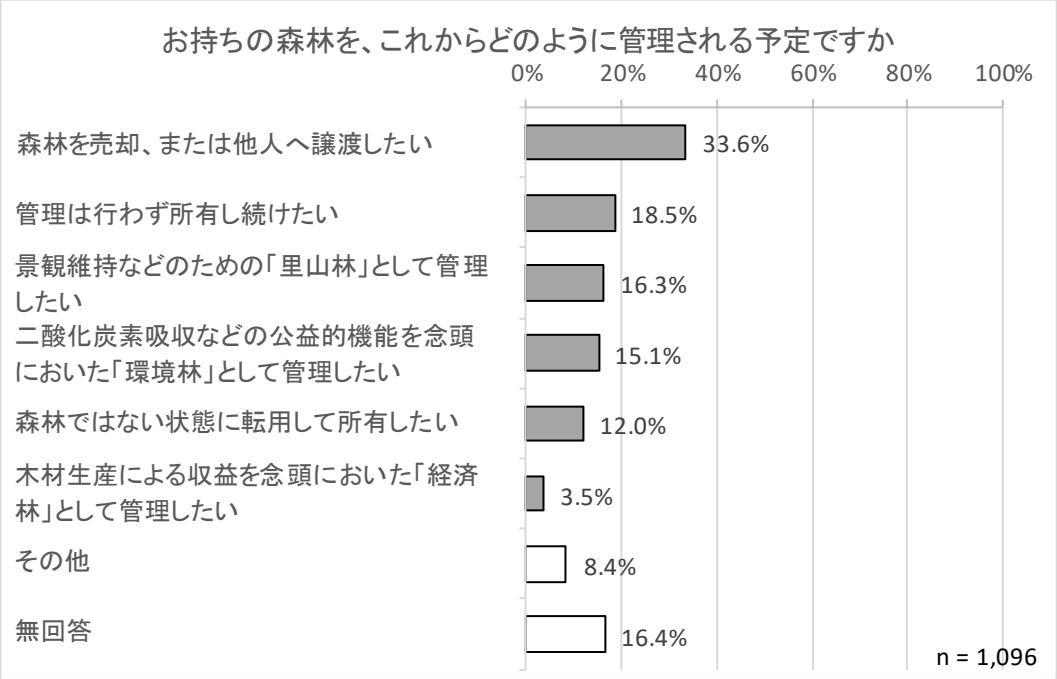

年齢層が上がるほど「売却または譲渡したい」との回答の割合が大きく、また 30 歳以下は「環境林として管理したい」との割合が突出して大きかった。

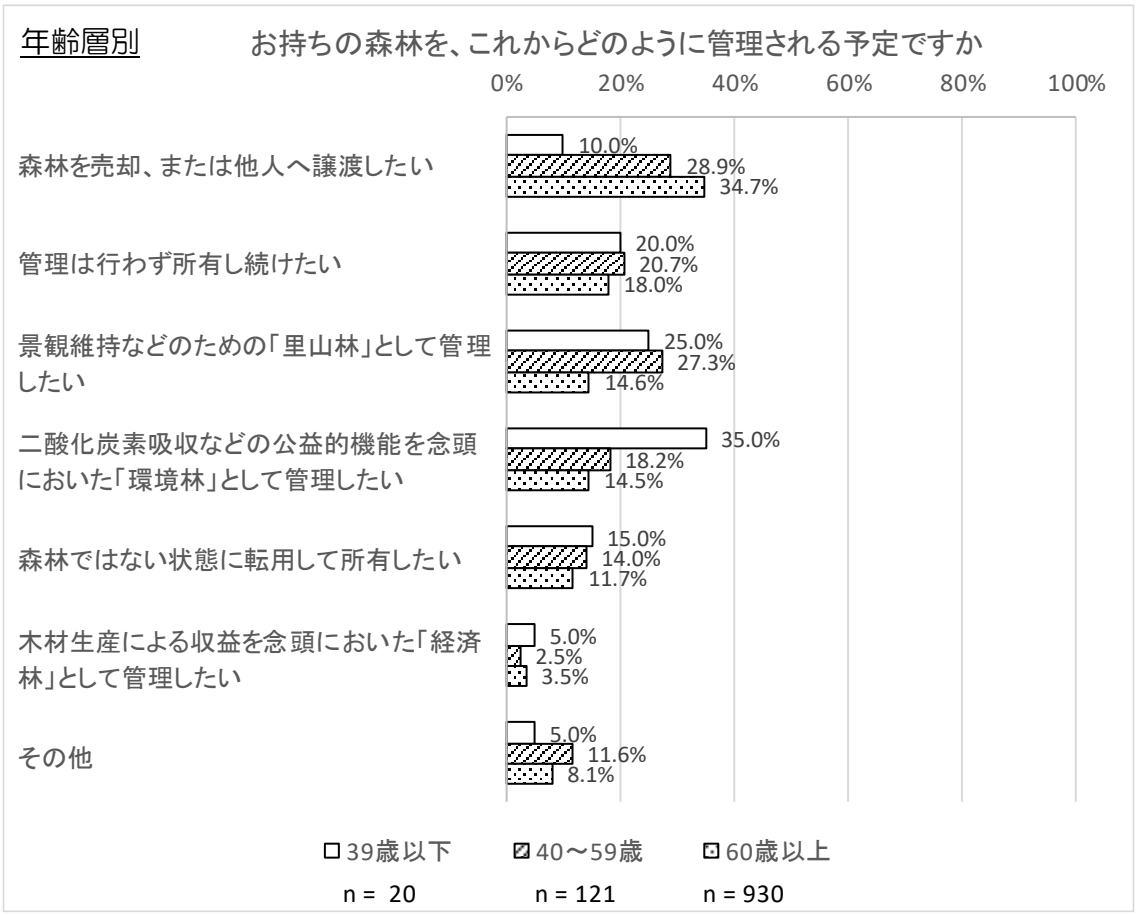

花見川区の「管理は行わず所有したい」、「環境林として管理したい」と、中央区の「里山林として管理したい」は、他区と比較して回答の割合が小さかった。

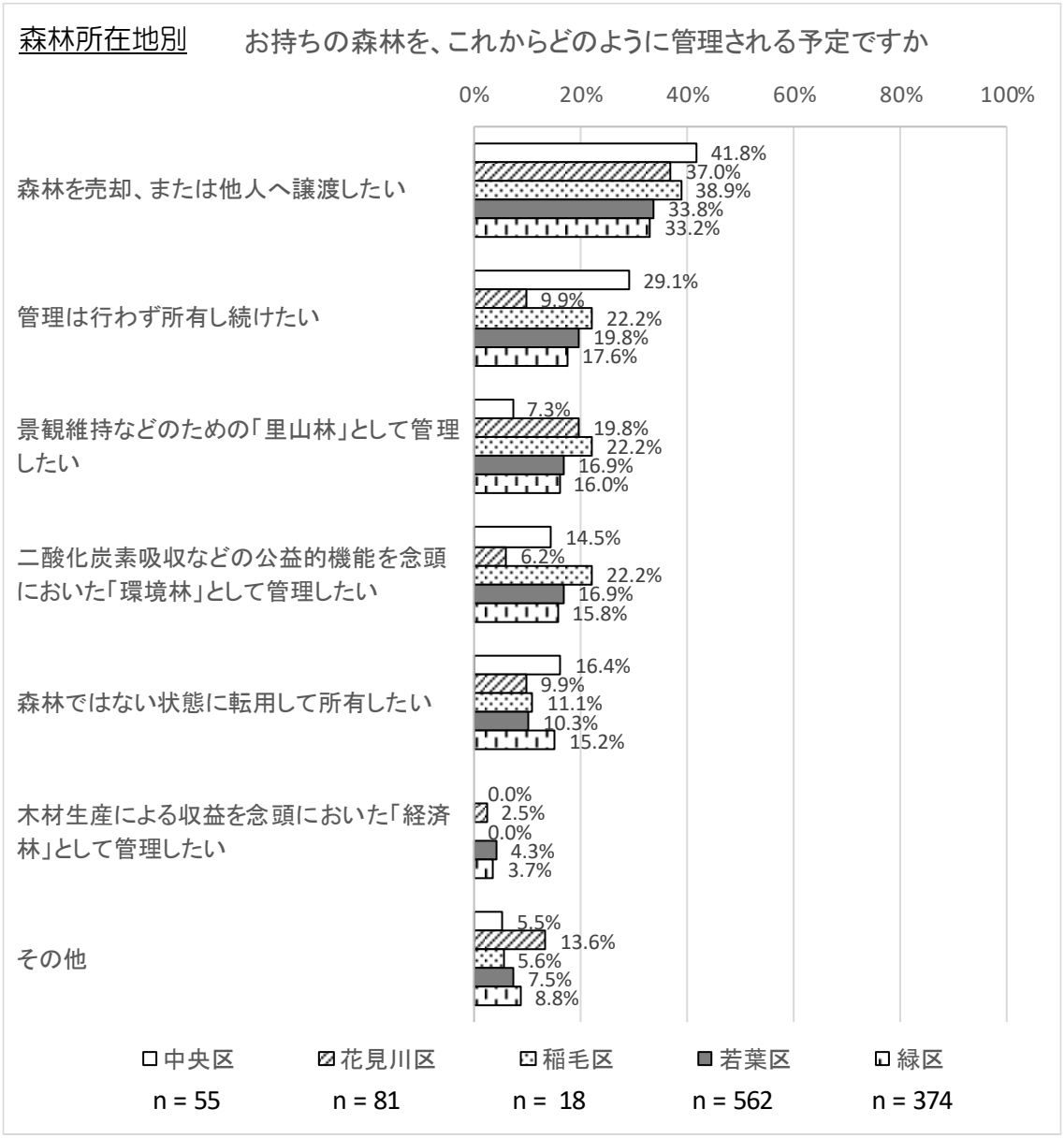

100,000 m²(10 ha)以上の所有者は、「売却または譲渡したい」との回答は極端に少なかった。また、所有面積が広いほど「管理は行わず所有し続けたい」、「里山林として管理したい」、「環境林として管理したい」、「経済林として管理したい」との意向の割合が大きくなっている。

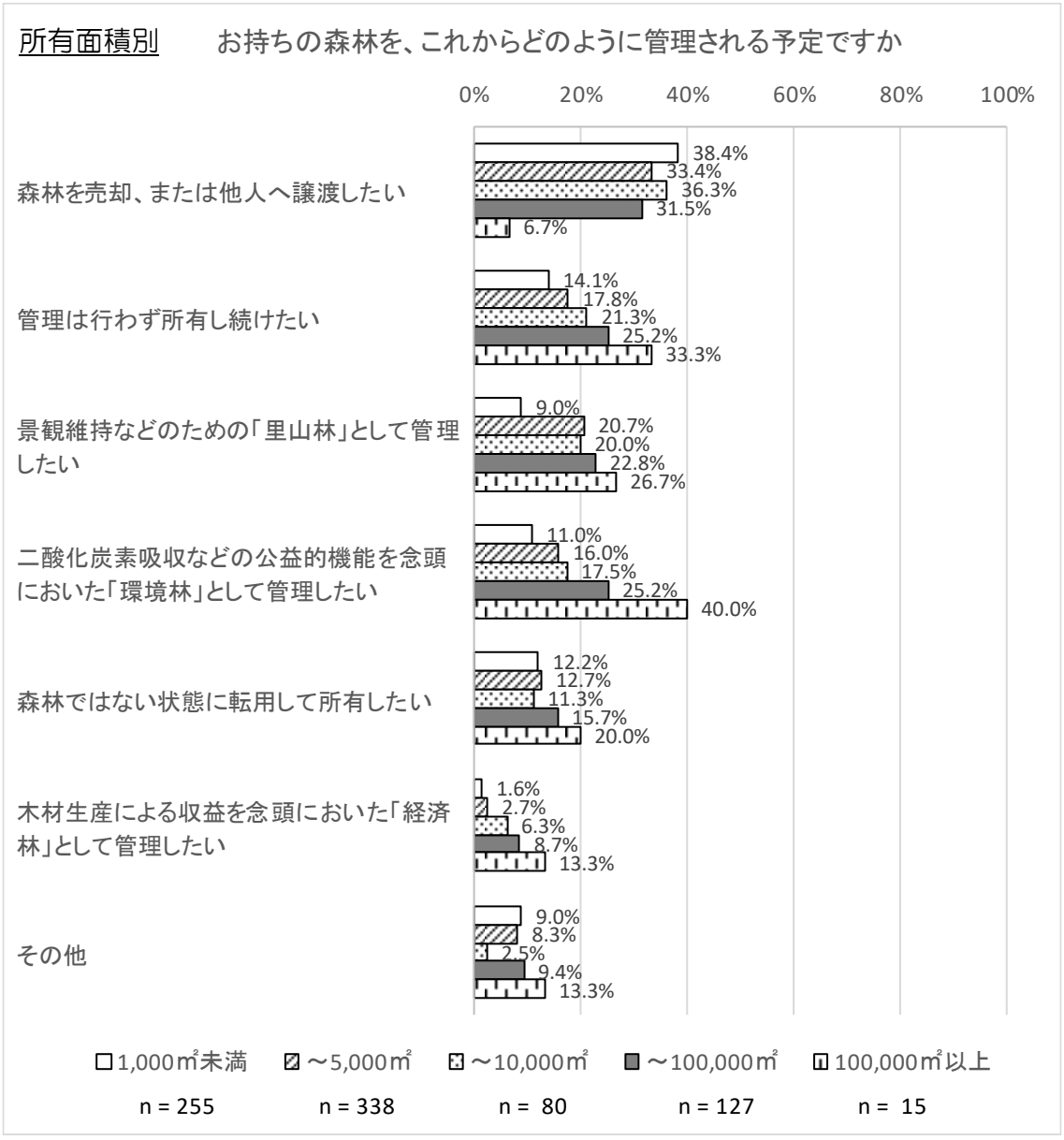

問 11. **<u>問 10 で「経済林として管理したい」、「環境林として管理したい」、「里山林として管理したい」と回答した方にお聞きします。</u>**管理および手入れはどなたが行いますか。
【単独回答】

「自ら行う」が半数を占める一方、約 1/3 が「他者に委ねたい」との回答であった。

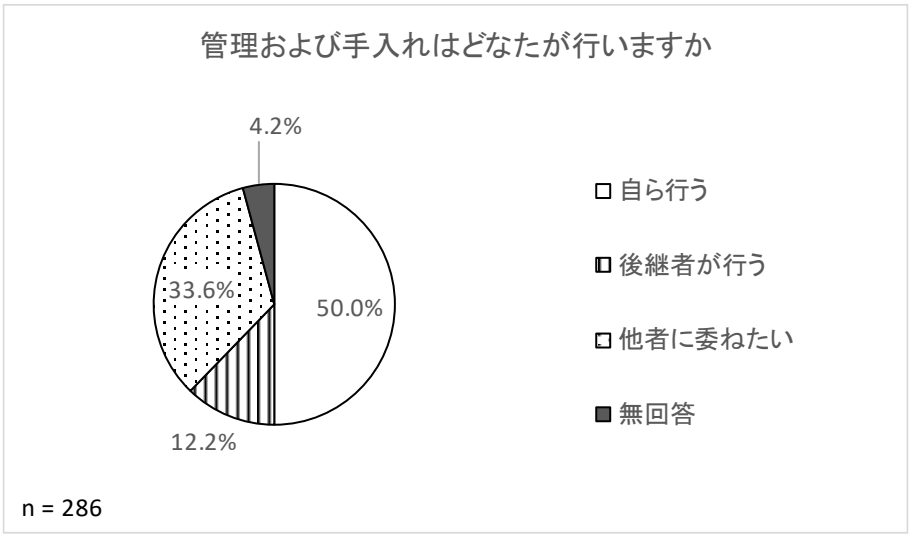

年齢層が上がるほど「他者に委ねたい」との回答の割合が小さくなる傾向となった。

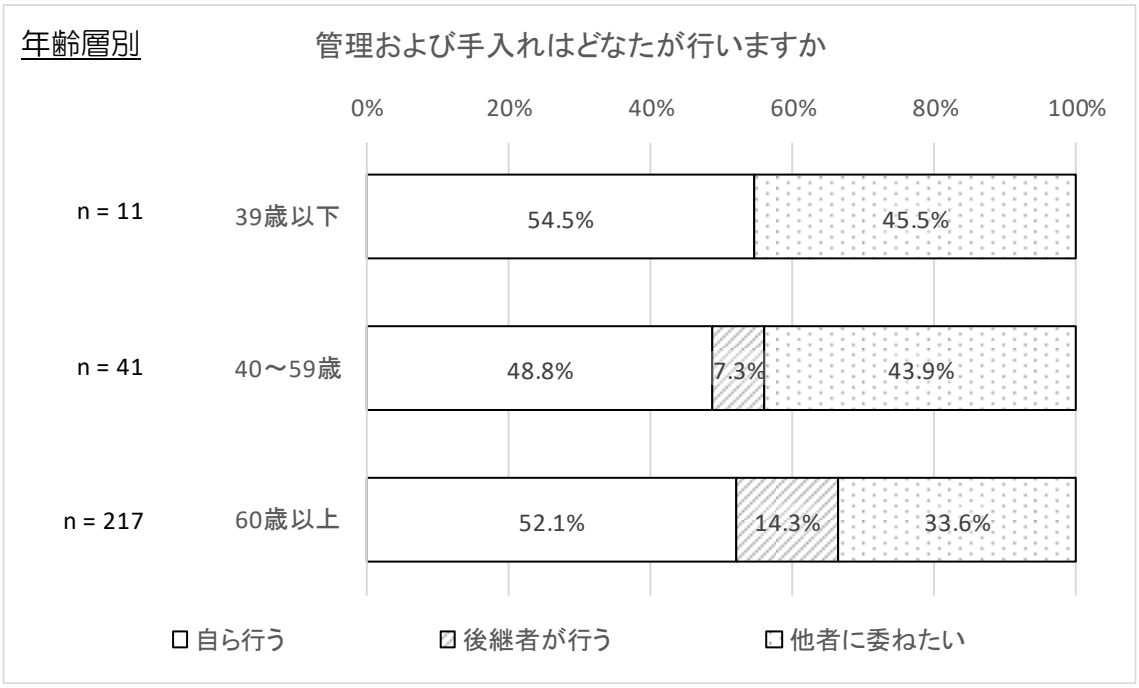

中央区は「後継者が行う」との回答の割合が突出して大きく、伴って「他者に委ねたい」との割合は小さかった。また、花見川区と稲毛区は「後継者が行う」との回答はなかった。

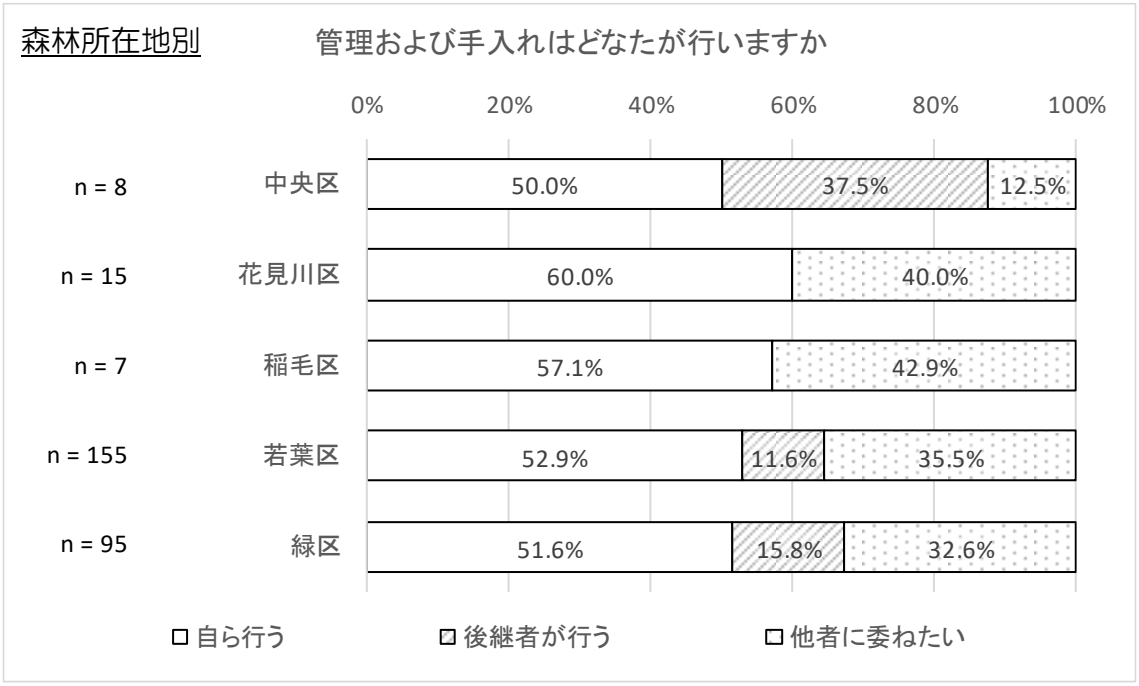

所有面積別に比較した場合、明確な傾向はみられなかった。

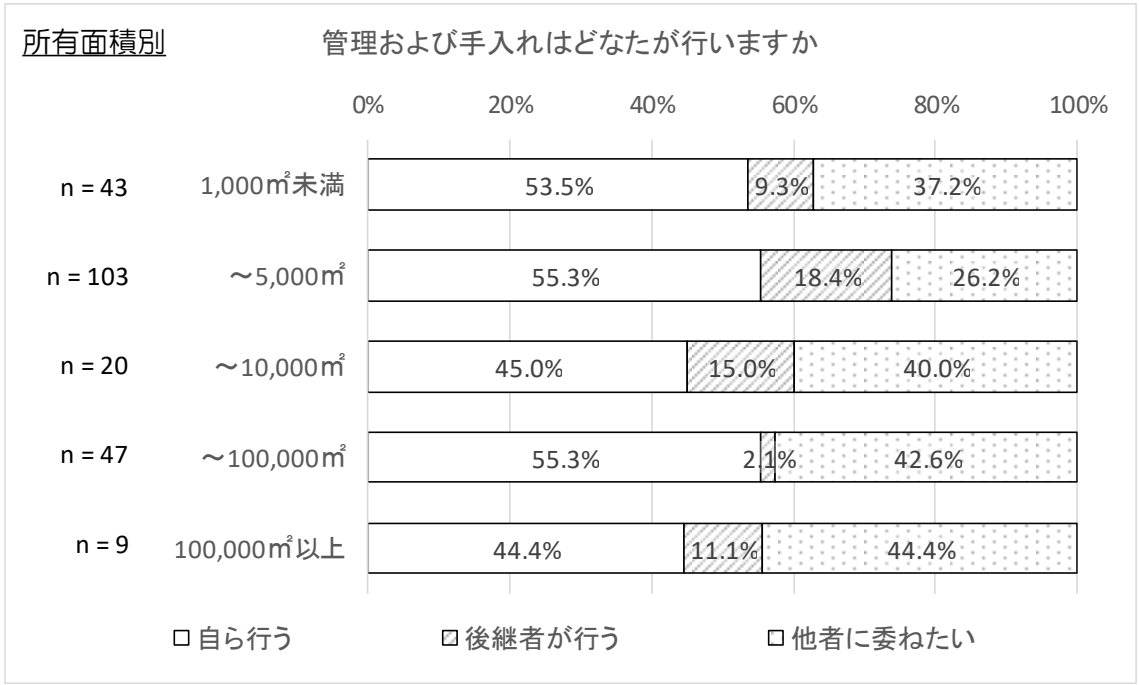

問 12.　**<u>問 11 で「自ら行う」と回答した方にお聞きします。</u>今後森林を管理する後継者はいますか【単独回答】**

「いる」との回答と比較して、「いない」との回答の割合が若干大きくなっている。

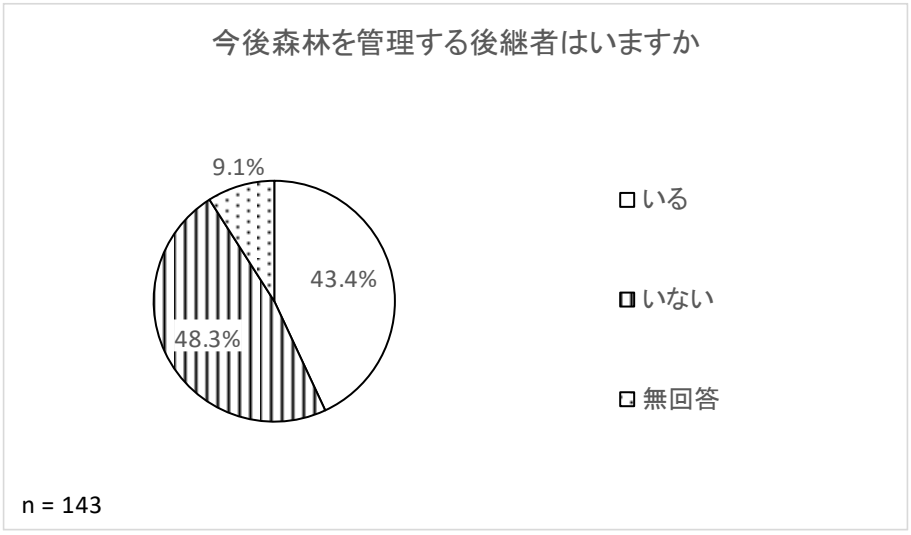

年齢層が上がるほど、後継者が「いる」との回答の割合が大きかった。

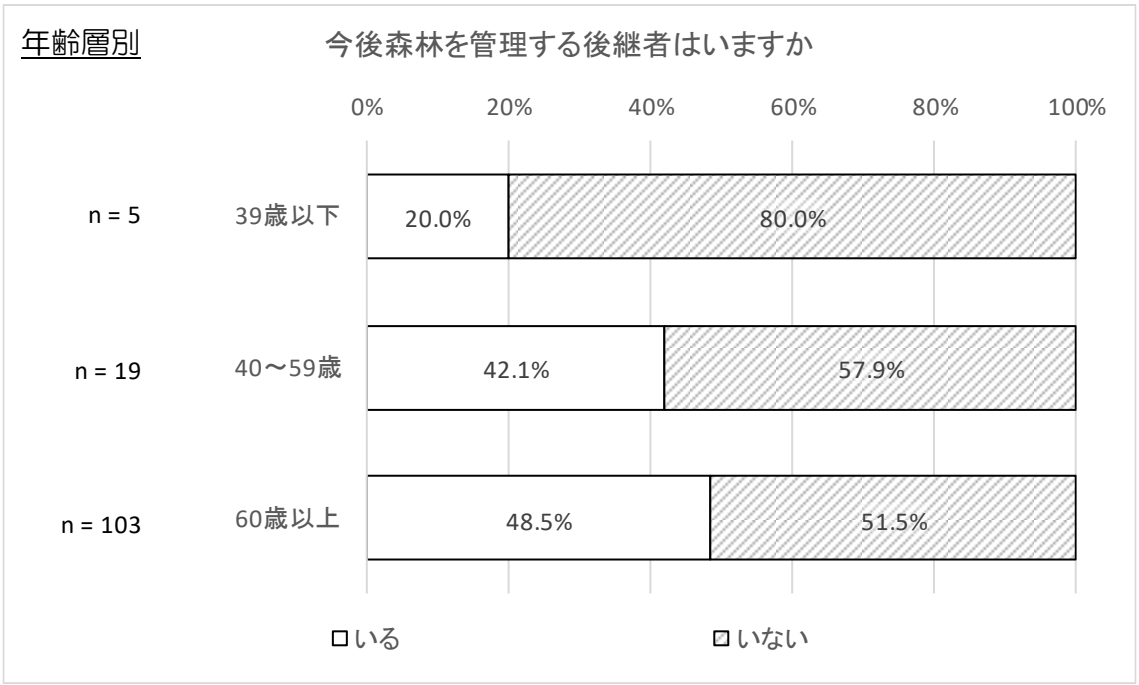

サンプル数が少ない中央区、花見川区及び稲毛区では後継者が「いる」との回答が過半であるが、森林が多い若葉区、緑区では後継者が「いない」との回答が過半であった。

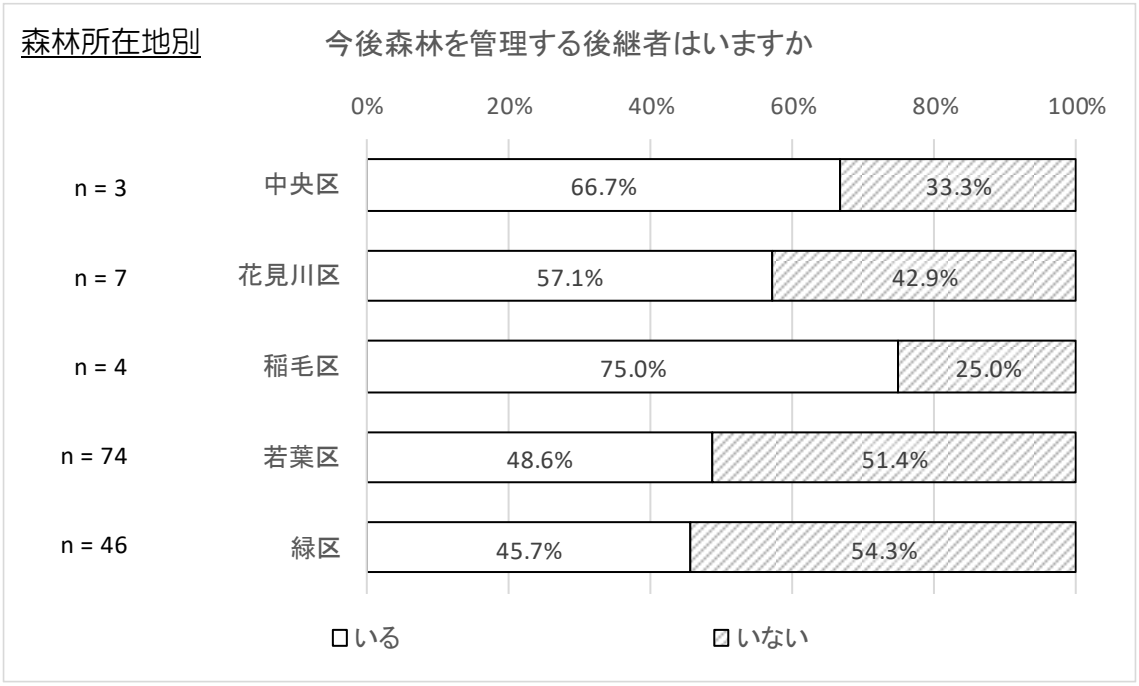

所有面積別に比較した場合、明確な傾向はみられなかった。

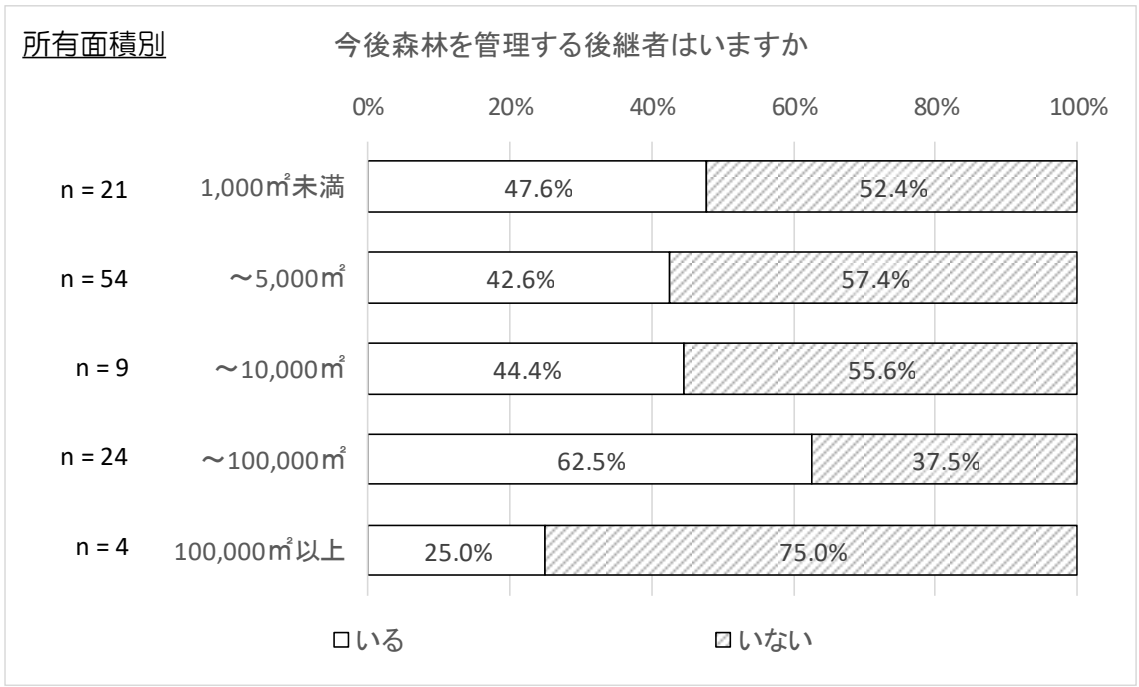

問 13.　伐採した場合の木材（間伐材含む）をどのように処分しますか【複数回答】

「森林内に集積する」が 3 割以上を占めており、「自分で使う」は 8%未満となっている。

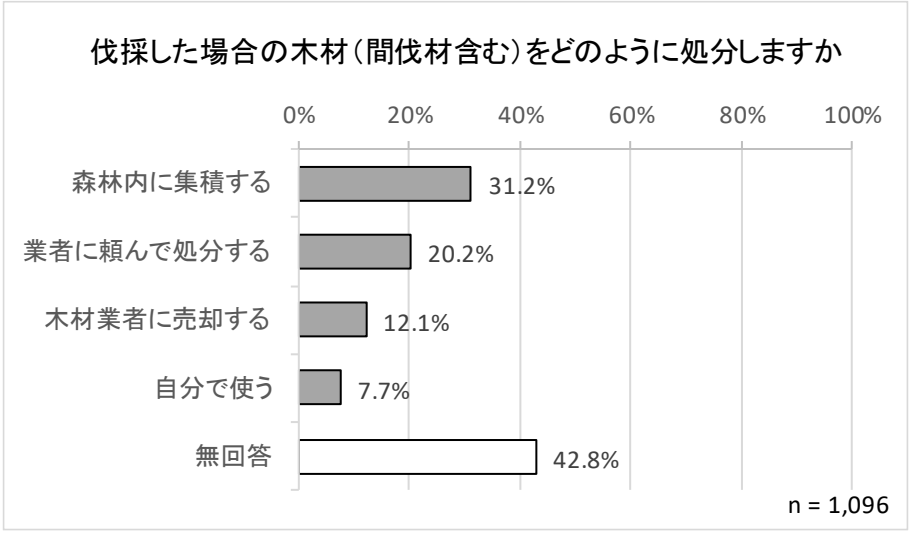

年齢層が上がるほど、「業者に頼んで処分する」との回答の割合が小さくなった。

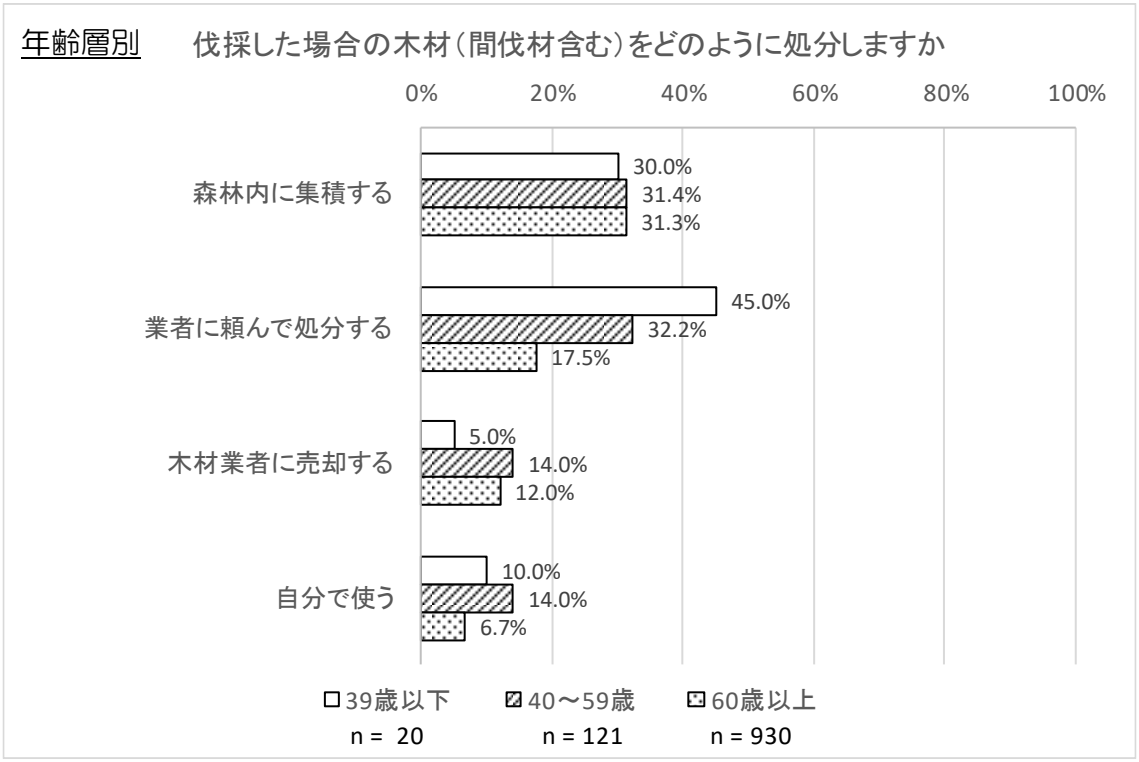

稲毛区は「業者に頼んで処分する」、「自分で使う」の割合が他区よりも大きかった。

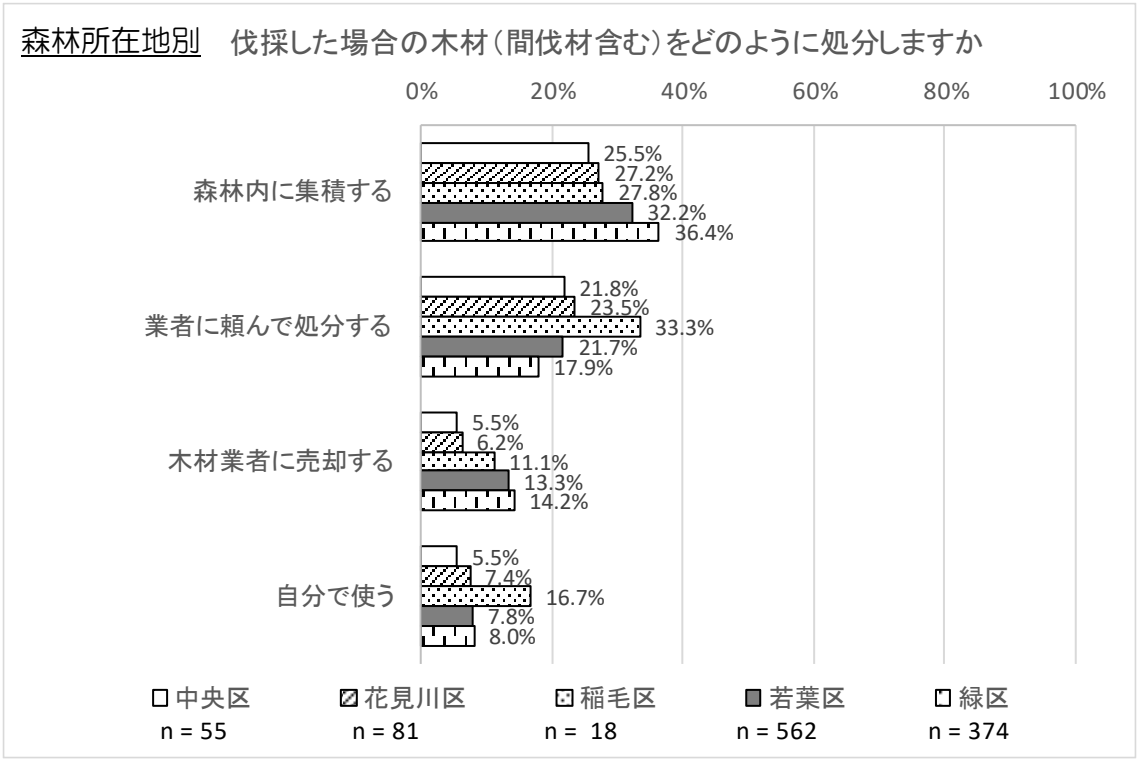

所有面積が広くなるほど、「森林内に集積する」、「業者に頼んで処分する」、「木材業者に売却する」との回答の割合が大きくなる傾向であった。

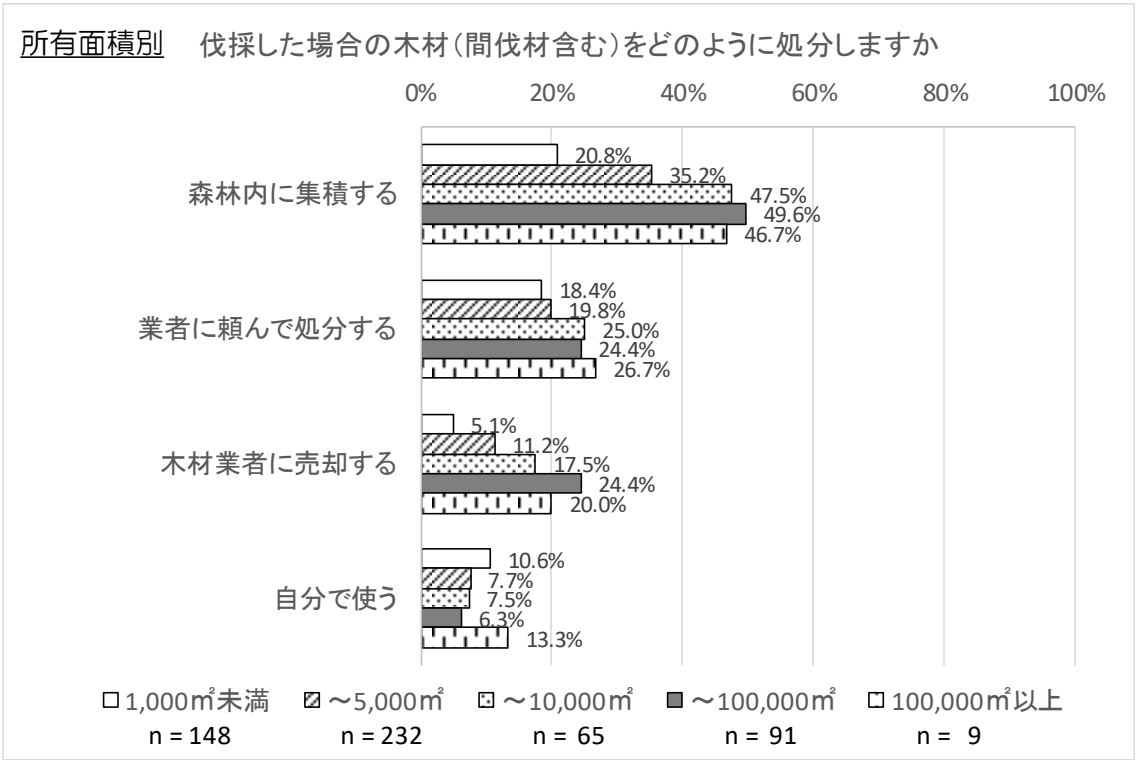

問 14.　森林環境譲与税を知っていましたか【単独回答】

約 8 割が「知らなかった」と回答しており、「知っていた（内容まで知っていた）」は全体の 1.6％にとどまった。

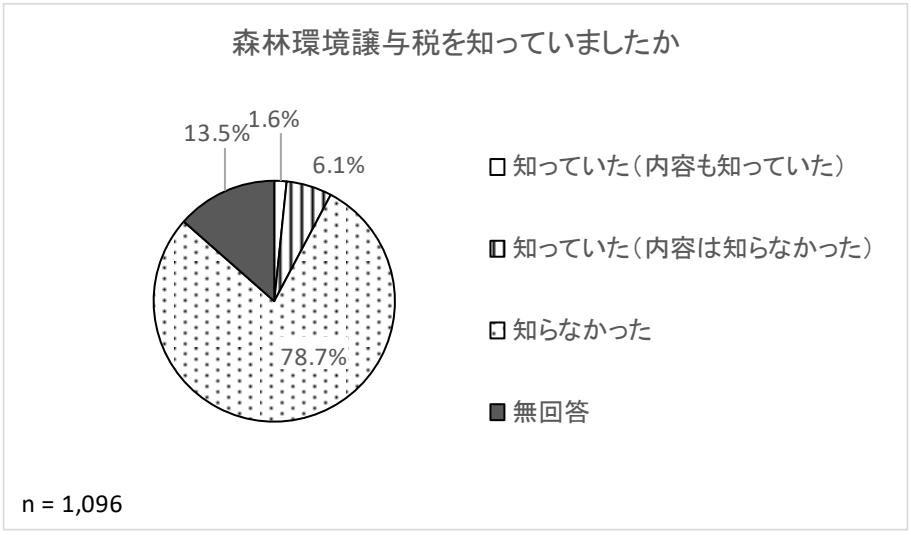

無回答を除けば、いずれの年齢層も 9 割近くが「知らなかった」との回答であった。

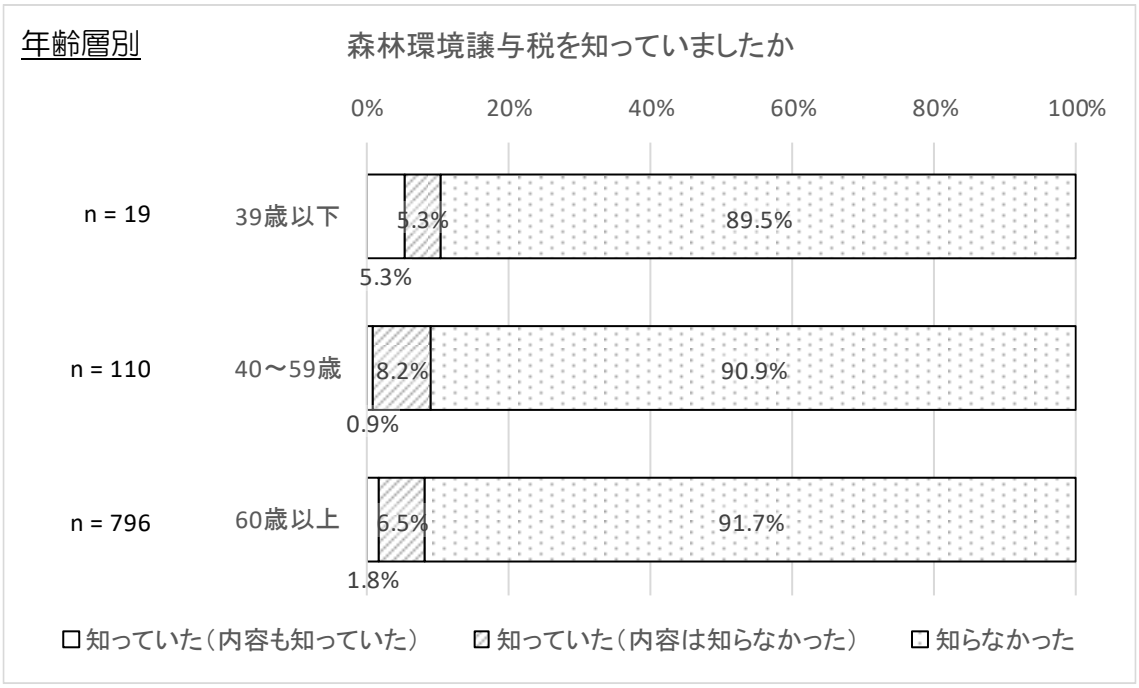

稲毛区は全ての方が「知らなかった」との回答であった。

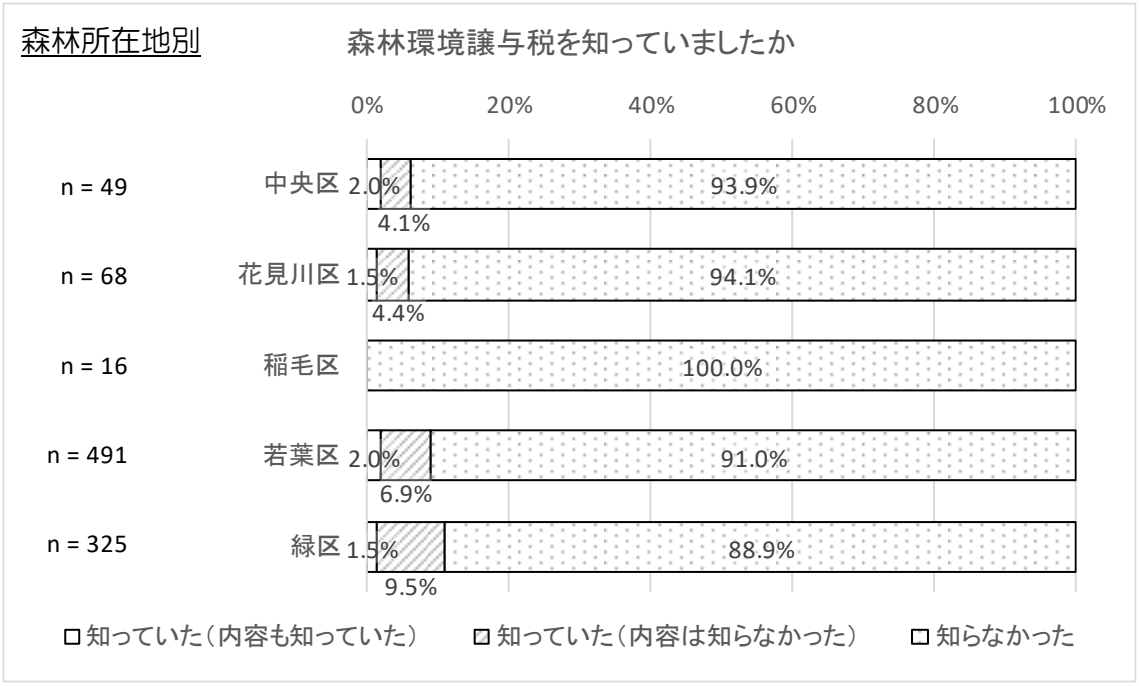

所有面積が広くなるほど、「知っていた（内容も知っていた）」との回答の割合が大きくなる傾向にあるが、いずれの区分においても「知らなかった」が大半を占める結果であった。

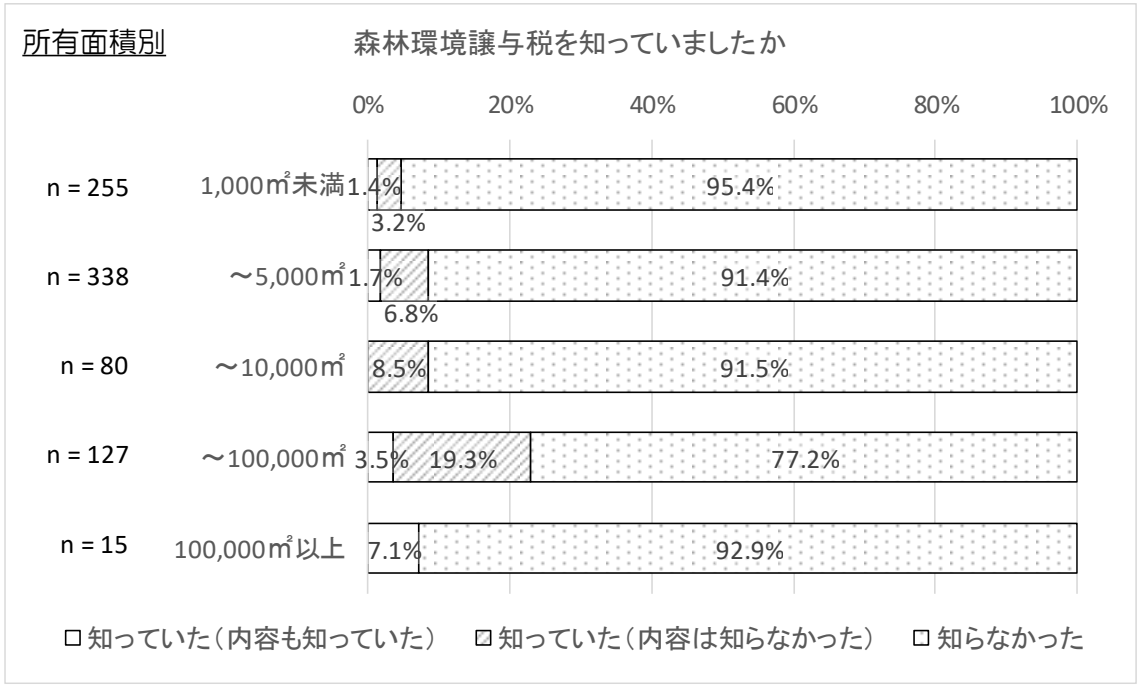

問 15.　本市では森林環境譲与税をどのようなことに使ってほしいですか【複数回答】

半数近くの方が「森林整備」と回答しており、「担い手の育成」、「木材利用の推進」が 2 割強で続く結果となった。

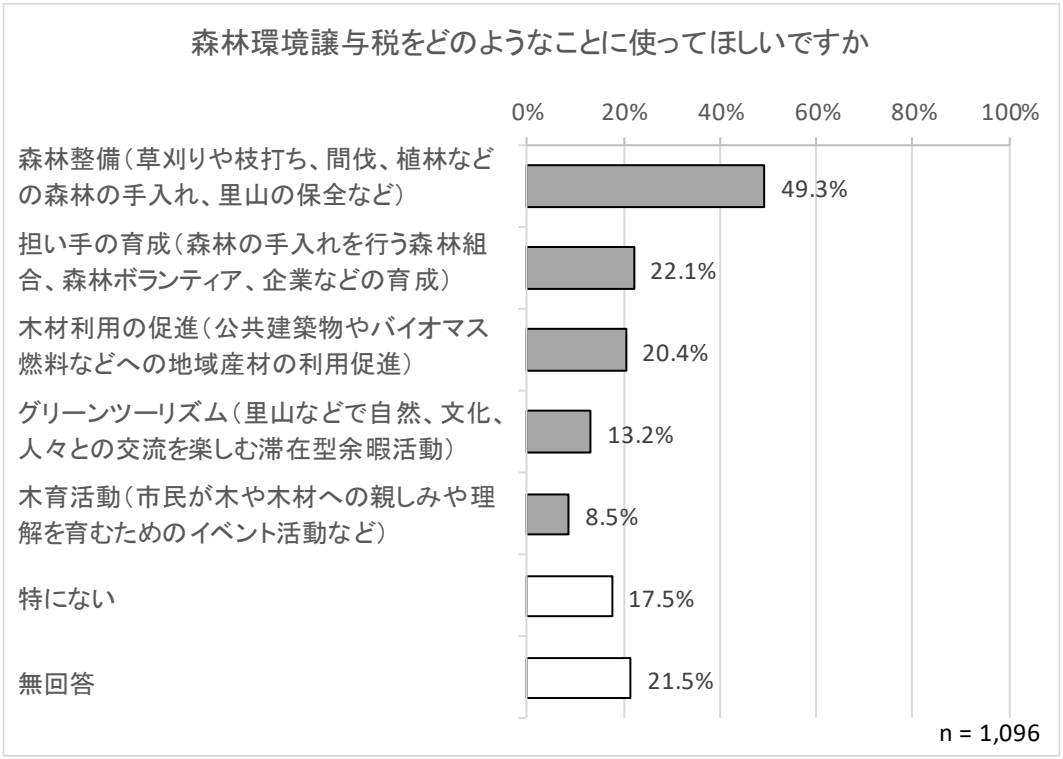

「担い手の育成」において、39 歳以下が 15 %であったのに対し 40～59 歳が 38 %と大きな差が表れている。

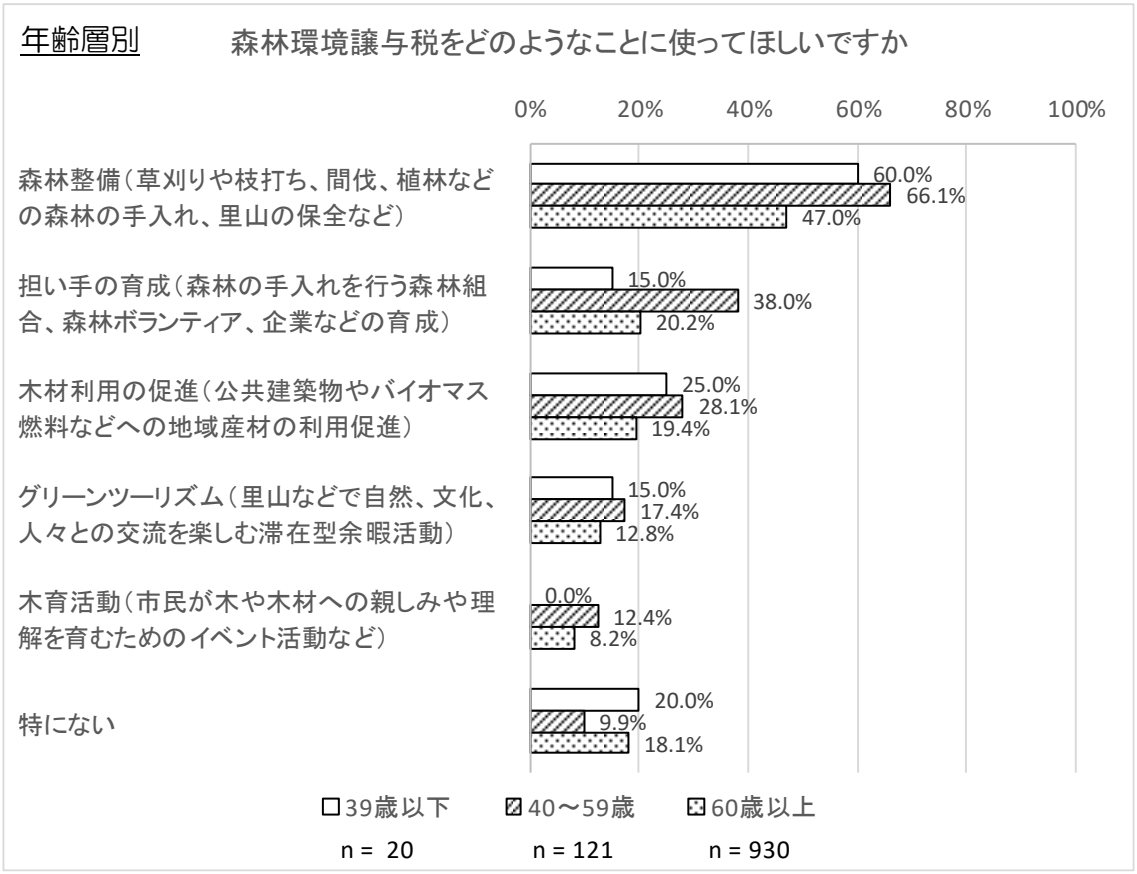

「森林整備」における中央区と稲毛区の割合が、若干ではあるが他区よりも大きかった。

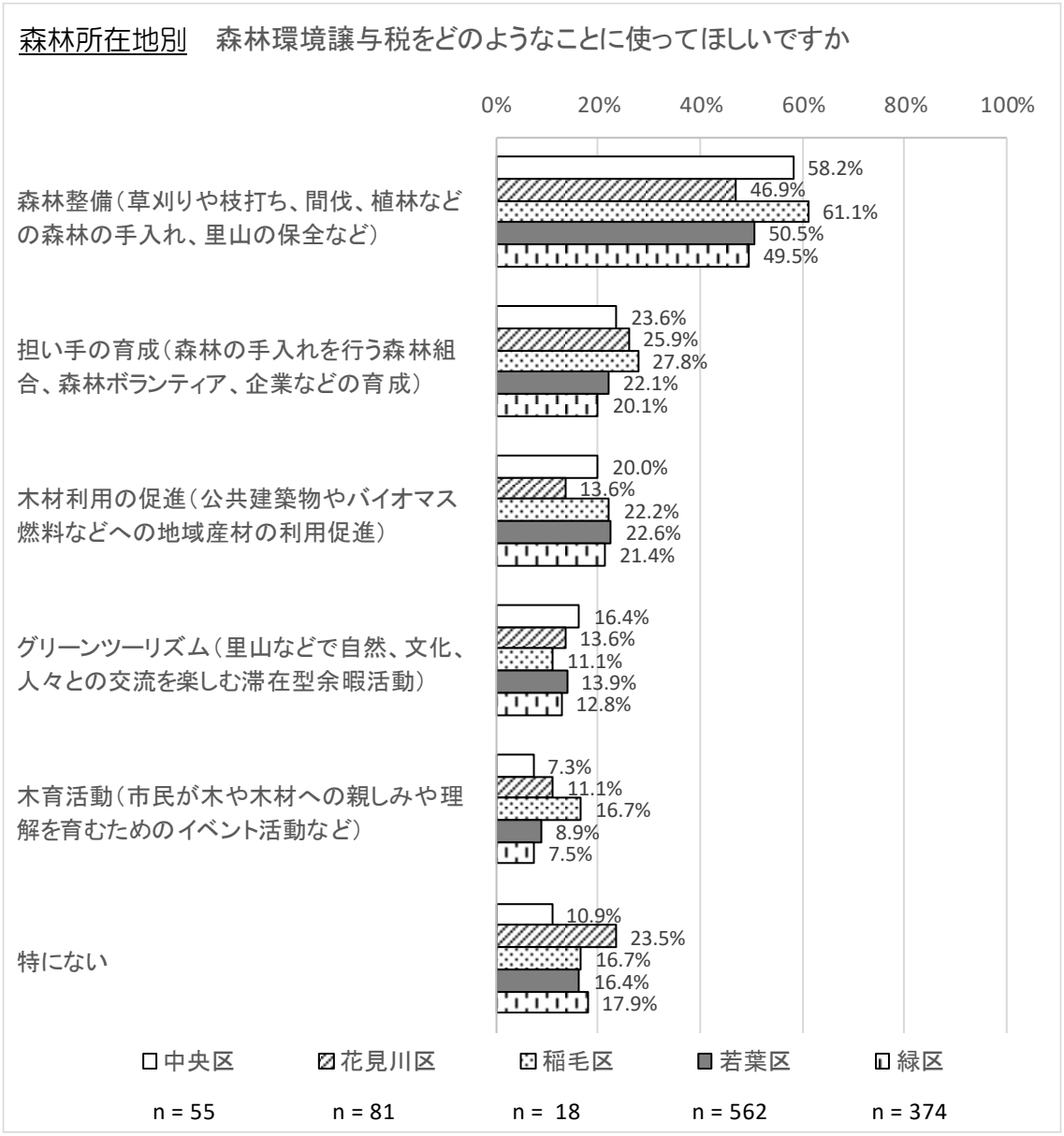

所有面積が広くなるほど、「担い手の育成」と回答される割合が大きくなる傾向であった。

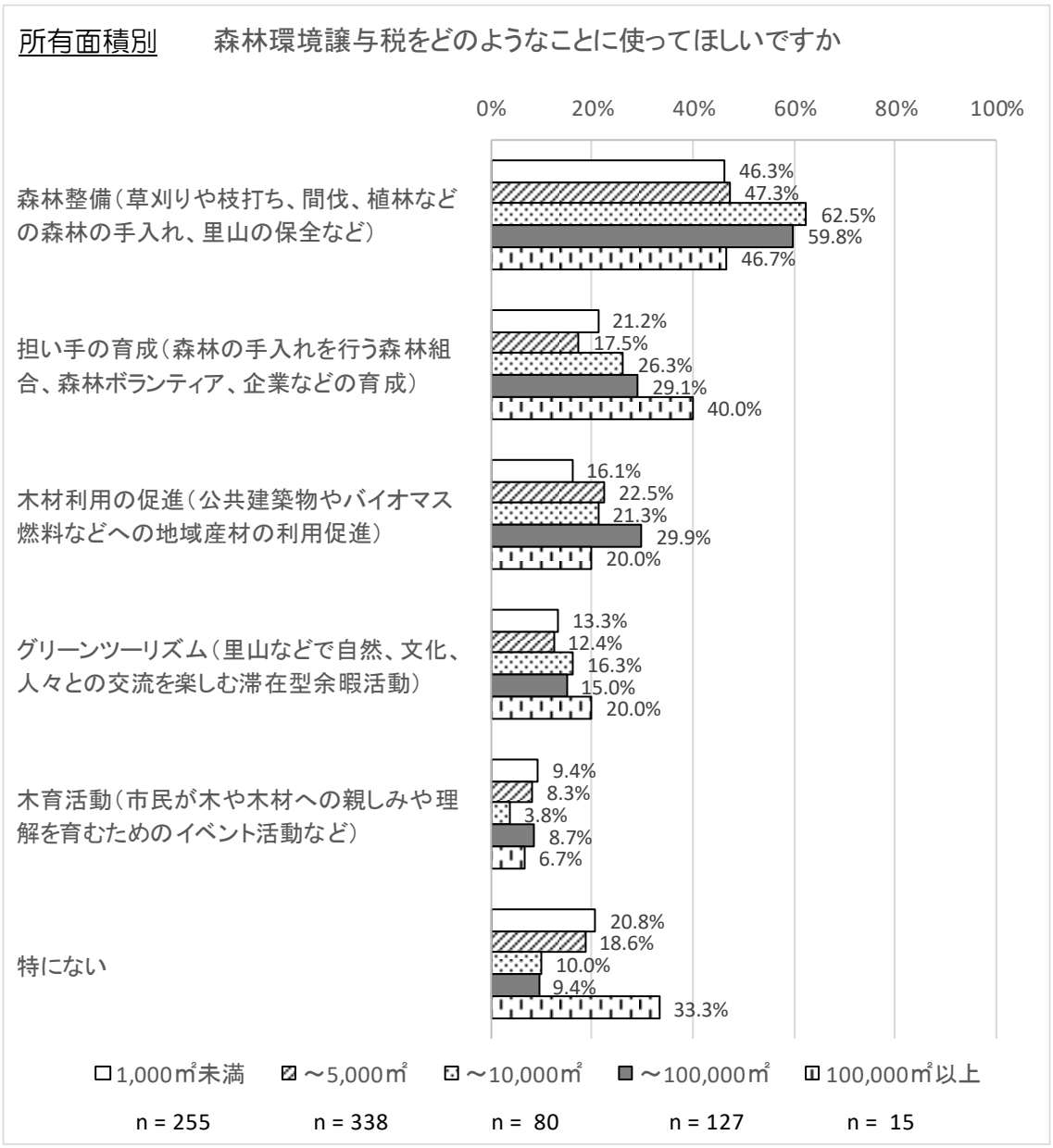

問 16.　森林環境譲与税を活用し新たに森林整備を行う場合、どこから始めるべきだと思いますか【複数回答】

「手入れされていない森林や竹やぶなど」が 39.9 %で最も多くなっており、次いで 19.2 %の「個人が所有している森林」となっている。

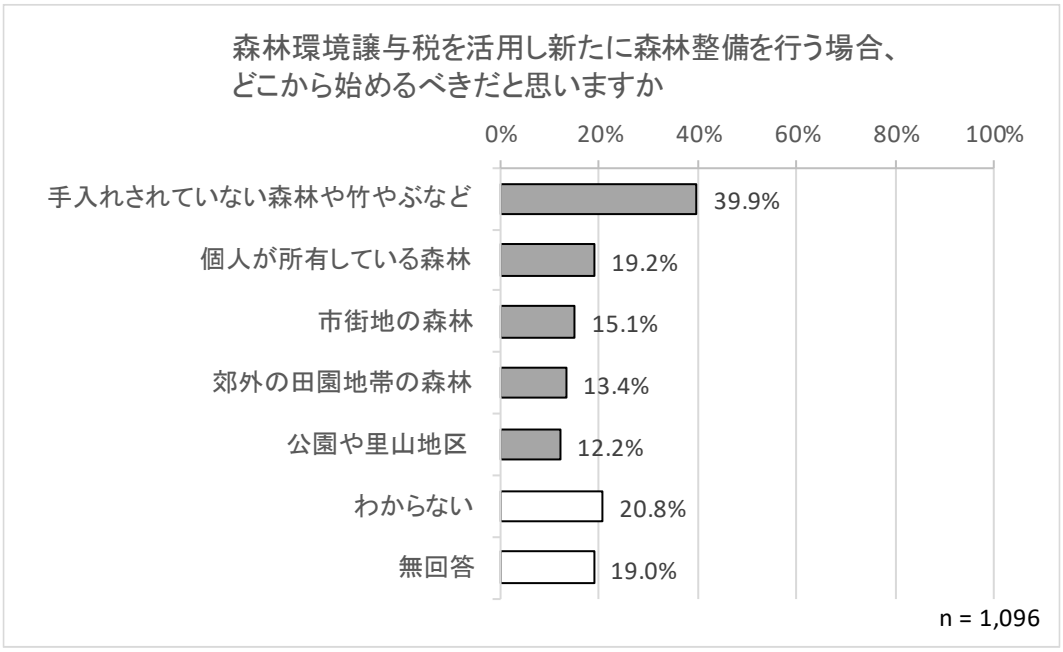

39 歳以下は「手入れされていない森林や竹やぶ」との回答は少なく、代わって「市街地の森林」、「郊外の田園地帯の森林」、「わからない」との回答が多くなっている。

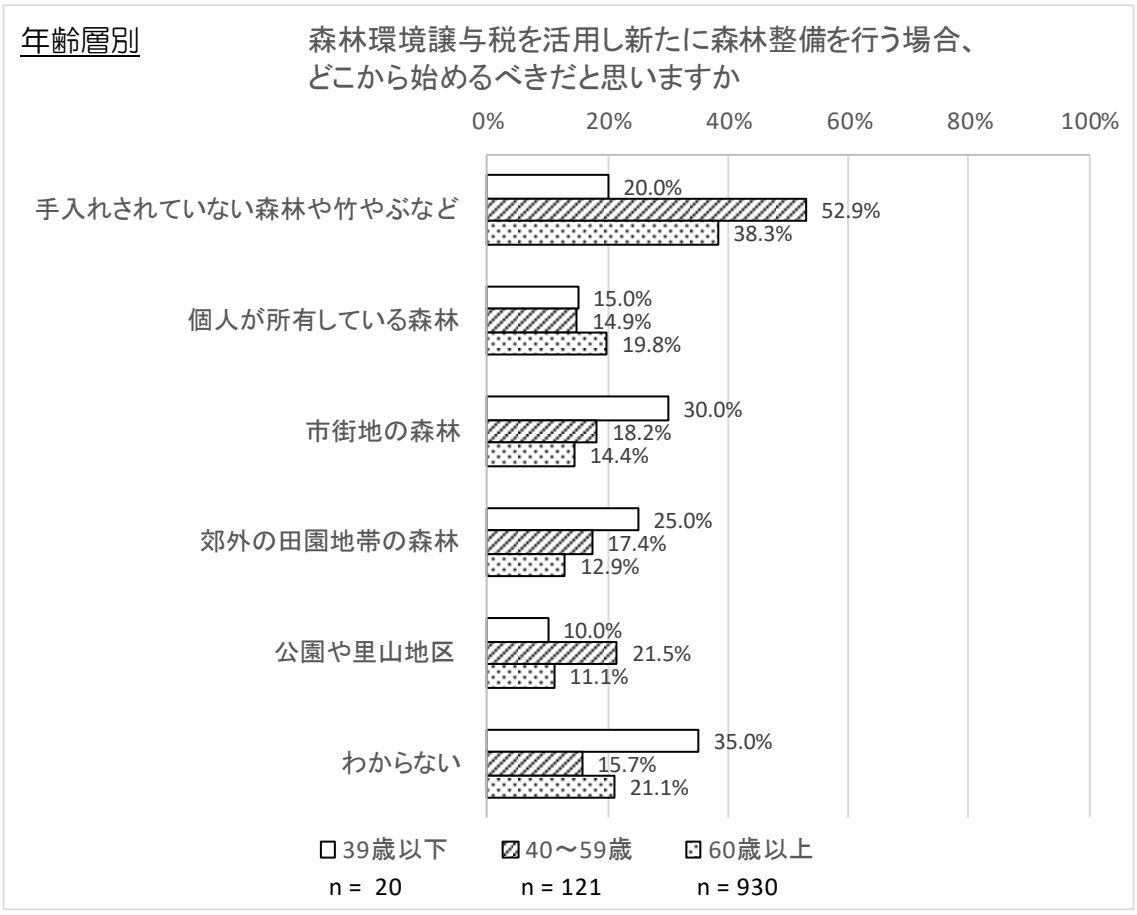

稲毛区は、「個人が所有する森林」が「手入れされていない森林や竹やぶ」を上回っており、他区と比較しても突出する結果であった。また、市街地が多い中央区、稲毛区では「市街地の森林」との回答の割合が大きくなっている。

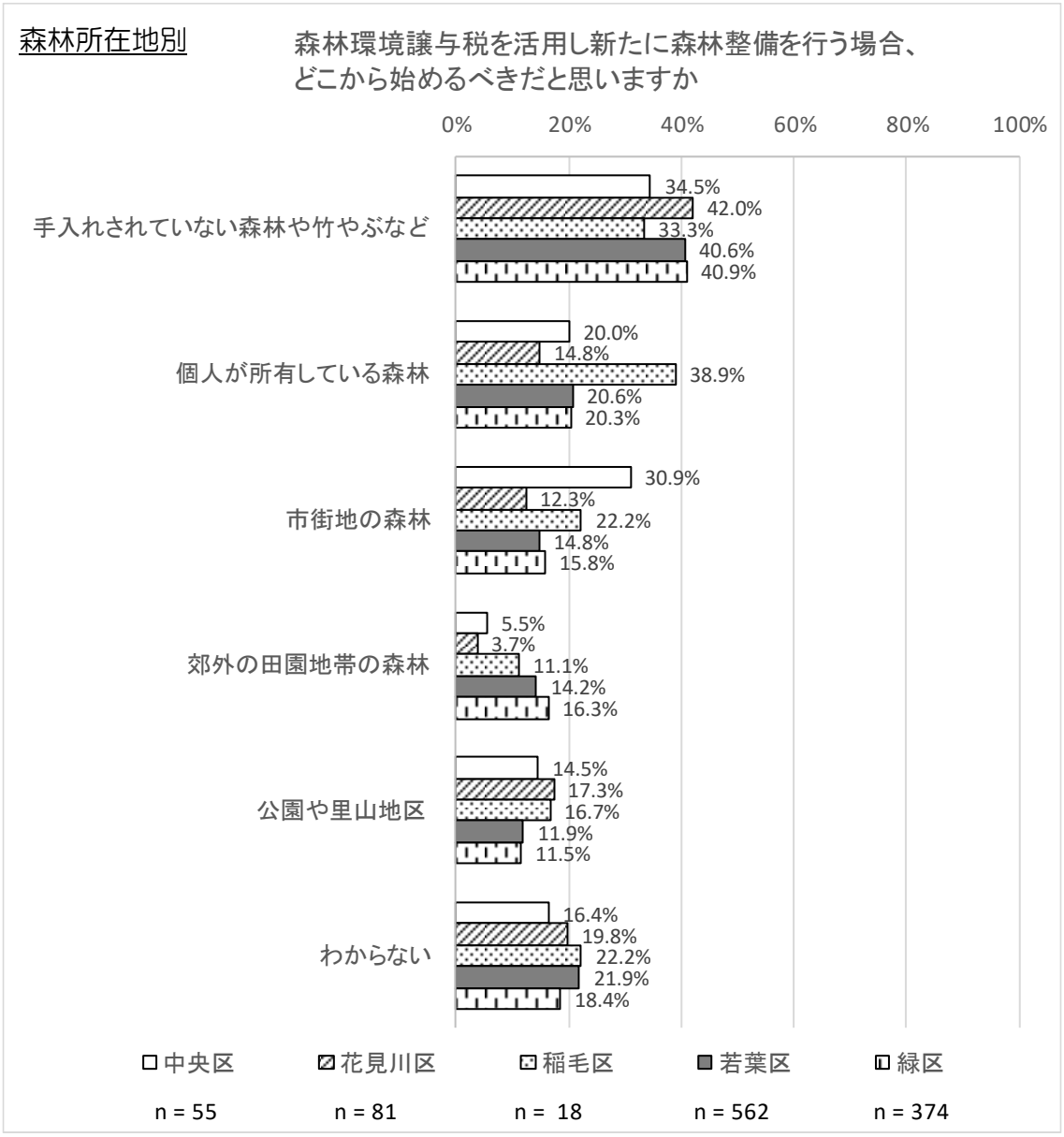

所有面積が広くなるほど、「手入れされていない森林や竹やぶ」、「個人が所有する森林」との回答の割合が大きくなる傾向であった。

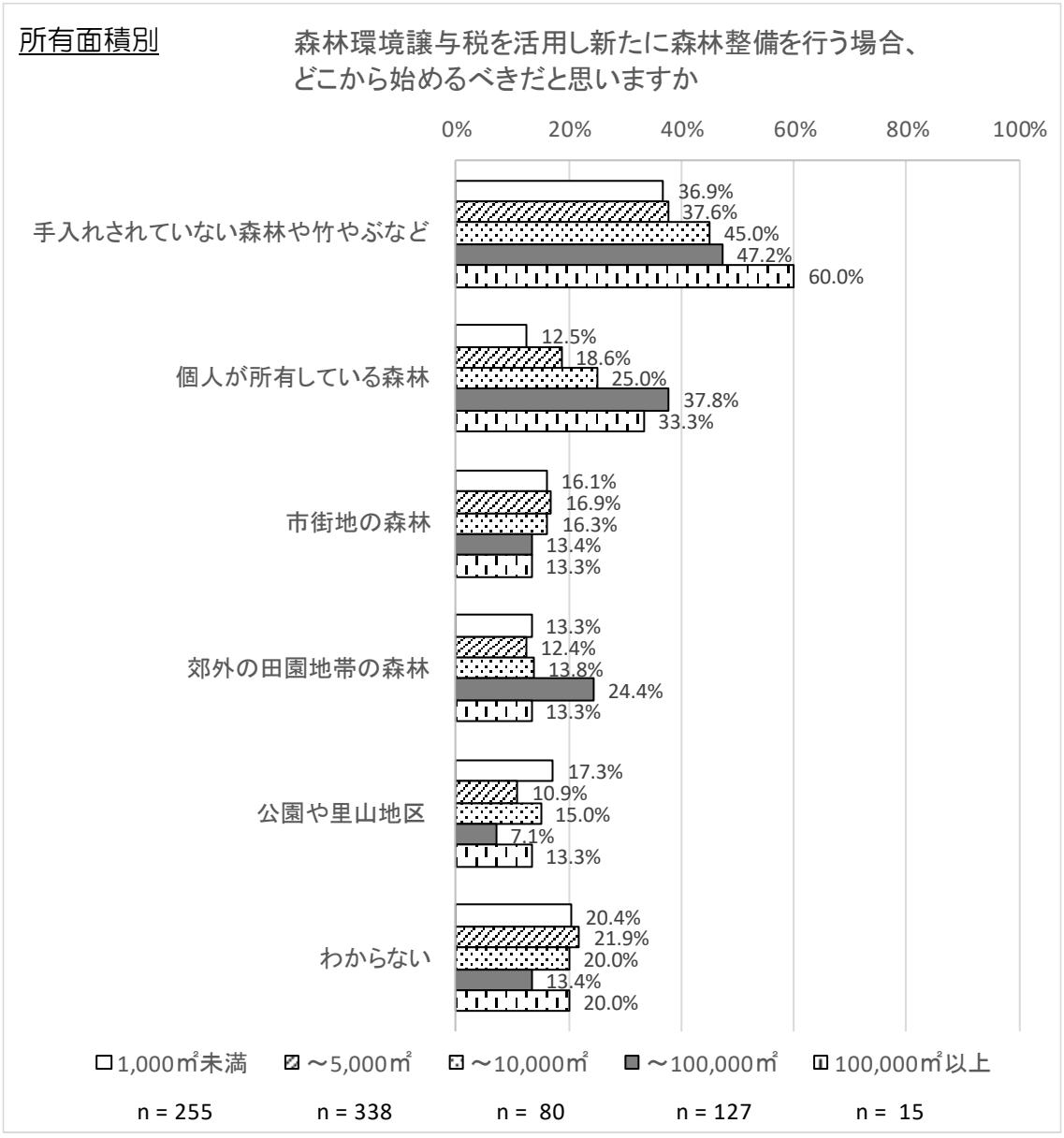

1.2　一般 WEB アンケート

千葉市が市内在住・在勤・在学の方を対象に行った 2019 年度 第 4 回（7 月実施）WEB アンケートにおいて「森林環境譲与税の活用」として 8 つの設問を設け、753 票の回答が得られた。その結果について以下に示す。

なお、最終の Q24 では森林所有について聞いているため、所有者（n=22）、非所有者（n=731）それぞれについての集計結果も併せて示す。

Q17.　千葉市内のどのような森林を訪れたことがありますか。【複数回答】

「公園・市民の森」が 81.9 %となっており、多くの方が利用されている。次点は「散歩コース」の 26.0 %であるが、「訪れたことはない」との回答も 15.0 %あった。

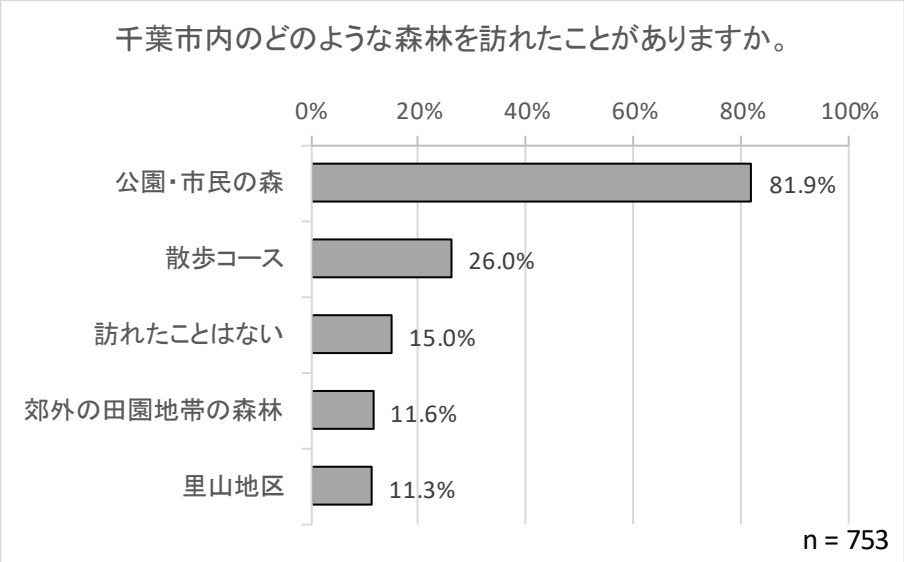

（全体）

森林所有者は「里山地区」と回答された割合が大きかった。

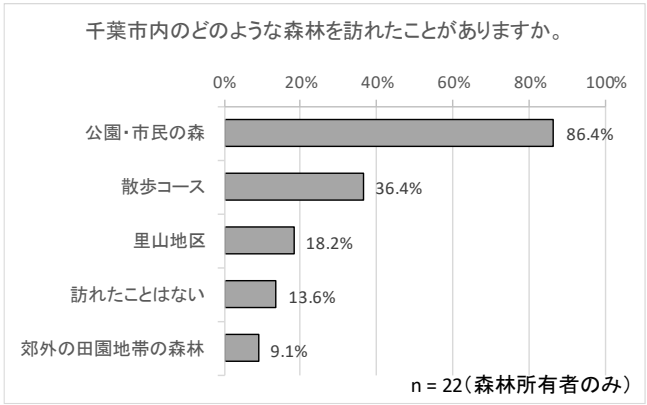

（森林所有者のみ）

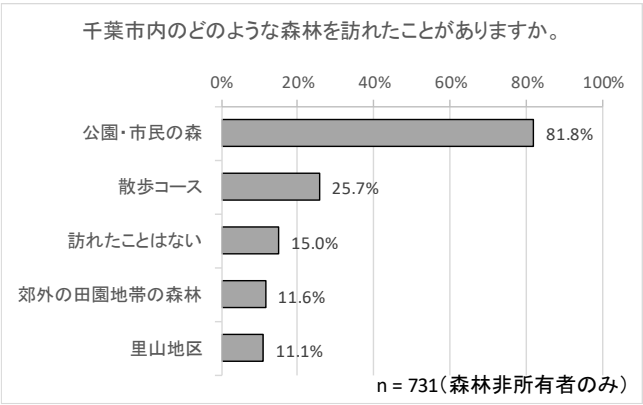

（森林非所有者のみ）

Q18.　森林で何をしましたか、またはしたいですか。【複数回答】

「散歩・ジョギング」が 64.1 %で最も多く、次いで「自然観察」、「景色を楽しむ」が 44 %程度でほぼ同じ回答であった。「森林ボランティア」との回答は 2.3 %にとどまった。

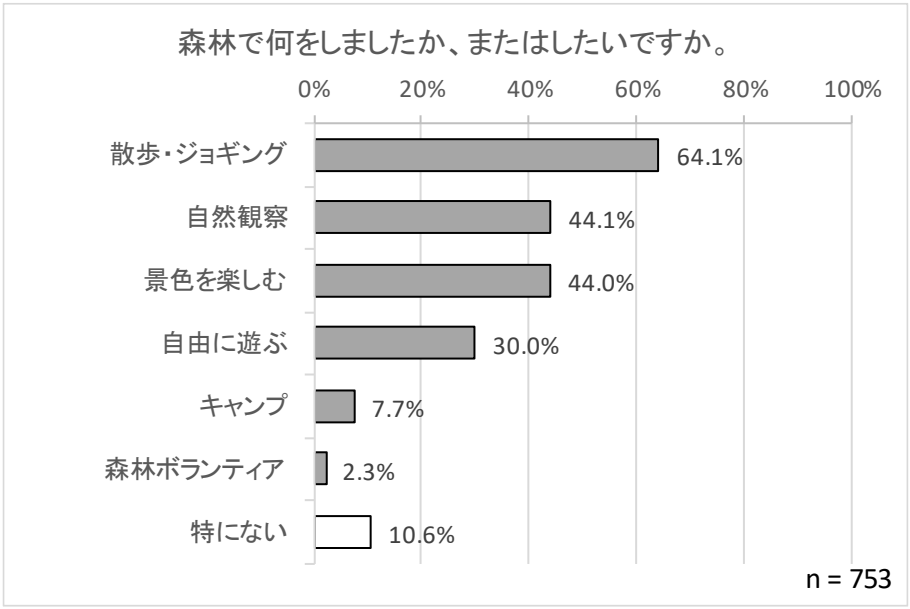

（全体）

森林所有者は「散歩・ジョギング」が 90.9 %と全体を大きく上回る一方、「自然観察」が 27.3 %と全体を大きく下回った。また、「森林ボランティア」との回答は 4.5 %ではあるが、森林非所有者の 2 倍程度の割合であった。

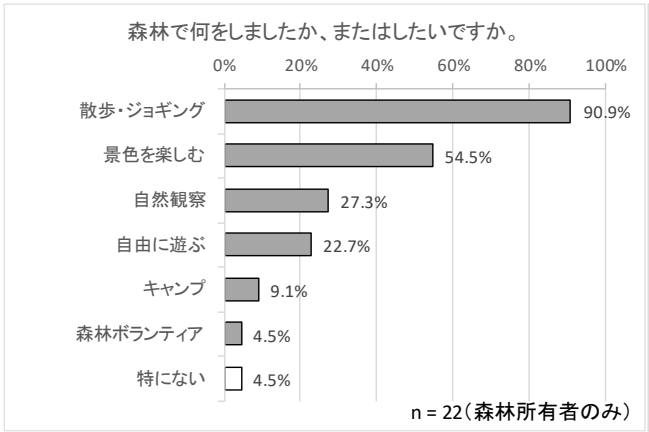

（森林所有者のみ）

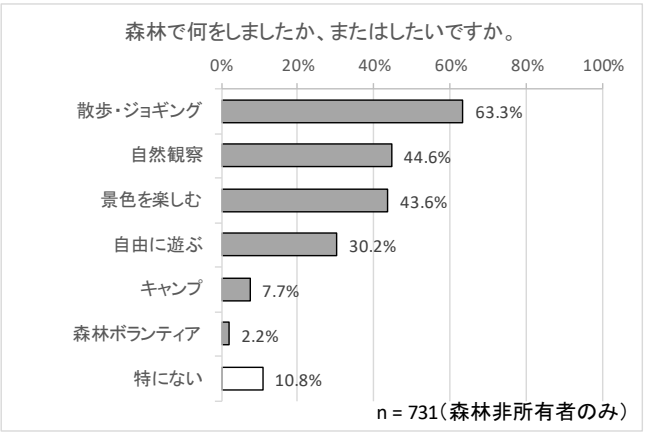

（森林非所有者のみ）

Q19.　森林環境譲与税を知っていましたか。【単独回答】

内容まで知っていたかどうかを問わず「知っていた」を合わせても 12.0 %であり、「知っていた（内容も知っていた）」はわずか 4.0 %にとどまった。

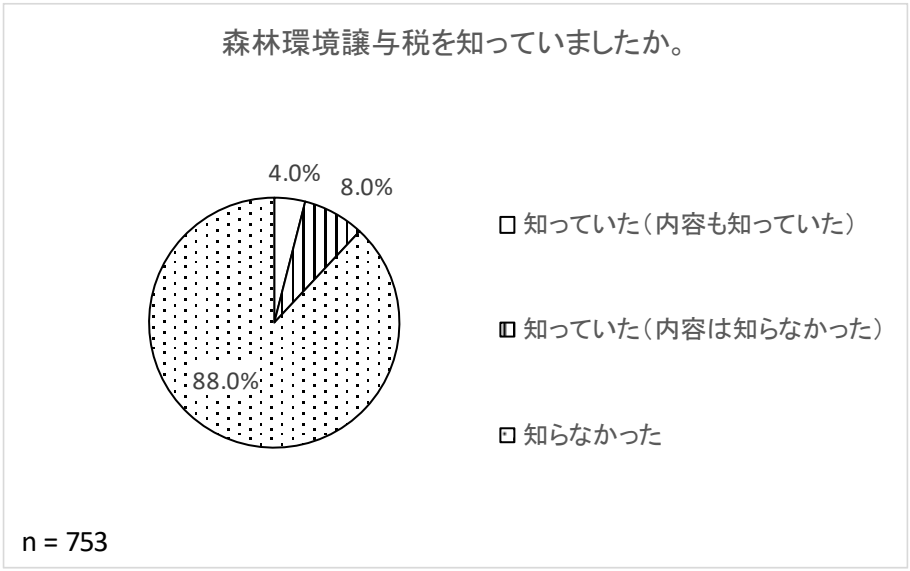

（全体）

森林所有者について、内容まで知っていたかどうかを問わず「知っていた」が合わせて 18.1 %、「知っていた（内容も知っていた）」も 13.6 %であり全体を上回ってはいるが、8 割以上は「知らなかった」との回答であった。

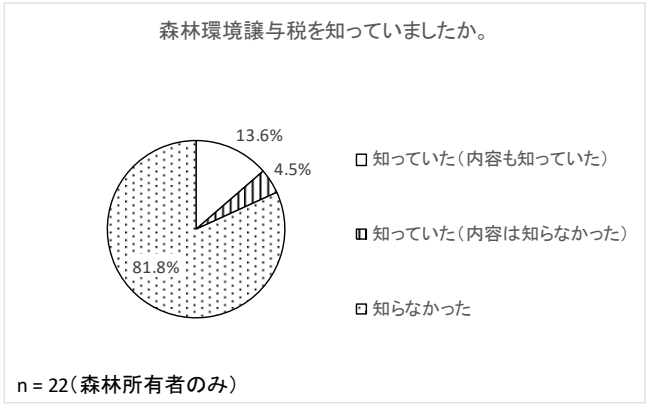

（森林所有者のみ）

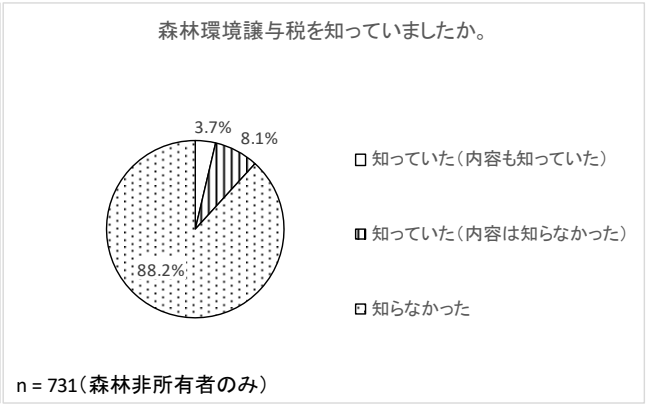

（森林非所有者のみ）

Q20.　森林環境譲与税を本市では優先的にどのようなことに使ってほしいですか。【単独回答】

「森林整備」が 52.9 %と過半を占めており、次いで「担い手の育成」が 16.9 %であった。

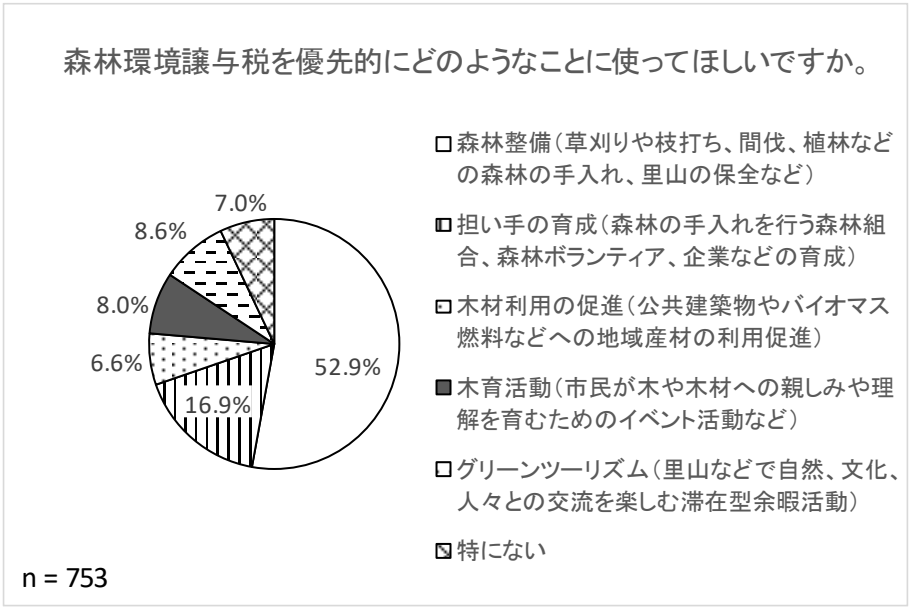

（全体）

森林所有者、森林非所有者を問わず「森林整備」がほぼ半数であった。森林所有者においては「木材利用の促進」との回答はなく、代わって「木育活動」、「特にない」の割合が大きくなる結果であった。

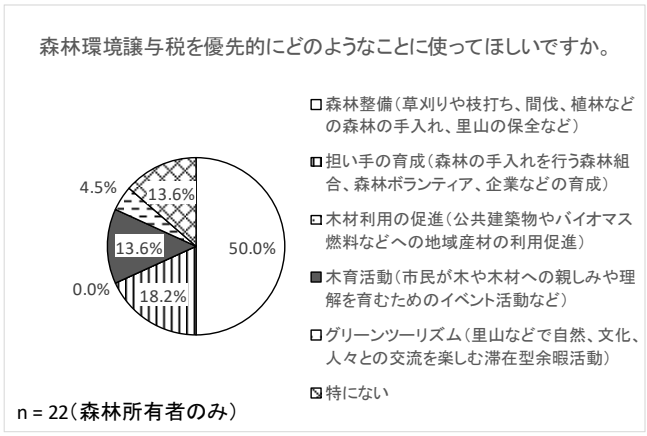

（森林所有者のみ）

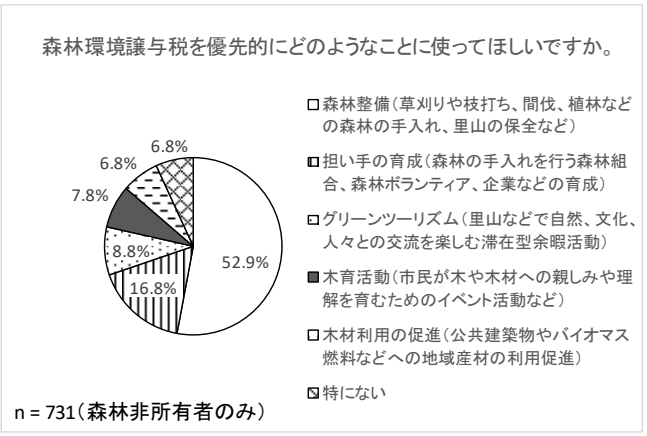

（森林非所有者のみ）

Q21.　本市の森林において、森林環境譲与税を活用し新たに森林整備を行う場合、どこから始めるべきだと思いますか。【単独回答】

「手入れがされていない森林や竹やぶなど」が 50.6 %とほぼ半数であり、「市街地の森林」が 20.3 %、「公園や里山地区」が 16.9 %で続く結果であった。

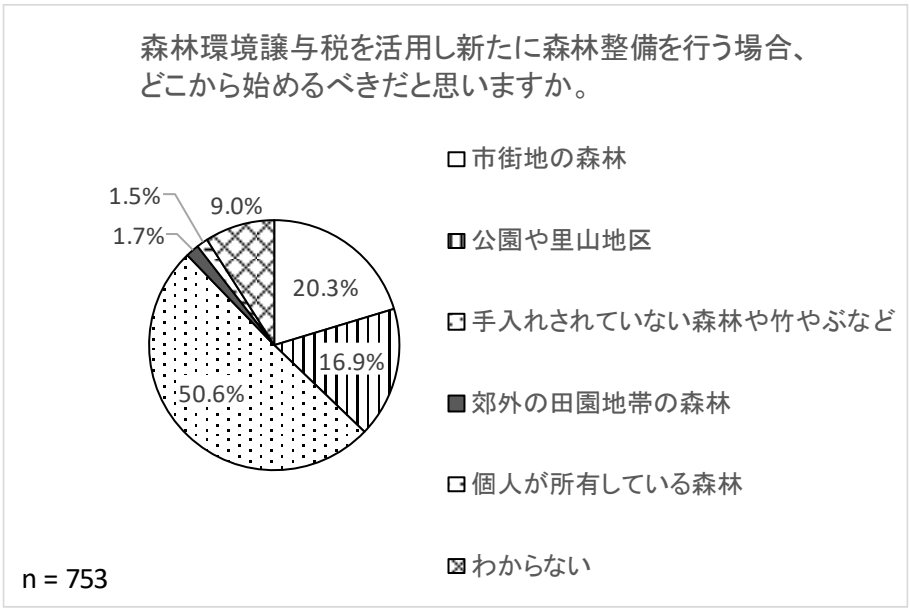

（全体）

森林所有者においては、「郊外の田園地帯の森林」と「個人が所有している森林」との回答はなく、また「手入れがされていない森林や竹やぶなど」も半数を下回り、代わって「公園や里山地区」が 31.8 %であった。

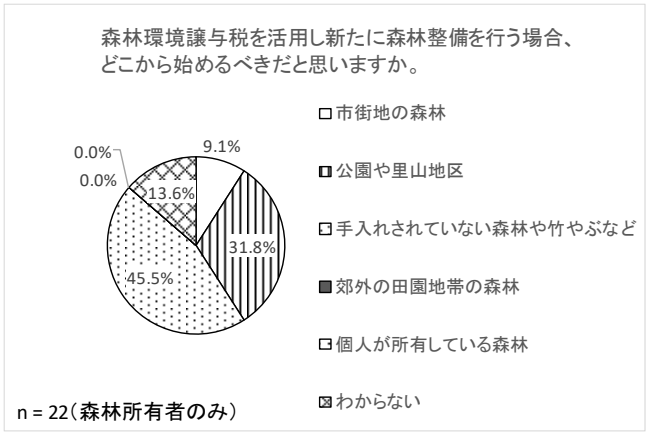

（森林所有者のみ）

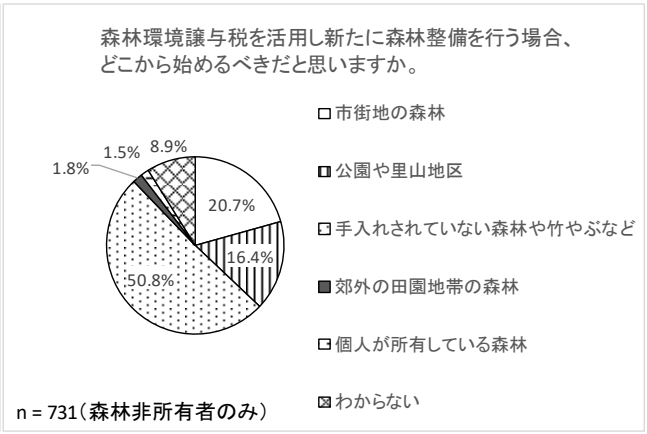

（森林非所有者のみ）

Q22.　本市では公共建築物などへの地域産材（千葉県産材）の利用促進を進めております。どのような利用方法がよいと思いますか。【複数回答】

「市の公共施設の内装や家具類など」が 61.0%で最も多く、次いで「学校・保育所などに木製のおもちゃや道具などの設置」が 50.7 %と、2 項目が 50%を超える結果であった。

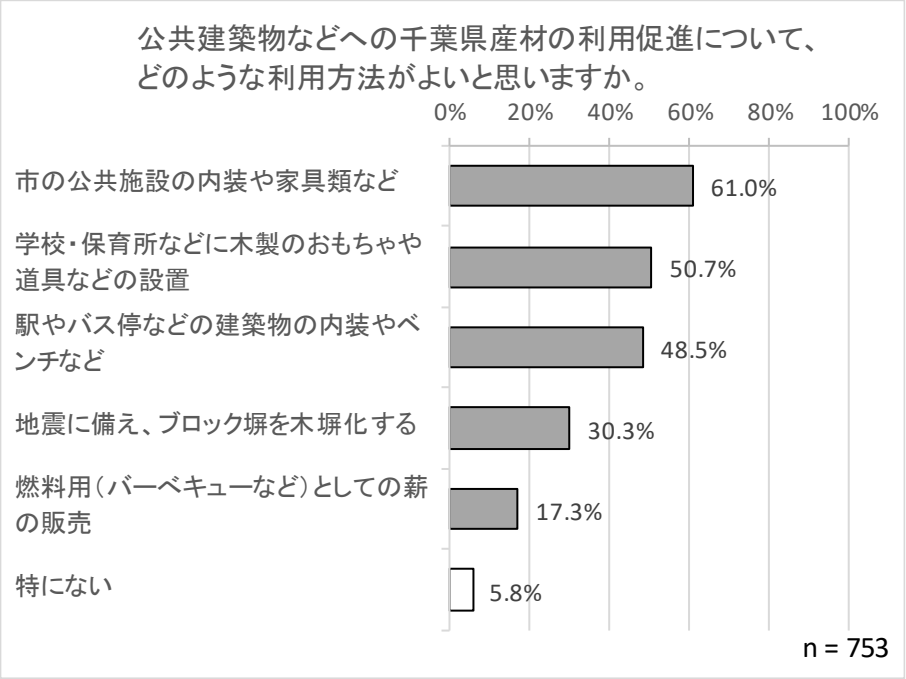

（全体）

森林所有者、森林非所有者それぞれについて上位の傾向に違いはないが、森林所有者は「ブロック塀を木塀化する」、「燃料用としての薪の販売」の割合が小さかった。

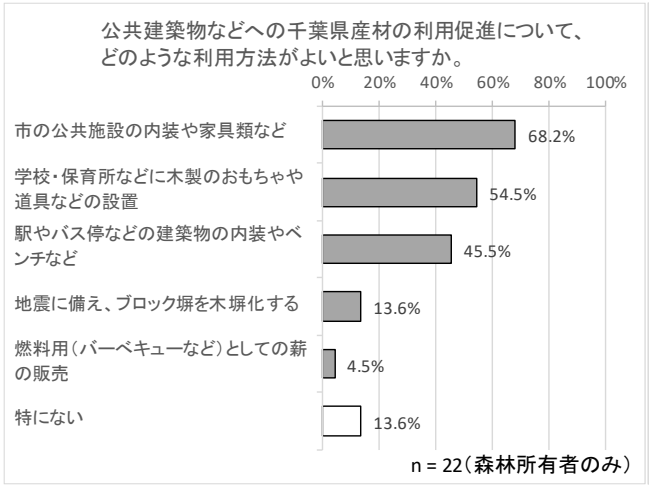

（森林所有者のみ）

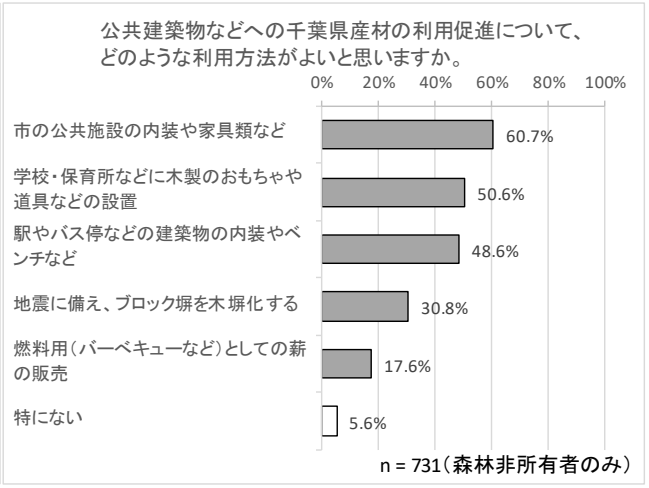

（森林非所有者のみ）

Q23.　今後、本市がグリーンツーリズム関連のプロジェクトを展開していくとしたら、どのようなことを期待しますか。【複数回答】

「農政センターや里山地区などの森林への遊歩道などの整備」が 45.3 %であり、「ツリーハウスやログハウスの設置と貸し出し」が 38.9 %、「キノコの栽培やクラフト体験、たき火体験の開催」が 36.4 %と続くが、突出して多い回答はなかった。

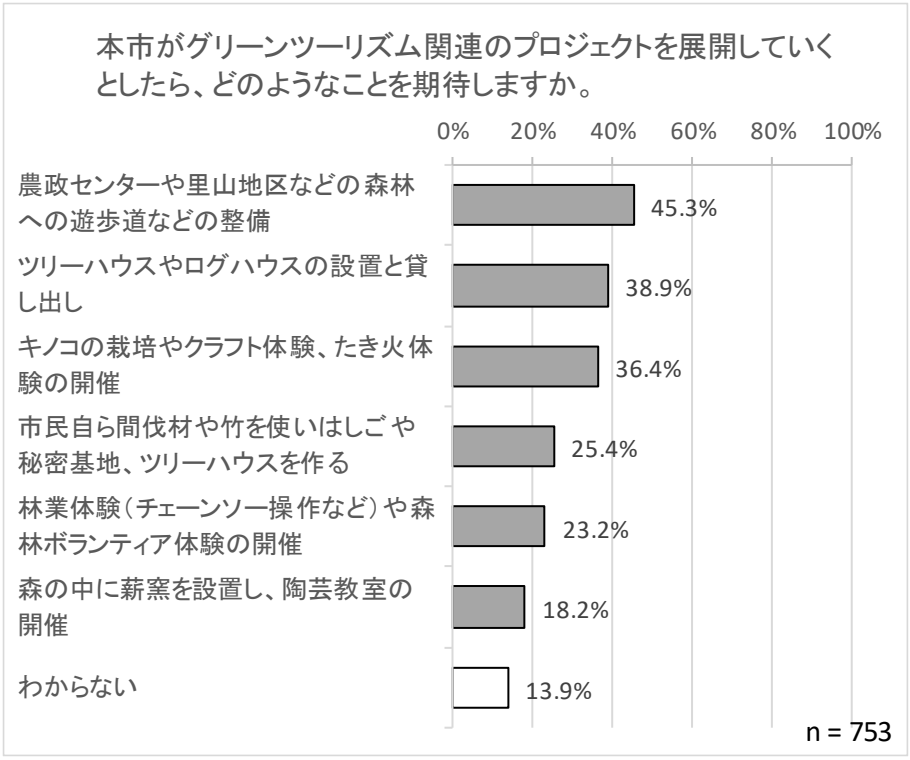

（全体）

森林所有者、森林非所有者それぞれについてほぼ同様の回答となっている。

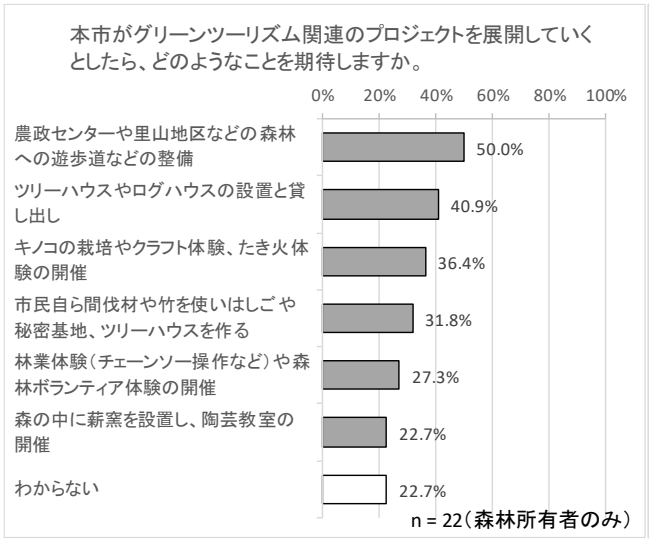

（森林所有者のみ）

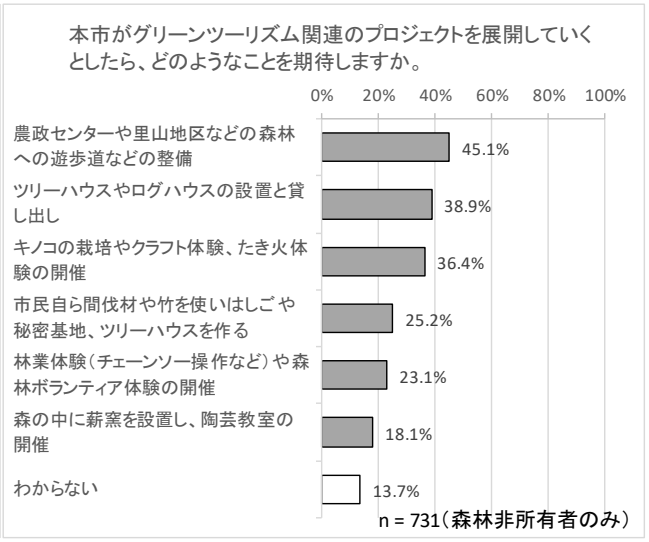

（森林非所有者のみ）

Q24.　千葉市内に森林を所有していますか。【複数回答】

前述のとおり、753 名の総回答者のうち「所有していない」が 731 名（97.1 %）、「所有している」が 22 名（2.9 %）であった。

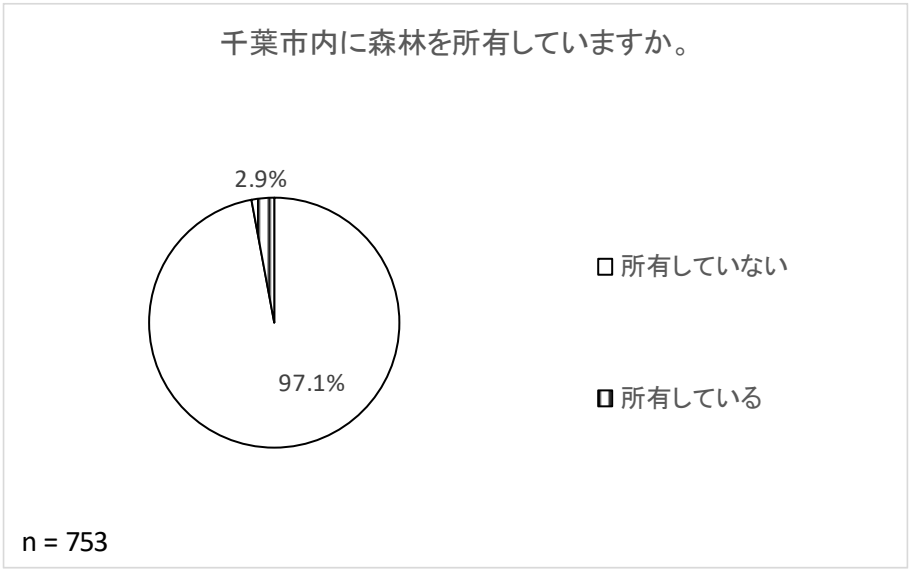

（全体）

どの区に所有しているかについては、若葉区が 40.9 %でありそれ以外の区は同率の 18.2 %であった。また、半数近くの方が「どこにあるかわからない」との回答であった。

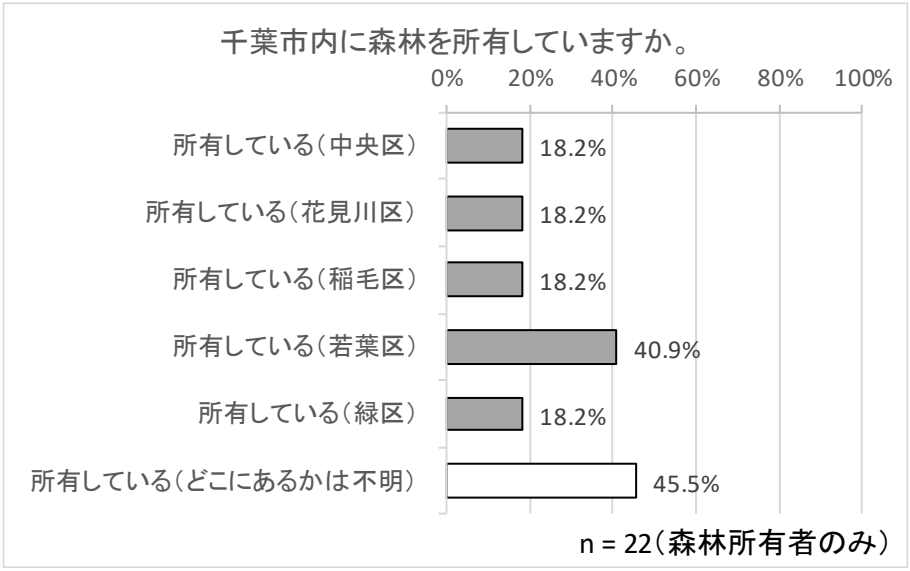

（森林所有者のみ）

1.3　同設問による比較

本調査における森林所有者アンケートの問 14.～問 16.と、一般 WEB アンケートの Q19.～Q21.では同じ質問を設定しているため、両者の結果の比較を行った。森林所有者と森林非所有者との意識差を明確にするために、一般 WEB アンケートは『森林非所有者のみ』についての結果を引用した。

問　　森林環境譲与税を知っていましたか。

森林所有者アンケート【単独回答】	一般 WEB アンケート【単独回答】
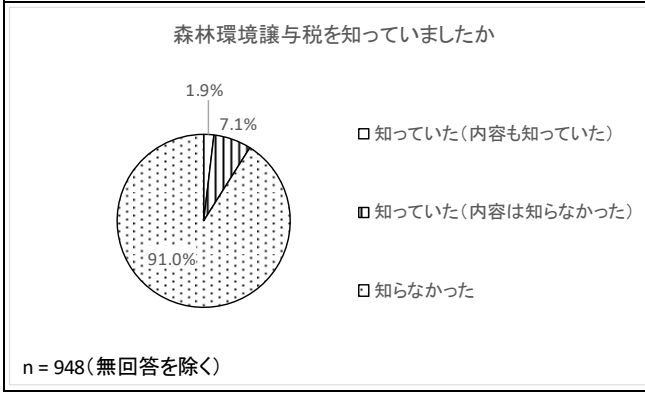	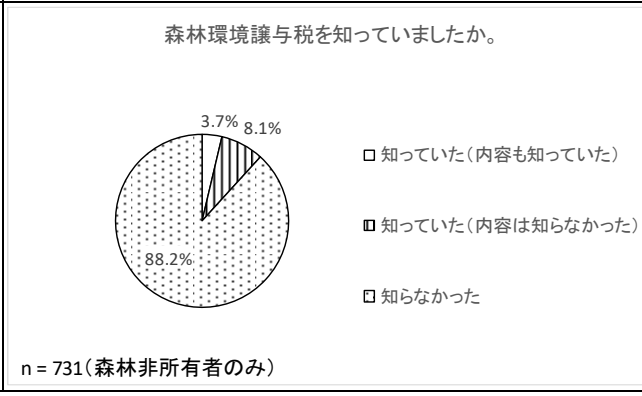
n = 948（無回答を除く）	n = 731（森林非所有者のみ）

一般 WEB アンケートでは何らかの回答が必要であるので、同様に比較するために森林所有者アンケートの「無回答」を除外して集計したところ、「知らなかった」割合が一般 WEB アンケート（森林非所有者）では 88.2 %であったのに対し、森林所有者アンケートでは 91.1 %と、森林所有者の方が制度を知らない割合が大きい結果となった。

問　　森林環境譲与税を（優先的に）どのようなことに使ってほしいですか

※回答方法が複数回答と単独回答とで異なるため、単純に比較することはできない。

森林所有者アンケート【複数回答】	一般 WEB アンケート【単独回答】
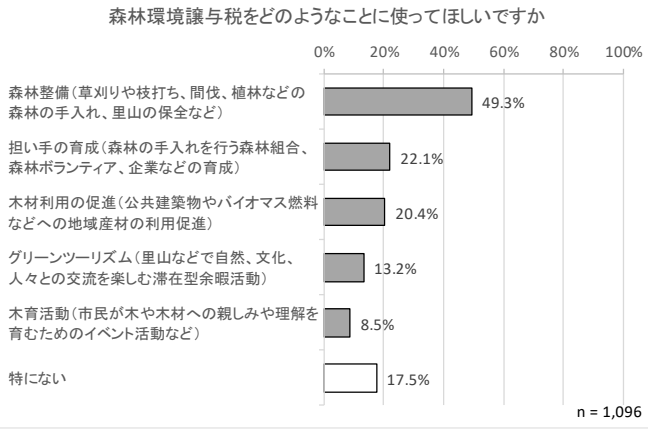	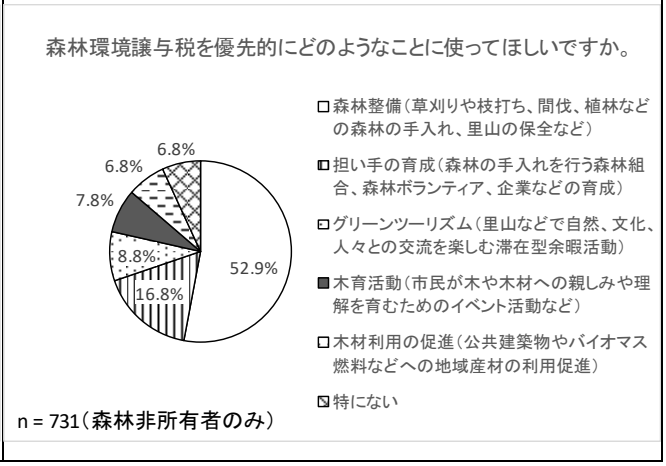

「森林整備」との回答が最上位であり「担い手の育成」が次点であることは同様だが、「木材利用の促進」の選択において差が出ており、森林所有者アンケートでは「担い手の育成」と同程度の 3 番目であるが、一般 WEB アンケート（森林非所有者）では「特にない」と並んで最も少ない選択であった。

問　　森林環境譲与税を活用し新たに森林整備を行う場合、どこから始めるべきだと思いますか

※回答方法が複数回答と単独回答とで異なるため、単純に比較することはできない。

森林所有者アンケート【複数回答】	一般 WEB アンケート【単独回答】
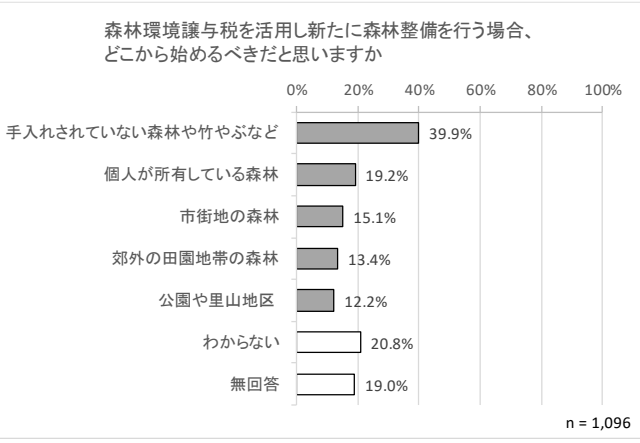	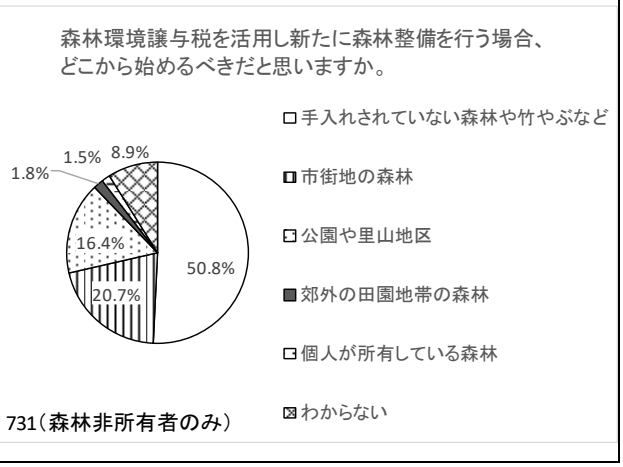

「手入れされていない森林や竹やぶなど」が最も選択されていることは同様だが、森林所有者アンケートの次点である「個人が所有している森林」は、一般では 1.7 %しか選択されておらず、意識の差が出る結果となった。また、一般 WEB アンケート（森林非所有者）では「市街地の森林」、「公園や里山地区」が多くなっており、自身の生活に近い場所での整備を望んでいる割合が高いとも言える。

2. ヒアリング調査

2.1 ヒアリング調査概要

千葉市の森林・木材の状況の把握及び森林環境譲与税の使途を探ることを目的として、森林施策に関連する団体を対象にヒアリング調査を行った。

(1) ヒアリング対象

ヒアリング対象者及び実施日時等は下表に示すとおりである。

表 2-1 ヒアリング対象者及び実施日時等

日時	ヒアリング対象者	場所
8 月 26 日(月) 11:00～	千葉市森林組合	千葉市森林組合
8 月 26 日(月) 14:00～	一般社団法人千葉県木材振興協会 千葉地区木材組合	千葉市役所
8 月 28 日(水) 11:00～	千葉市里山ボランティアの会	千葉市農政センター
8 月 28 日(水) 13:00～	NPO 法人ちば森づくりの会	千葉市農政センター
8 月 28 日(水) 15:00～	千葉県森林組合	千葉県森林組合

(2) ヒアリング内容

それぞれの団体の事業・活動について「1.現状と課題」、「2.将来の展望」、「3.千葉市に期待すること」をテーマとしてヒアリングを行った。各団体についての詳細を以下に示す。

表 2-2 ヒアリング項目

ヒアリング対象者	ヒアリング項目詳細
千葉市森林組合	1.現状と課題 ・ 展開している事業のうち、森林整備事業の占める割合はどれくらいか。また、森林整備事業のうち、補助事業(森林環境直接支援事業・県単森林整備事業・地域森林環境整備事業・サンブスギ林再生・資源循環促進事業)が占める割合はどれくらいか。 ・ 今後の組合員数の見込みは。 ・ 森林組合員のうち、森林整備事業(補助事業)に参加している方は何人位か。また今後の参加人数の見込みは。 ・ 下刈り、間伐、枝打ちなどの森林整備作業は誰が何人ぐらいで実施しており、今後の人数の見込みは。 ・ 林業専業の組合員がいたことがあったか。 ・ 林業経営が成り立つ森林が市内に存在するか。あるとしたらどこで面積は何 ha か。 ・ 森林整備は年間どのくらいの面積(ha)まで可能か。 ・ どんな条件ならば施業を引き受けられるか。 ・ 森林組合員数を維持するために取り組まれていることは。 ・ 森林整備の担い手を確保するために取り組まれていることは。 ・ 森林整備事業のうち補助事業の実績が減少傾向ですが、森林環境譲与税を活用した新たな事業を行うことで、現状維持か増加に転換することは可能か。 ・ 森林経営管理制度などで、新たな森林整備の担い手になることは可能か。 ・ 意欲と能力のある林業経営体になるために取り組まれていることは。 ・ 今後、重点的に展開していきたい事業は。 ・ A 材、B 材、C 材の出荷量と割合等。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。(現状、可能性)

ヒアリング対象者	ヒアリング項目詳細
	2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。
千葉地区木材組合	1.現状と課題 ・ 組合員数（製材所または木材商の数、事業内容）は。 ・ 現在の材木の取扱量はどれくらいか。（年間件数、立米・金額） ・ 扱う木材（樹種・形状など）・産地、流通形態は。（個販・市場） ・ 市産材を扱う製材所の数と、市産材の取扱量はどれくらいか。（年間件数、立米・金額） ・ 過去には市内産材の製材所が数件あったと聞いたが、当時の状況について。 ・ 市産材の利用を促進することは可能か、また市産材の利用の妨げになっていることは。 ・ 市産材の利用を進めるために取り組むべきことは。 ・ 公共建築物等における県産材の供給体制を整えられるか。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。（現状、可能性） 2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。
一般社団法人千葉県木材振興協会	1.現状と課題 ・ 現在実施している事業で、特に重点的に行っている事業は。 ・ 現在の材木の取扱量はどれくらいで（年間件数・立米・金額）、そのうち県産材の取扱量は。 ・ 扱う木材（樹種・形状など）・産地、流通形態（個販・市場）は。 ・ 県産材の製材所の数と、県産材の持ち込みは。（年間件数・量・金額） ・ 公共建築物の木材利用促進で、県産材を利用する場合、必要な時にまとまった量の木材を調達することは可能か。 ・ 公共建築物に適した木材はどのような材質のものか。 ・ 公共建築物等における県産材の供給体制を整えられるか。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。（現状、可能性） 2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。
NPO 法人ちば森づくりの会	1.現状と課題 ・ 現在の活動内容について。 ・ 会員数の動向について。 ・ 里山地区の活動面積の拡大は可能性、余力について。 ・ 新会員獲得のために森づくりの会は独自のイベントなどでボランティア育成に取り組まれているが、今後行いたいことについて。 ・ 若い会員が、森林整備を生活のための仕事としてやっていくために必要なこと。 ・ NPO 法人として新たな取り組みを考えているか。 ・ 木材利用促進などの活動を充実する予定はあるか。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。（現状、可能性） 2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。

ヒアリング対象者	ヒアリング項目詳細
千葉市里山ボランティアの会	1.現状と課題 ・ 現在の活動内容について。 ・ 会員数の動向。 ・ 今後も今の里山地区の活動面積を維持することは可能か。 ・ 会員数を維持させるために、取り組みたいことは。 ・ 森林整備事業以外の普及啓発事業などで、新たな取り組みを行う予定はあるか。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。(現状、可能性) 2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。
千葉県森林組合	1.現状と課題 ・ 森林整備事業、木材加工・販売事業、指導事業、を展開しているが、そのうち森林整備事業の割合は。 ・ HP では組合員数は 14,557 名となっているが、このうち森林整備事業に参加している方は何人位であり、今後の人数の見込みは。 ・ 職員数 74 名の構成は。(管理職、事務、技術、現業) ・ 森林整備作業は誰が行っているか。 ・ 森林整備事業を行っている組合員は何人位で、今後の人数の見込みは ・ 近年の森林整備事業について、県内のどこの地域で行った実績があるか。 ・ 林業専業の組合員はいるか。 ・ 林業経営が成り立つ森林が県内に存在するか。あるとしたらどこで面積は何 ha か。 ・ 森林整備は年間どのくらいの面積(ha)が可能か。 ・ どんな条件ならば施業を引き受けられるか。 ・ 意欲と能力のある林業経営体になるために取り組まれていることは。 ・ 森林組合員数を維持するために取り組まれていることは。 ・ 森林整備の担い手を確保するために取り組まれていることは。 ・ 県産材の利用促進で取り組まれていることは。 ・ 森林経営管理制度などで新たな林業の担い手になることは可能か。 ・ 今後、重点的に展開していきたい事業は。 ・ A 材、B 材、C 材の量と出荷の割合等。 ・ 木質バイオマスの燃料利用について。(現状、可能性) 2.将来の展望 3.千葉市に期待すること ・ 森林環境譲与税の望ましい使途、その他。

2.2 ヒアリング調査結果

(1) 千葉市森林組合

	概要
団体名	千葉市森林組合
日時	8 月 26 日(月) 11:00～
場所	千葉市森林組合
項目	ヒアリング結果
現状と課題	■事業内容について ・ 指導部門と森林整備部門を展開し、販売部門は行っていない。 ・ 補助事業を活用して森林整備事業を行っているのは 30 人で、自ら管理を行っている組合員は 40～50 人程度。 ・ 補助事業はほとんど行っておらず 200 万円程度。 ■組合員数について ・ 大幅な減少はなく微減である。 ・ 森林の所有形態が家族から個人に変化し、今は森林を所有していることを認識していない人もいるため、今後の組合員数に影響することを危惧している。 ・ 50 年前までは林業専業の組合員が 100 人程度いたが、40 年前にいなくなった。現在は千葉県レベルで 0 人ではないだろうか。 ■組合員数維持のための取り組みについて ・ 新聞を年 4 回発行し事業についての情報を発信している。 ・ 各地域に地域代表を立て、そこから情報を発信しているが、地域代表を立てられない場所には郵送で直接配送している。 ・ 若手への勧誘は積極的に行っており効果が出ていると感じている。 ■森林整備作業について ・ 組合の作業員は 10 数人程度だが、それだけでは管理できないため、「NPO 法人ちば森づくりの会」と協力をしながら行っている。 ・ 森林整備が可能な面積は平坦な場所であれば年間 8ha。傾斜が強く広葉樹が多い等手間のかかる作業要求であると面積は狭くなる。 ・ 森林施業を受け入れる条件としては、単価や利益、緊急性、伐採の処理条件による。千葉市の森林環境に対応するという責任感を持っているため、手間がかかる等環境条件の理由で断ることはしたくない。 ■森林経営について ・ 森林経営としては千葉市のみならず、県レベルで不可能ではないか。 ・ サンブズギの価格は県内で千葉市は最低価格。全国でも市場価格平均より千葉市は 3 割安い。 ・ バイオマス発電の燃料供給はしていない。事業相談はあるが、担い手がいないため、長期間の安定供給体制がとれず契約が結べない。 ・ 間伐材をチップ材として 500 円/t で引き取ってもらえるが、単価が安いため土場までの運搬料が引き取り価格より高額になる場合が多く、現状木材を山

	の中に放置することが多い。
将来の展望	・ 緑化を減退させたくないので、今後も森林の保全活動を行っていきたい。そのためには、人工林を自然林へと転換することも考える必要があるのでは。 ・ 森林経営管理制度などで、緊急性、要望性のある場所において、森林が荒れない程度に管理を担うことは可能であるが、面積としては、年間 8ha 程度が限界と考える。 ・ 経営体としては目指しておらず、森林保全を達成することを目的に他の団体とも協力していくことを考えていきたい。
千葉市に 期待すること	■森林環境譲与税の望ましい使途について ・ 森林整備をする場所の優先順位をつけていただきたい。

(2) 一般社団法人千葉県木材振興協会・千葉地区木材組合

	概要
団体名	一般社団法人千葉県木材振興協会 千葉地区木材組合
日時	8 月 26 日(月) 14:00～
場所	千葉市役所
項目	ヒアリング結果
現状と課題	■事業内容について 【千葉県木材振興協会】 ・ 県産材の普及。そのために木材関係の情報提供や林野庁の情報、補助金関係の情報の案内、県産材の利用に関する活動の案内を各組合員に対して行っている。 【千葉地区木材組合】 ・ 振興協会の千葉地域における下部組織であり、行政に対して県産材の利用の要請や要望書の提出を何社かの協働で行っている。 ■組合員数について ・ 千葉地区木材組合に加入しているのは 35 社。その 35 社は千葉県木材振興協会の会員となる。市内には、それ以外に加入していない木材流通事業社が 30 社程度あるのではないか。 ■市産材の製材・利用について ・ 千葉市は製材所が極めて少ない。都市部に近く、機械の導入に費用が掛かるため 20 年前までは 20～25 社あったが、現在は1社のみになった。製材をやめて流通のみを行うことが多く、9 割が販売事業社である。 ・ 市産材は個人で伐採した少量が市場に出ていると推測されるが、特定の産地として流通しているわけではないので正確な数量は把握できない(ただし、認証材であればトレーサビリティにより市内産材であると確認することはできる)。 ・ 全伐のための補助事業を充実してほしい。 ■サンブスギ（山武杉）について ・ 山武地方において古くから育てられてきた挿し木スギであり、250 年以上前か

	ら山武林業地においてその技術とともに受け継がれてきたものである。学術的には、「3 代目以上の挿し木」が該当すると定義されている。 ・ 協会では、千葉県内において育てられた挿し木スギを「サンブスギ」と呼んでおり、千葉県産のブランド杉として流通している。ただし、「山武杉」と表記すると、山武地方で育ったものに限定されてしまうため、流通量が限られ入手が困難となる。 ・ 全国的にも有名であり、県外では高い評価を得ているが、千葉県ではそれほど評価されていない。 ・ 県内のスギの森林面積は 47,000ha で、そのうちサンブスギの面積は 7,000ha である。 **■公共建築物の木材利用について** ・ 県産材の需要として公共施設の引き合いはある。 ・ 千葉市役所の建て替えを市産材やサンブスギ材という条件で行うことは量が限られるため難しい部分がある。県産材という指定であれば可能であるが、半年前に予約していただきたい。 **■木質バイオマスの燃料利用について** 【千葉県木材振興協会】 ・ 千葉県内では、平成 30 年度の調査の結果、1,000m^3 のバイオ燃料供給の実績があった。 ・ ペレット工場は県内にはないため、県外に加工してもらっている。 【千葉地区木材組合】 ・ チップ材としては出荷している。 ・ 製材工場で発生するおが粉を、木質燃料として供給することは可能である。
将来の展望	・ サンブスギのブランド化。 ・ 県産材の更なる普及促進、需要拡大。 ・ 県産材を、「ちばサンブスギ」という統一したブランド名で売り込んでいくことを考えている。
千葉市に 期待すること	**■森林環境譲与税の望ましい使途について** ・ 県産材の利用の促進。新築だけでなく、家具等も県産材を利用するなど、木材の販路が欲しい。県産材を県内で利用し、資源を地域内で循環させることは環境にも良いと考えている。 ・ 溝腐れ病で市内の森林は木材の価値がない。苗を植えて更新してほしい。木の再生のために全伐に対する補助金を充実してほしい。 ・ 山林整備。

(3) 千葉市里山ボランティアの会

	概要
団体名	千葉市里山ボランティアの会
日時	8 月 28 日(水) 11:00～
場所	千葉市農政センター
項目	ヒアリング結果
現状と課題	■事業内容について ・ 市指定の里山地区(いずみの森、おぐらの森、とみだの森)で市と協定を結び委託を受けて活動している。活動内容は草刈り、倒木処理、間伐、枝打ち等。 ・ 場所を指定して里山ボランティアに本格的な森林整備作業を委託するというのは千葉市独自の管理システムである。 ■会員数について ・ 会員数は 2002 年創設時の 139 名から年々減少し現在は 21 名である。一番若いメンバーは 73 歳。実活動人数はほぼ 10 名程度でメンバーは固定している。 ・ 創設当初は作業機器が 1 台もなく手作業だったが、設備機器も十分に揃ったため、現在の人数でも作業自体はこなせている。 ・ 農政センターからも人材の紹介があるが、活動場所が交通機関から離れていること、交通費活動費が自弁ということもあり続かないのが現状である。 ■会員数維持のための取り組みについて ・ 里山散策、機械の実地講習などのイベントを実施している。活動紹介のチラシを千葉市農政センターでも配布しており、今後も継続して行う。 ・ 70 代前半の若いメンバーを組織の中核に置き、彼らの持つ他の活動のつながりから若い人を勧誘したいと考えている。 ■活動の維持について ・ 現状維持は可能だが、チェーンソーの資格取得者の減少や高齢化もあり、今後 10 年 20 年活動を維持することは難しい。 ・ 過去イベント等で丸太を売って4～5 万円になってそれを活動資金にしていたが、現在では千葉市農政センターからは資金援助、機械の貸し出し等で支援していただき助かっている。 ■普及啓発事業など新たな取り組みを行う予定 ・ いずみの森でヤマユリが増えてきており、切り花にするなどしてPRに活用できないかと考えている。市民のための散策路にはよい場所になると思う。 ■木材利用促進について ・ 現状は溝腐れ病のため材木として利用できないので、伐採した木は林内に置いたままである。 ・ 山主が高齢化しており、次世代は森に関心がなく管理できる人間は急激に減少している。木材としての杉の活用は難しいと思われる。

将来の展望	・　これまでやってきたことを全うするのみである。
千葉市に 期待すること	■森林環境譲与税の望ましい使途について ・　資金援助。セミナー開催や活動の広報。

(4)　NPO 法人ちば森づくりの会

	概要
団体名	NPO 法人ちば森づくりの会
日時	8 月 28 日(水) 13:00～
場所	千葉市農政センター
項目	ヒアリング結果
現状と課題	■事業内容について ・　月 5 日の定例活動を基本に、千葉市若葉区、緑区の指定里山地区の他、民有林も対象として荒廃林の再生、植栽、下刈り、枝打ち、除間伐等の森林施業を行っている。 ・　間伐材を活用した木工作、竹炭焼き、千葉市のイベント等に参加、里山観察会の企画等、里山活動の普及啓発にも取り組んでいる。 ・　千葉市里山ボランティアの会とは活動エリア、活動日が異なり、一緒に活動することはない。 ■会員数について ・　創設当初は 100 名いたが、現在は 54 名。高齢化が原因で減少しているが、年に 2～3 人程度は新しい人が入会している。興味を持って入会する若い会員も、勤務形態の多様により継続的に参加できず退会する人も多い。 ・　市ではボランティア技術研修会を毎年開催しているが、参加応募者も年々減少している。 ・　実働人数は 25 名程度。うち、1 回の活動に参加するのは 15～20 名程度でほぼ固定メンバーである。 ■活動面積の拡大の可能性について ・　指定の里山地区は活動場所が固定しているが、それ以外の民有林は各施業が行われた後はしばらく施業が空くので、次の林地に移動することから活動面積は拡大している。そのため優先度による新規着手余力はあるが、ボランティアであることから実働人日としての余力が確保されているわけではない。 ■新規会員獲得のための取り組み ・　林業に近い施業活動を安全にしっかりと進めることにより、会活動の信頼確保に努めている。 ・　ホームページや Facebook での情報提供。 ・　里山観察、チェーンソー体験会の企画。 ・　イベント等への出店。 ・　会員に対しては、安全・技術向上のための研修・実習の充実、外部研修案内、参加費用負担等。 ■森林整備を職として成り立たせるために必要なこと

	・ 入会者の中に、森林整備事業を職として成り立たせるため、事業化した若者がいる。 ・ 継続的な仕事量、経済的保障、施業技術、機械の投資資金力等が備わった事業体（企業や千葉県森林組合）での勤務から、千葉市森林組合への雇用に繋げることで千葉市にも人材が育つと考える。 **■木材利用促進について** ・ 千葉市の現状ではスギ林の 9 割が溝腐れ病のため、林外への搬出ルートは極めて限られており、木材の経済的な価値を求めての収入は難しい。現状は山中に積んでいる状態である。 ・ これまでに千葉県木材市場（協）への間伐材出荷が 1 か所と道路際の間伐材をチップ用に業者委託した林地が数か所にとどまる。 ・ チップ材として供給する場合には 8 トン車が横付けできることが必須である。 ・ ちば森づくりの会での利活用としては製材、ストック、木工作、ログテーブル・ベンチの製作、公共施設への提供と限られているが今後も継続拡充していきたい。 **■木質バイオマスの燃料利用について** ・ 燃料供給はできていない。 ・ 林外の流通について千葉市としての対応を考える必要がある。
将来の展望	・ 都市近郊の森林を守るため、景観保全のためにも現状を維持し、長く活動を継続させたい。 ・ 危険で厳しい業務を無償ボランティアで行う会員に、実費・謝金等を出すことができればと思っている。
千葉市に期待すること	**■森林環境譲与税の望ましい使途について** ・ 最も重要な施策は多様な担い手の確保で、そのために森林組合を中心に千葉市が責任をもって各団体を束ね、事業を推進することを期待する。 ・ 森林全般について所有者の把握、所有者の意向確認、形態の把握、それに即した管理と森林整備に取り組む、新たな森林管理システムの構築を期待する。 ・ 優先順位をつけ、公益的な観点で対象とすべき林地から進め、公園や緑地だけでなく、森林整備に活用していただきたい。 ・ 普及啓発についても実働につながり、理解が進む啓発を期待する。 ・ 長い目では木材生産を考える必要がある。循環サイクルをつくるため材の流通が必要である。森林整備から利活用まで市のバランスの良い税金投入を期待する。

(5) 千葉県森林組合

	概要
団体名	千葉県森林組合
日時	8 月 28 日(水) 15:30～
場所	千葉県森林組合
項目	ヒアリング結果
現状と課題	**■事業内容・組織について** ・ 森林整備事業 6～7 割、販売 3～4 割、その他加工・指導を行っている。 ・ 直営の現場事業者、作業員は 40 名程度。技術職員、労務管理等は 13～14 名。総務が 5～6 名、その他管理職という構成である。 ・ 事務所は千葉市(本所)、東金市、市原市、君津市、南房総市に所在する。 **■組合員について** ・ 組合員とは森林所有者でかつ組合に出資している方を指す。 ・ 作業員と組合員を兼ねている人はいない。 ・ 農家と林業の兼業はあっても、山林だけでは生計が立てられないため、林業専業の組合員は千葉県にはいないのではないか。 **■森林整備事業について** ・ 補助事業を活用して森林所有者や地域に呼びかけ、森林整備をしたい人を集約化して森林整備事業を実施する。 ・ 森林整備事業の依頼は年間 100 数十名程あり、その森林管理のために植栽、下刈り、間伐等を年間延べ面積で約 300ha 行っている。その内訳は間伐 150ha、植栽 25ha、下刈り 120ha 程度である。 ・ また、特殊伐採の対応も行っている。 ・ 10 数社の協力業者と直営とを併せて森林整備事業を行っている。 ・ 面積については現状の規模を維持し、技術や機械等が整った場合には、徐々に拡大してきたい。 ・ 作業の地域は北総地域、市原周辺地域、や君津郡市地域及び安房郡市地域等が多く、北西部は都心部に近くて事務所もないためほとんど活動していない。 **■森林整備の担い手確保の取り組み** ・ 就業支援講習への協力、就業面接への参画、全国森林組合主催のビッグサイトでのマッチングブース出展等。これらのイベントには 20～40 代の若年層も来ている。 ・ 林業従事者の定着率が低い。危険な仕事にも関わらず、木材価格が低く利益を出すことが非常に難しい仕事であるため、林業従事者の収入が低いことなどが大きな要因。 ・ 新たな人材確保も大事だが、木材価格の上昇や就業環境を改善することによって、従事者の定着率を上げることが重要だと感じている。 **■林業経営について**

	・ 林業は先行投資が高く、回収に 50 年はかかるため見通しの悪さがある。 ・ 開発材がプライスリーダーのため木材価格の低下していること、千葉県の地形の複雑さ、森林の小規模面積等の理由から経営業は成り立たないとは考えている。 ・ 木材の販売の仕方を工夫するなど改善する余地はあると考えている。 **■県産材の利用促進について** ・ 溝腐れ病のものは間伐していたが、2014 年～2015 年にかけて皆伐に方向転換したため木材量は増えている。 ・ 市町村への公共木材建築物の提案を行っている。市場を通さず直接小中学校に材を販売しているが、最近は市場に出す木材量が増えてきた。 ・ 木材乾燥を行う業者との協力で製材へつなげる取組を行っている。 **■木質バイオマスの燃料利用について** ・ 近隣の複数の木質バイオマス発電所に、材を供給している。 ・ 薪はホームセンターやキャンプ場への直接供給等で一定の需要はある。 **■今後の重点的な取り組み** ・ 販売・森林整備を重点的に行っていきたい。そのために県外の取引先を増やし、ネットワークで生の情報を得たり、リスク分散を行ったりしている。 ・ 森林整備事業は特殊伐採も増えている。特殊伐採ができるチームを作るため技術者を育成していきたい。 ・ コンサル業にも力を入れて市町村への提案営業を行っていきたい。
将来の展望	・ 林業者の定着。年収を 200 万から 300～400 万にあげていきたい。 ・ 整備面積を拡大する意欲はある。理想としては収入を組合員に返していけるようにしていきたい。 ・ 林業として自立できるところは自立させ、奥地にも財源を回していけるようにしたい。
千葉市に 期待すること	**■森林環境譲与税の望ましい使途について** ・ 市が市民に説明できるような森林整備が必要だと思っている。 ・ 森林環境譲与税の使途について、他市には提案営業をかけているところである。

3. 文献調査

3.1 林地台帳

千葉市で管理・整備している林地台帳の「地番関連情報テーブル」に基づき、所有者及び林地面積等について集計・分析を行った。

なお、「地番関連情報テーブル」は下記に示す項目により構成されており、当該林地の所在地を特定する情報として『2.TKEY(地番識別情報)』、面積を特定する情報として『13.Tmen(面積)』、所有者を特定する情報として『14.TshoyuName(氏名・名称)』及び『15.TshoyuAddr(住所)』に格納されている情報を活用して、集計・分析を行った。

①地番関連情報

No.	分類		フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	連番		ID	連番	○	○	9	10	-	システムにより自動的に行ごとに付けられる重複しない連番
2	地番識別情報		TKEY	地番識別情報		○	X	255	-	「都道府県～記号～地番玄孫番までを結合した識別情報」※
3	都道府県		TPrefCD	都道府県コード		○	H	2	○	総務省全国地方公共団体コードの上2 桁
4	市町村		TCityCD	市町村コード		○	H	4	○	総務省全国地方公共団体コードの下4 桁
5	登記簿上の所在情報		Tsyozai	所在		○	X	100	-	全角文字列形式とする。
6			TKigo	記号		-	H	10	-	山地番の記号「Y」や「甲」「乙」等の記号を地番本番と分けて管理する場合に使用可能とする。
7			Tchban	地番		○	H	50	-	半角文字列形式とする。地番本番～玄孫番までハイフン（-）で結合する。
8	登記簿情報		TName	氏名・名称		○	X	100	-	登記簿データの漢字氏名、外字を含む場合は外字コードを入力
9			TAddr	住所		-	X	100	-	登記簿データの漢字住所、外字を含む場合は外字コードを入力 ※国又は地方公共団体の場合、省略可
10			TKyoyu1	共有		-	9	1	-	1：有
11			ToukiYMD	登記年月日		-	D	-	-	
12			TTimcCD	登記地目コード		○	H	2	○	
13			Tmen	面積		○	9	7,4	-	登記簿の面積（小数第４位）
14	現に所有している者、所有者とみなされる者		TSyoyuName	氏名・名称		-	X	100	-	
15			TShoyuAddr	住所		-	X	100	-	
16			Tkyoyu2	共有		-	9	1	-	1：有
17			TJiyCD	記載事由コード		-	H	2	○	
18			TKisaiYMD	届出年月日・記載年月日		-	D	-	-	
20	境界に係る測量の実施状況	地籍調査情報	TiskCD	地籍調査済・未コード		-	H	2	○	1：済　2：未済　3：不明
21			TiskYMD	地籍調査年月日		-	D	-	-	
22		境界の確定に資する測量	SinChoku	境界確定済・未コード		-	H	2	○	1：済　2：一部済　3：未済　4：不明
23			KakuteiYMD	実施年月日		-	D	-	-	
24	任意入力項目		TFree1	任意項目1		-	X	255	-	汎用性を考慮してテキスト型とする。 集計が必要な場合はエクスポート後に数値化するなど適宜対応する。 項目数の追加は各自治体の特性で判断する
25			TFree2	任意項目2		-	X	255	-	
26			TFree3	任意項目3		-	X	255	-	
27			TFree4	任意項目4		-	X	255	-	
28			TFree5	任意項目5		-	X	255	-	
29			TOldCityCD	旧市町村コード		-	H	4	○	
30			TOazaCD	大字コード		-	H	50	○	桁数は各自治体の特性で判断する
31			TAzaCD	字コード		-	H	50	○	無い場合は入力不要
32			THon	地番本番		-	H	10	-	枝番等を分けて持つ場合に記載
33			TEda	地番枝番		-	H	10	-	
34			TEda1	地番孫番		-	H	10	-	
35			TEda2	地番曾孫番		-	H	10	-	
36			TEda3	地番玄孫番		-	H	10	-	

資料：林野庁「林地台帳及び地図運用マニュアル」（2019 年 4 月）

「地番関連情報テーブル」は 1 筆ごとに 1 行のデータで構成されており、千葉市内に存在するものとして 36,292 件（筆）のデータが存在している。

これらを所有者の属性に応じて区分した上で集計を行い、筆ごとの面積の分布等を分析した。

(1) 所有者区分別集計結果

所有者区分として、下表に示す 5 区分により集計を行った（例外的に所有者が八千代市であるデータが 2 筆存在)。それぞれの区分に該当すると判断した基準及び対象とした具体的な所有者の名称等を以下に示す。

表 3-1 所有者区分の基準等

	基準	対象とした所有者の名称等
1.国の機関が所有者である森林 （以下、国関係林）	旧名称も含めて所有者の名称が省庁であるもの（住所の記載なし）。	農林水産省、農林省、国土交通省、建設省、財務省、大蔵省、厚生労働省、内務省、総理庁、總理庁
2.千葉県の機関が所有者である森林 （以下、県関係林）	所有者の名称が千葉県及び関連する団体と思われるもの（住所の記載なし）。	千葉県、ﾁﾊﾞｹﾝ、ｹﾝﾄﾁｶｲﾊﾂｺｳｼﾔ、ﾁﾊﾞｹﾝﾏﾁﾂﾞｸﾘｺｳｼﾔ
3.千葉市の機関が所有者である森林 （以下、市関係林）	所有者の名称が千葉市又は合併前旧市町村名であるもの。また、関連する団体と思われるもの（住所の記載なし）。	千葉市、ﾁﾊﾞｼ、千葉郡白井村、千葉郡泉町、山武郡土氣町、ﾁﾊﾞｼｶｲﾊﾂｻﾞｲﾀﾞﾝ
4.私有林	個人・法人を問わず所有者の氏名・名称及び住所が記載されているもの（部分的に■表記となっているものも含む）。	情報が記載されているかどうかによるため、所有者が現実に特定できるかどうかは考慮していない。また、アンケート発送者とも一致していない。
5.私有林所有者特定情報不備 （以下、私有林不備）	個人・法人を問わず所有者の氏名・名称及び住所のいずれか又は両方が記載されていないもの。また、特定するための情報が不足しているもの。	情報不足については、所有者の氏名・名称の全てが■で表記されているもの、住所において番地が記されていないものが該当。

上記区分に基づき、筆数及び面積について集計した結果を以下に示す。

表 3-2 所有者区分別集計結果

	筆数		面積		平均面積
	[筆]	（構成比）	[ha]	（構成比）	[ha/筆]
1.国関係林	282	0.8%	28.0346	0.5%	0.0994
2.県関係林	330	0.9%	82.5995	1.6%	0.2503
3.市関係林	1,839	5.1%	300.6881	5.8%	0.1635
（八千代市）	2	0.0%	0.0721	0.0%	0.0361
4.私有林	31,008	85.4%	4,276.9459	82.4%	0.1379
5.私有林不備	2,831	7.8%	503.1001	9.7%	0.1777
私有林計	33,839	93.2%	4,780.0460	92.1%	0.1413
全区分計	36,292	100.0%	5,191.4403	100.0%	0.1430

筆数でみると、私有林計の構成比は 93.2%であり、国関係林、県関係林及び市関係林は合わせても 6.8%にとどまる。面積でみた場合は、国関係林及び私有林は筆あたりの平均面積が小さいこともあり、私有林計の構成比は 92.1%と、筆数の構成比と比較して 1.1 ポイント減少する。

(2) 筆別面積の分布状況分析

1) 全区分計＜集計対象：36,292 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が全体の 61.6%を占めており、中央値は 0.0700ha、平均値は 0.1430ha となっている。

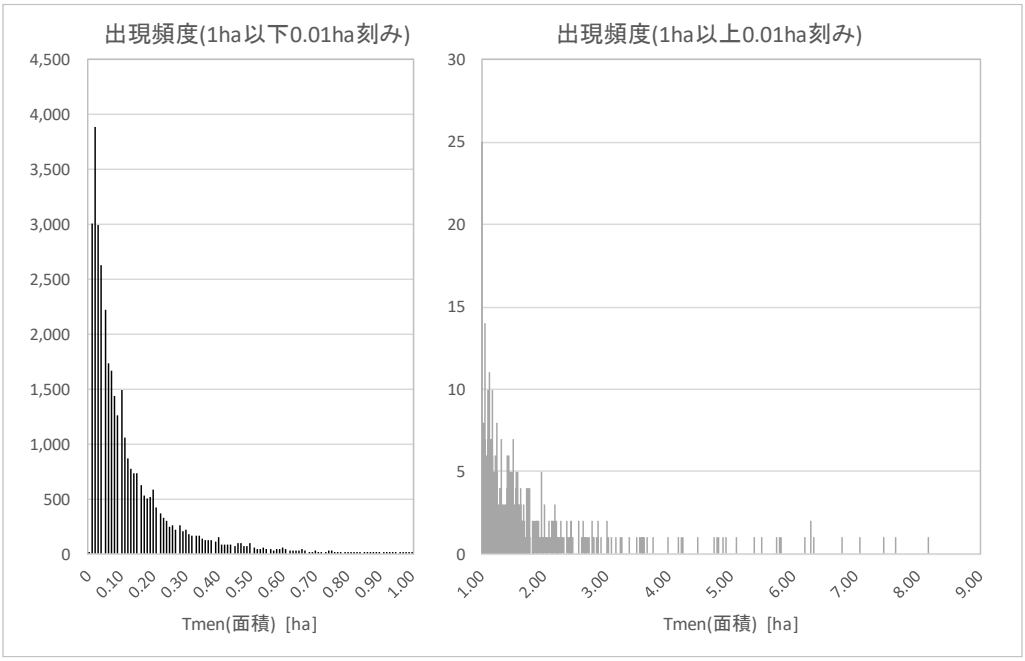

図 3-1 筆別面積のヒストグラム

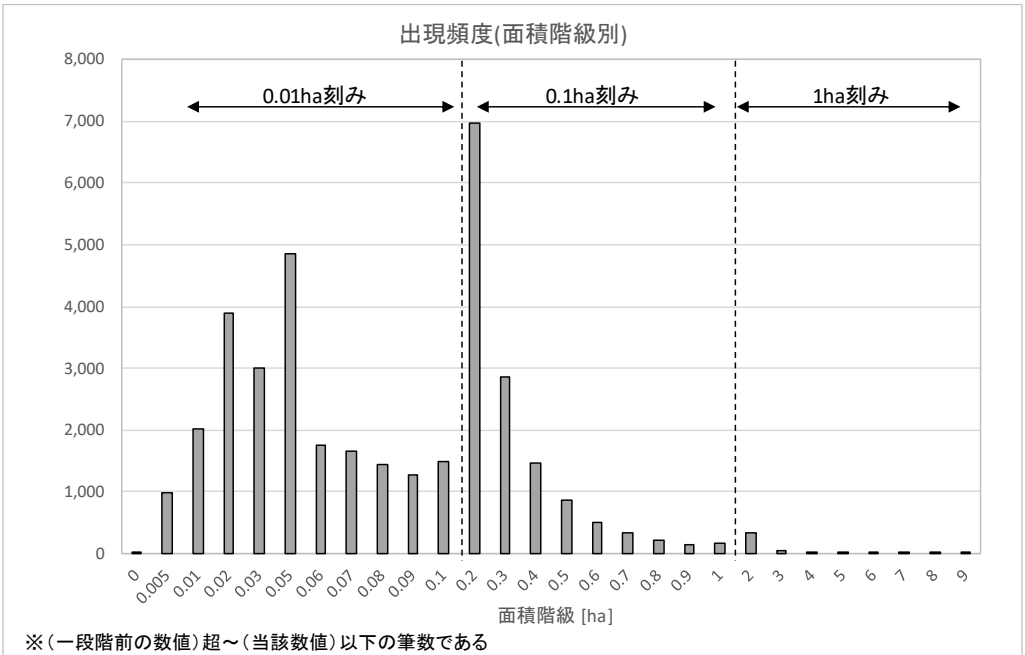

図 3-2 面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-3 各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0991	0	8.1518	0.0700	0.1430
件数	238	16	1	—	—

2) 国関係林＜集計対象：282 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が全体の 76.2%を占めており、中でも 0.02ha 以下の割合が大きい。平均値は 0.0993ha と唯一 0.1ha を下回る区分となっており、中央値も 0.0343ha と全区分と比較して半分程度の値となっている。

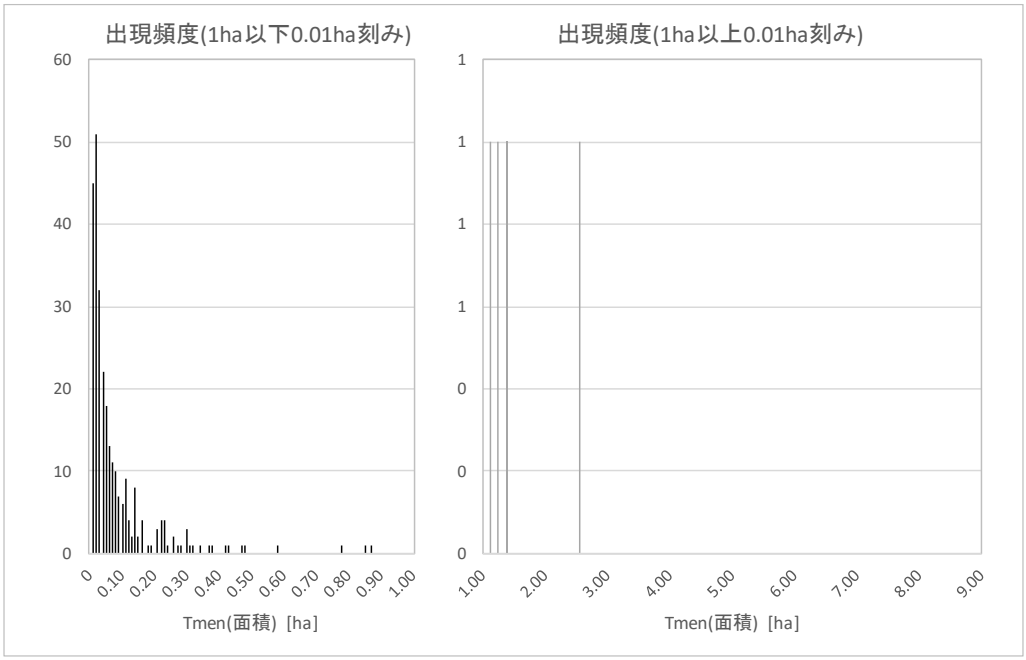

図 3-3　筆別面積のヒストグラム

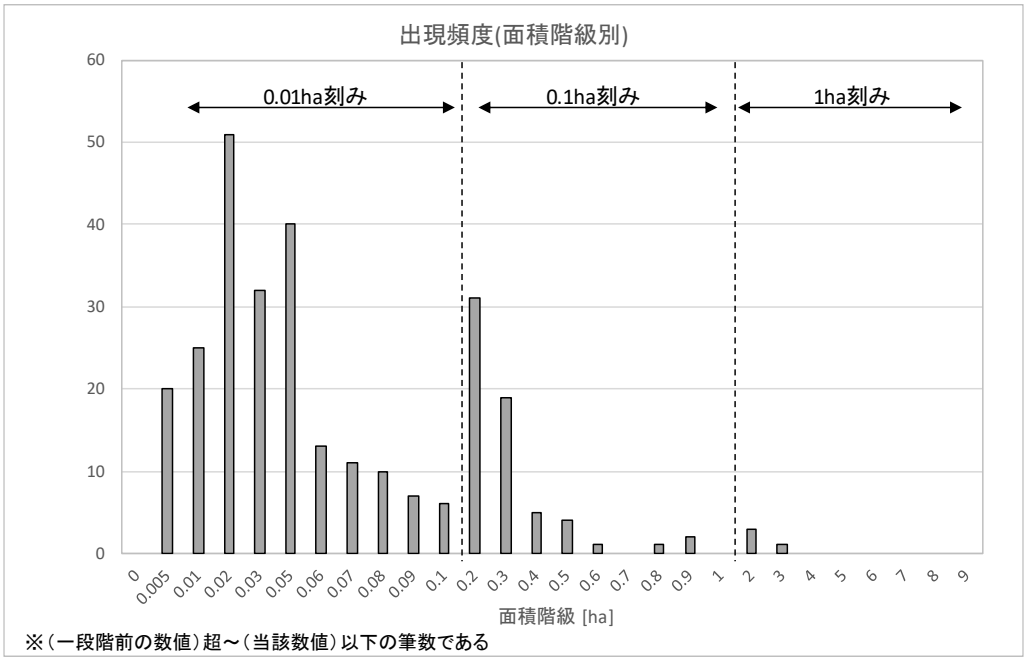

図 3-4　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-4　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0198	0.0006	2.5404	0.0343	0.0994
件数	5	1	1	—	—

3) 県関係林＜集計対象：330 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が全体の 40.3%を占めるが、0.1ha 超 0.2ha 以下が 26.4%であり、比較的広いものが多くなっている。中央値は 0.1432ha であり 0.1ha を上回っており、平均値も 0.2503ha と最も大きい区分となっている。

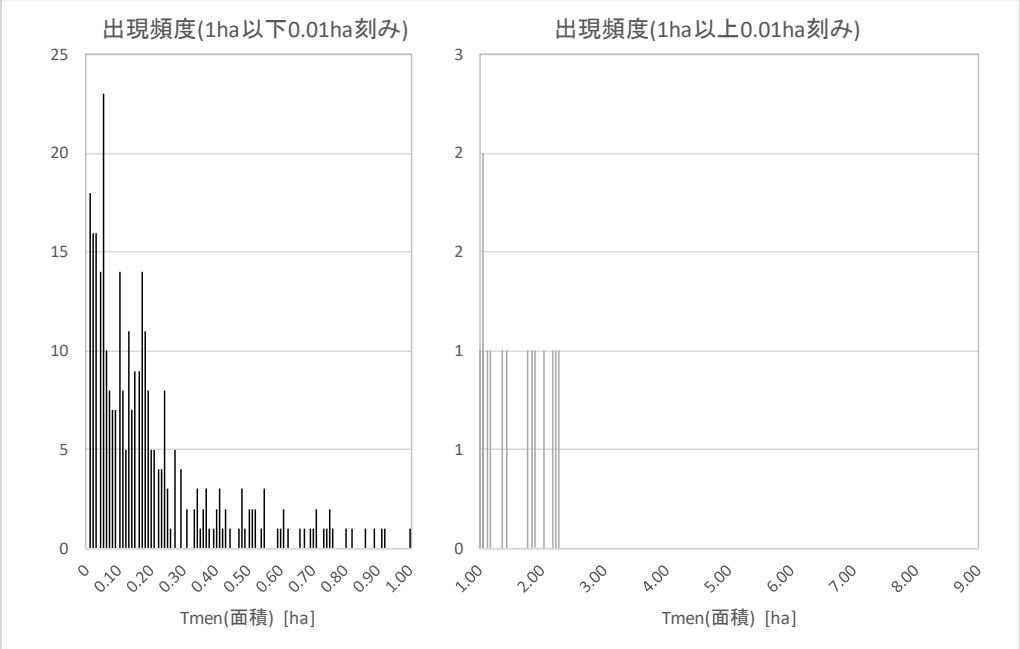

図 3-5　筆別面積のヒストグラム

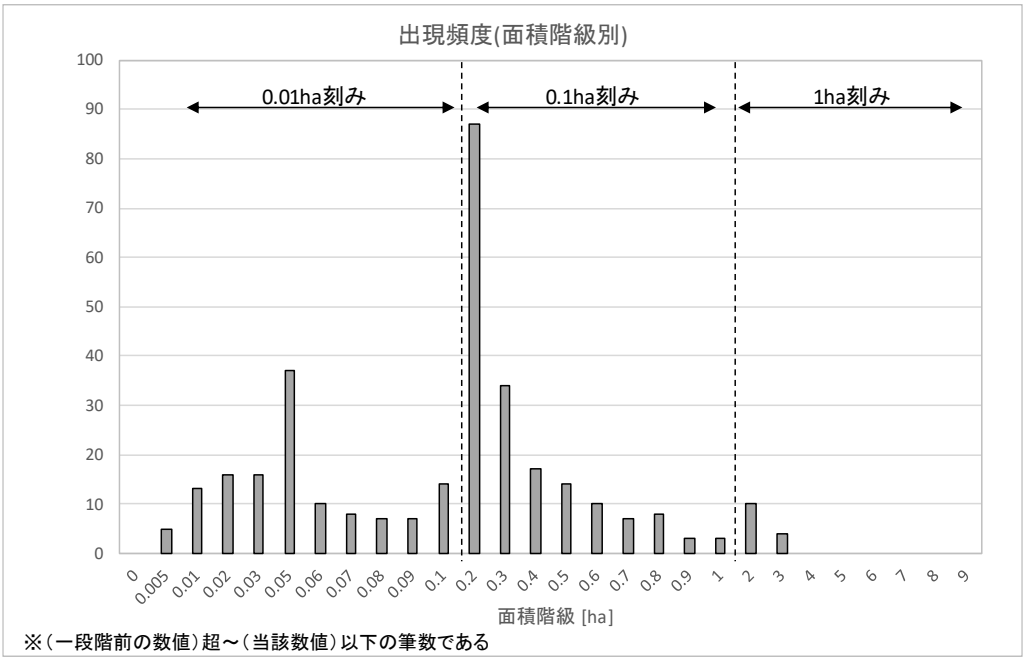

図 3-6　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-5　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0393	0.0016	2.2492	0.1432	0.2503
件数	2	1	1	—	—

4) 市関係林＜集計対象：1,839 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が全体の 58.1%を占めており、全区分による分布と似通ったものとなっている。中央値は 0.0783ha、平均値は 0.1635ha であり、両者とも全区分と比較して若干大きくなっている。

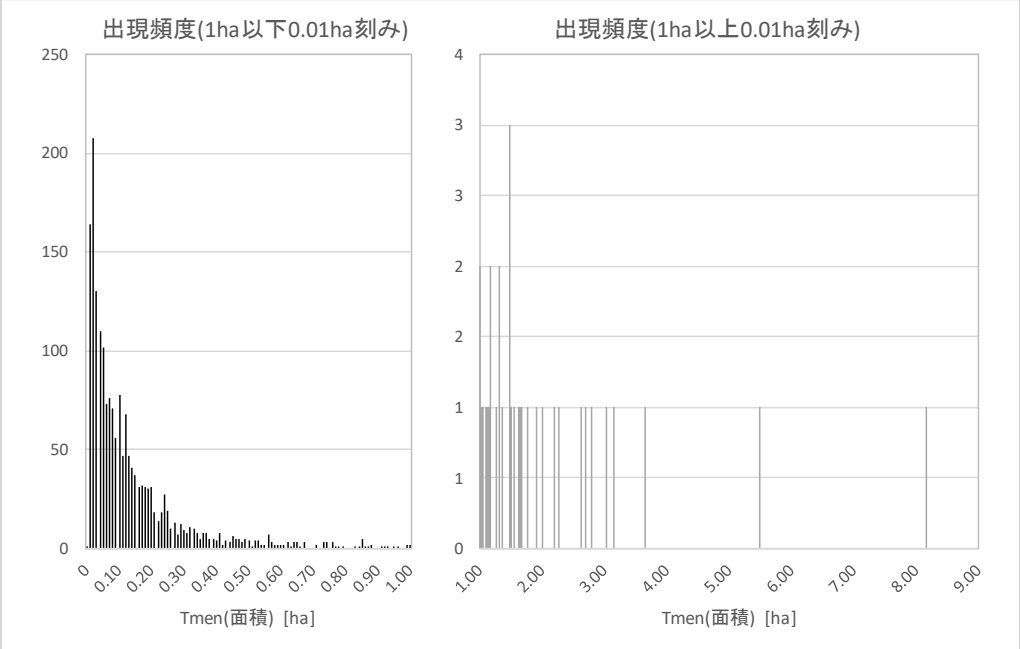

図 3-7　筆別面積のヒストグラム

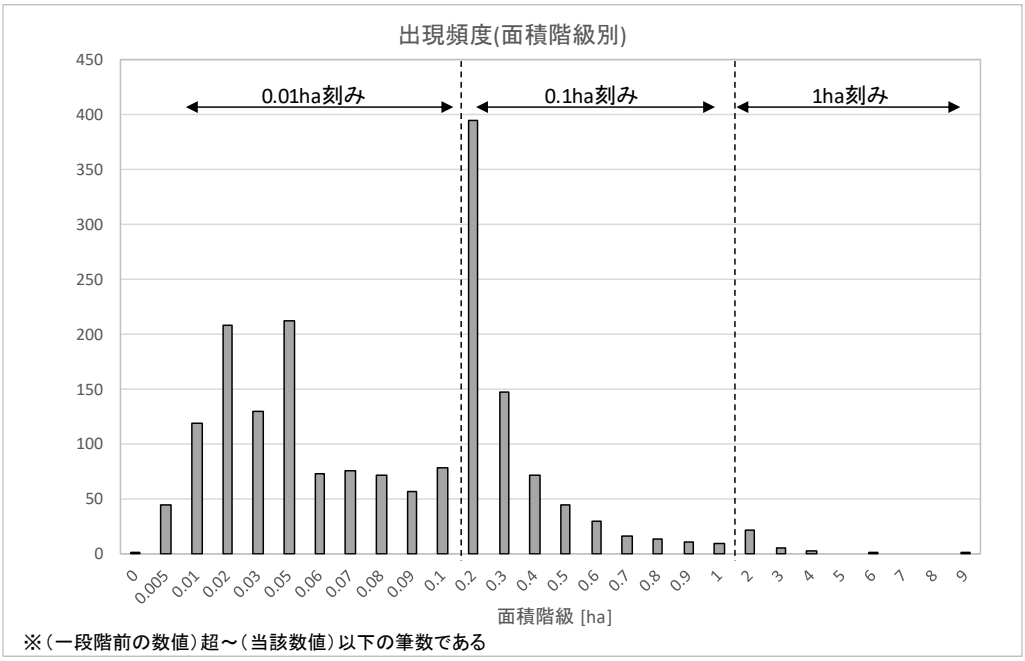

図 3-8　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-6　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0165	0	8.1518	0.0783	0.1635
件数	16	1	1	—	—

5) 私有林＜集計対象：31,008 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。筆数としては総数の 85.4%を占める区分であるため、全区分による分布とほぼ同じであり、0.1ha 以下が全体の 62.3%を占める。中央値は 0.0692ha、平均値は 0.1379ha と、全区分による値よりも若干小さい。

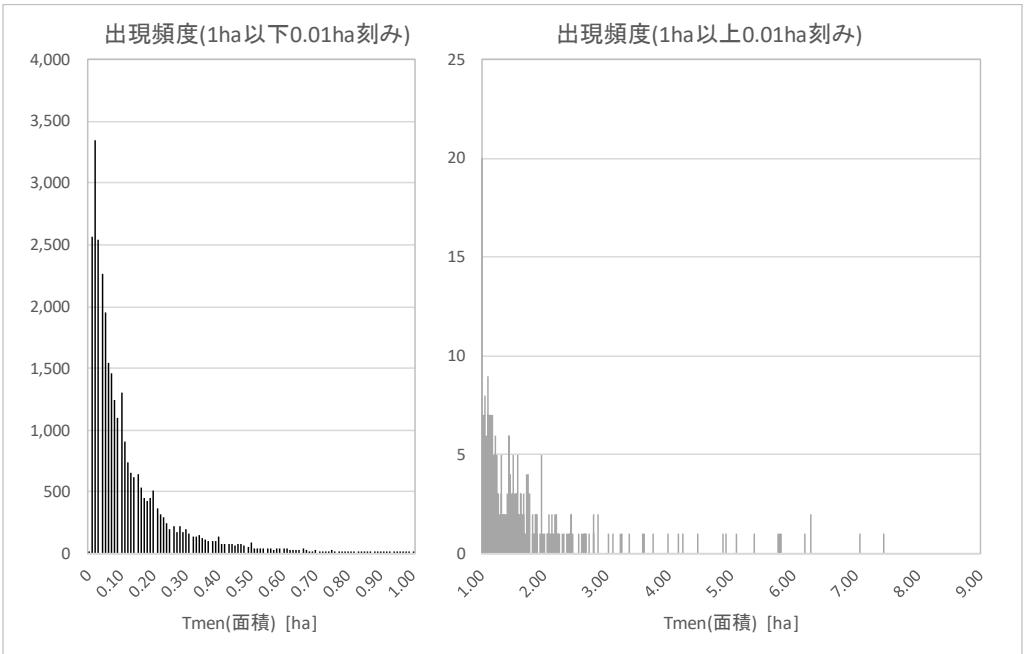

図 3-9　筆別面積のヒストグラム

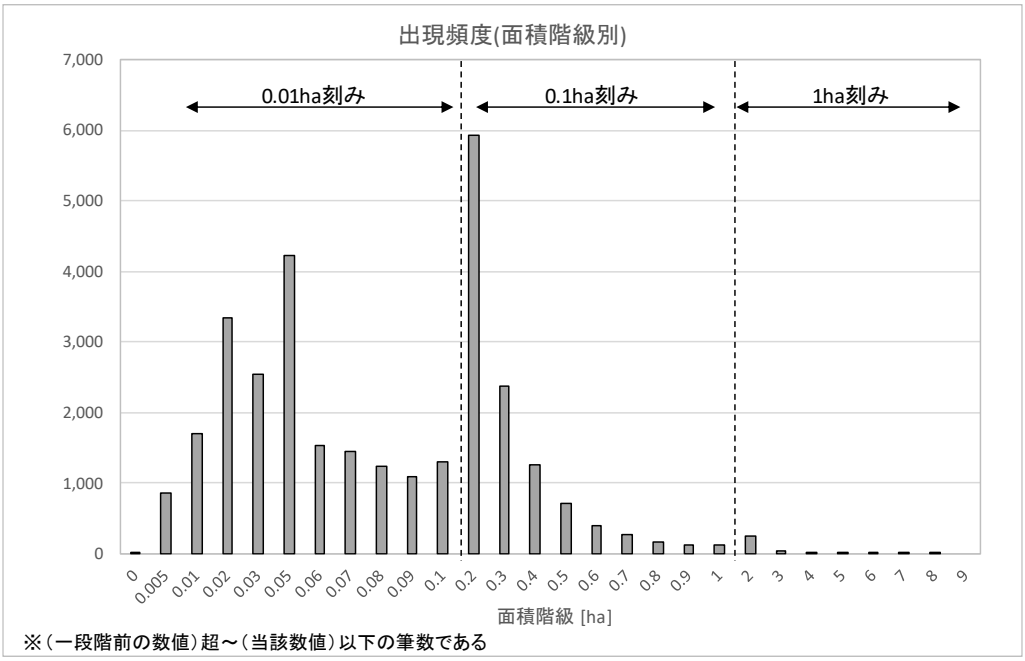

図 3-10　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-7　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0991	0	7.4332	0.0692	0.1379
件数	215	9	1	—	—

6) 私有林不備＜集計対象：2,831 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が全体の 57.9%を占めており、全区分での分布と比較してやや広い面積にシフトしている。したがって、中央値は 0.0773ha、平均値は 0.1777ha と、全区分による値よりも若干大きい。

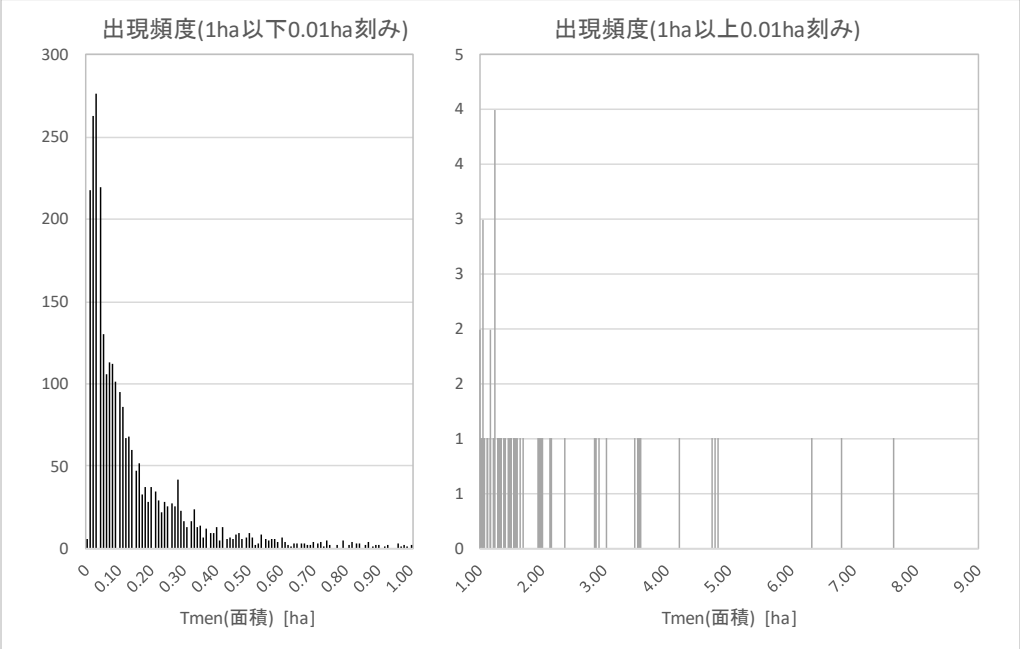

図 3-11　筆別面積のヒストグラム

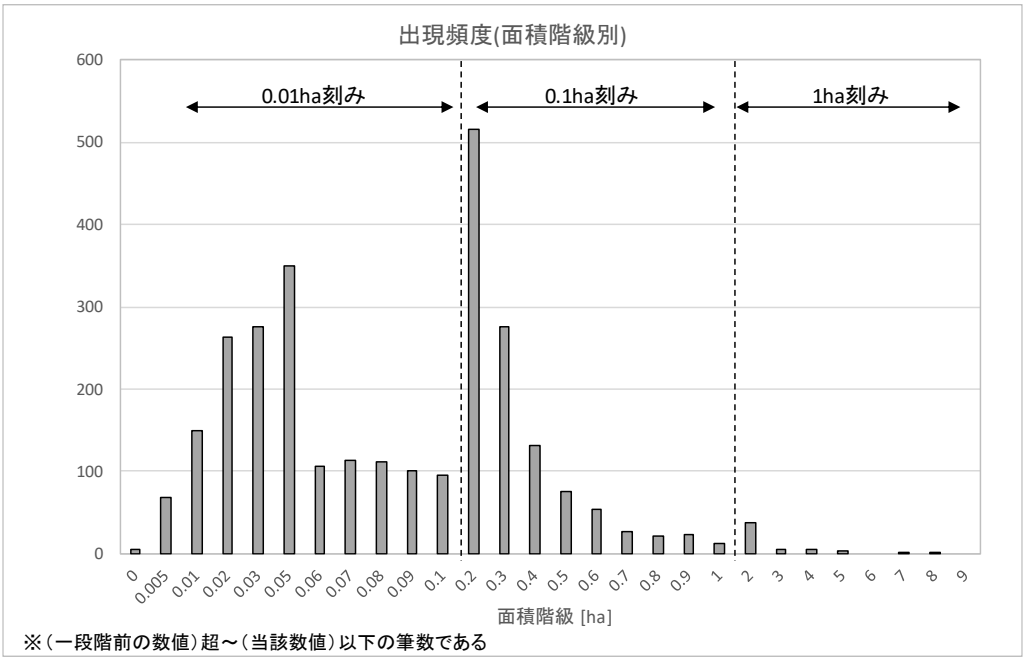

図 3-12　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-8　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0264	0	7.6171	0.0773	0.1777
件数	66	6	1	—	—

7) 私有林計＜集計対象：33,839 筆＞

筆ごとの面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。91.6%は 5) 私有林に属するものであるため同区分の分布とほぼ同様であり、0.1ha 以下が全体の 61.9%を占める。中央値は 0.0694ha、平均値は 0.1413ha と、全区分による値よりも若干小さい。

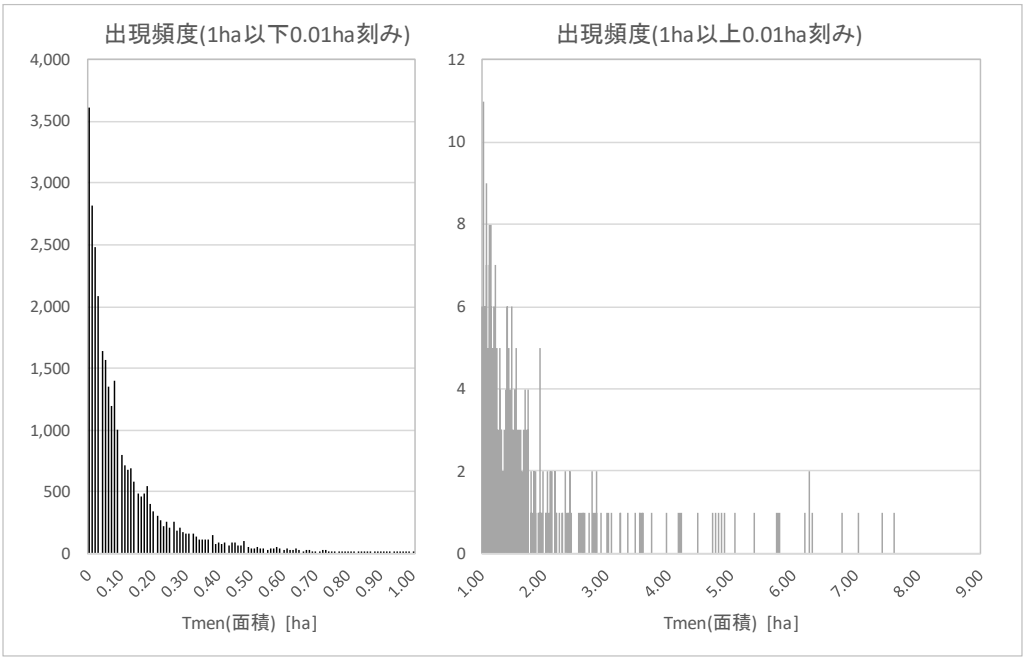

図 3-13 筆別面積のヒストグラム

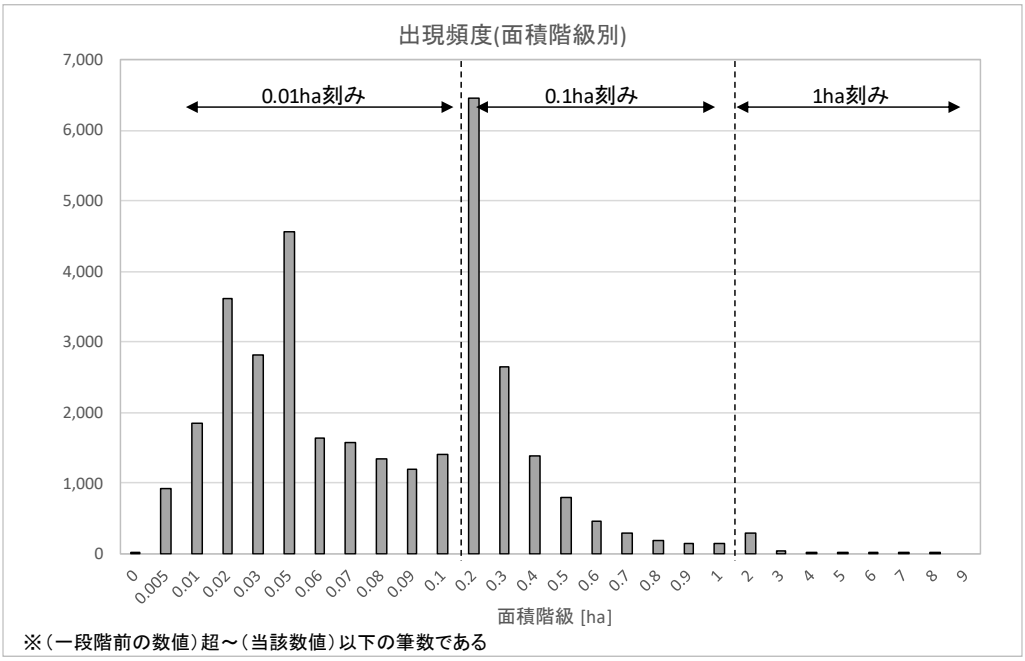

図 3-14 面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-9 各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0991	0	7.6171	0.0694	0.1413
件数	223	15	1	—	—

(3) 私有林における所有者別の所有面積の分布状況分析

私有林について、所有者の氏名・名称及び住所を組み合わせたものを唯一の所有者として識別する情報とし、所有者別に面積の集計を行った（表 3-2 に記載の区分で 4.私有林に属する 31,008 筆のデータが対象）。

なお、林地台帳に記載されている所有者住所は、登記の時期の違いによるものか同じ住所であっても表記にばらつきがあり、下に例を示す通り最大で 5 通りの表記が存在していた。

現行住所表記	林地台帳での住所表記
千葉市若葉区和泉町●●番地	千葉市若葉区和泉町●●番地 千葉市和泉町●●番地 千葉郡泉町和泉●●番地 千葉郡白井町和泉●●番地 千葉郡白井村和泉●●番地

所有者別集計の精度を上げるために、これらの異なる住所表記の同一化を図った。その際に、同一の所有者（住所）と考えられるものは同一とみなし統合を図った（例：住所が同じであるが氏名・名称が旧字体と新字体とで異なる、氏名・名称は同じであり住所の番地まで同じであるが、番地に続いて号まで表記があるか否か　など）。

上記の処理を行った結果、私有林の筆別データ 31,008 件について、8,583 の所有者に区分して集計を行うことが可能となった。

所有者別面積のヒストグラム及び各代表値を以下に示す。0.1ha 以下が 38.8%、0.1ha 超 0.2ha 以下が 16.5%と、両者を合わせて 55.3 %に達しており、半数以上の所有者は 0.2ha 以下の所有である。

私有林の筆別集計結果と比較すると、所有者別に集約したことにより中央値は 0.0692ha から 0.1623ha に、平均値は 0.1379ha から 0.4983ha と大きくなっているが、小面積が大多数を占める分布状況に変わりはない。

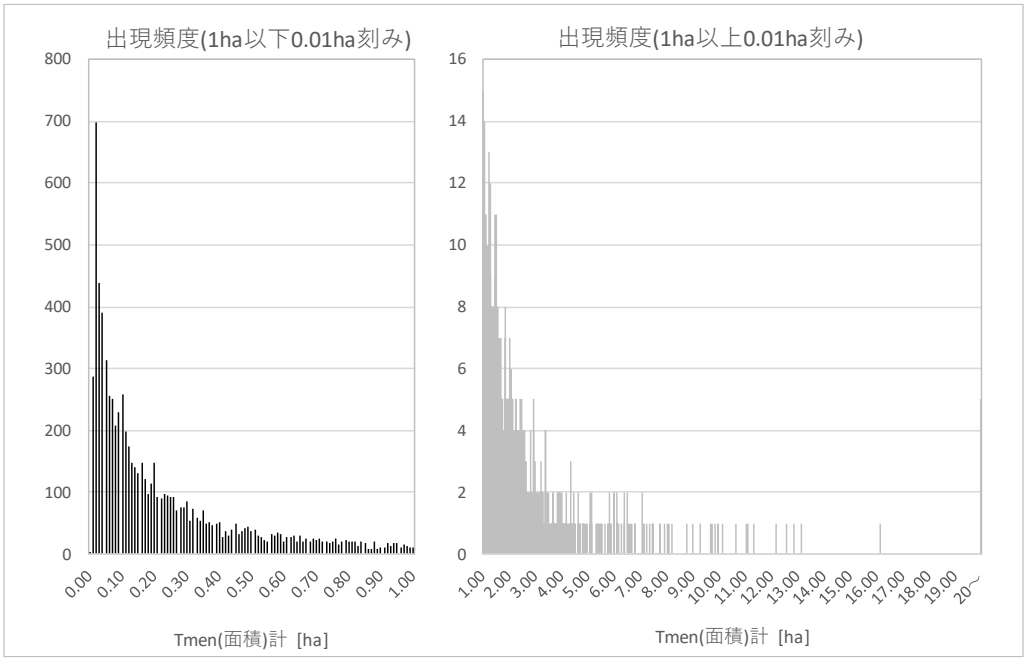

図 3-15　筆別面積のヒストグラム

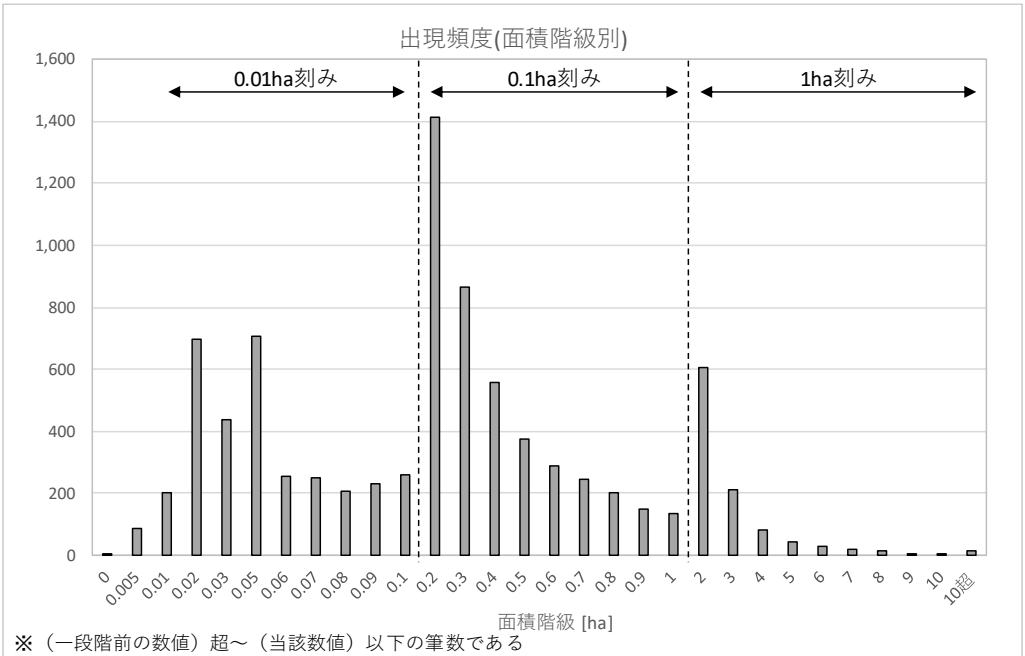

図 3-16　面積階級による筆別面積のヒストグラム

表 3-10　各集計区分における最頻値・中央値・平均値等

	最頻値	最小値	最大値	中央値	平均値
値［ha］	0.0165	0	94.3579	0.1623	0.4983
件数	50	1	1	―	―

(4)　森林の所在地による集計（マップ化）

林地台帳の『2.TKEY(地番識別情報)』テーブルには、筆別データごとに森林位置を特定する所在地情報（県～地番まで）が記載されている。この情報に基づき特定の区域内ごとに集計を行い、その結果を GIS ソフトによりマップに落とし込み可視化した。集計の区域は区別及び丁目を考慮しない小地域別とし、下表に挙げる 10 項目ついて区域別集計を行い、結果をマップ化した。

表 3-11　マップ化における集計項目一覧

集計項目	条件	対象筆数
森林面積(全区分計)	全データの面積を区域別に集計	36,292
森林面積(国関係林)	国関係林に区分される面積を区域別に集計	282
森林面積(県関係林)	県関係林に区分される面積を区域別に集計	330
森林面積(市関係林)	市関係林に区分される面積を区域別に集計	1,839
森林面積(私有林)	私有林のうち、所有者特定情報不備に区分されるものを区域別に集計	31,008
森林面積(私有林不備)	私有林のうち、所有者特定情報不備に区分されるものを区域別に集計	2,831
森林面積(私有林計)	所有者情報の有無に関係なく私有林に区分される面積を区域別に集計	33,839
【私有林についてのみ】		
森林所有者数	区域内の所有者数	31,008
森林所有面積の中央値	区域別所有者別に集計した森林面積の中央値	31,008
森林所有面積の平均値	区域別所有者別に集計した森林面積の平均値	31,008

なお、集計区域の区分及び名称は下図に示すとおりである。

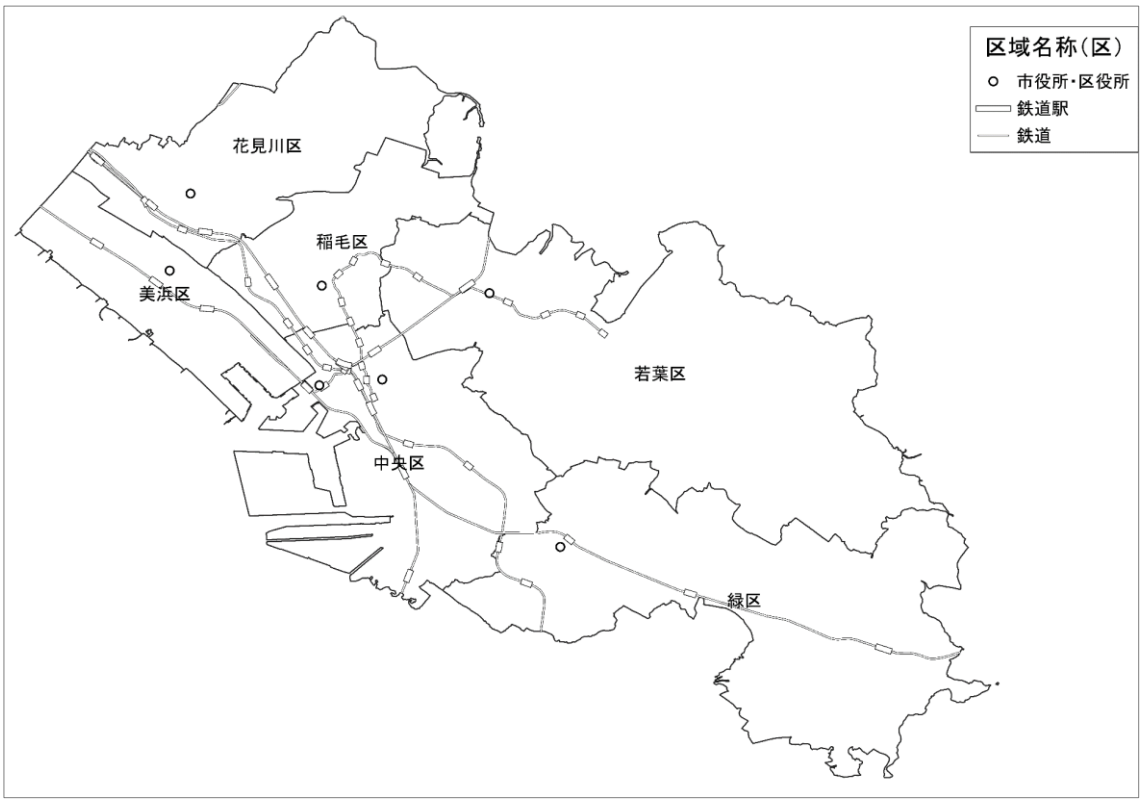

図 3-17　集計区域区分及び名称（区）

図 3-18　集計区域区分及び名称（小地域）

1) 森林面積（全区分計）

a) 区別集計

約 5 割が若葉区、約 4 割が緑区に所在しており、両区で市内の森林の 9 割以上を占めている。また、美浜区に森林は存在しない。

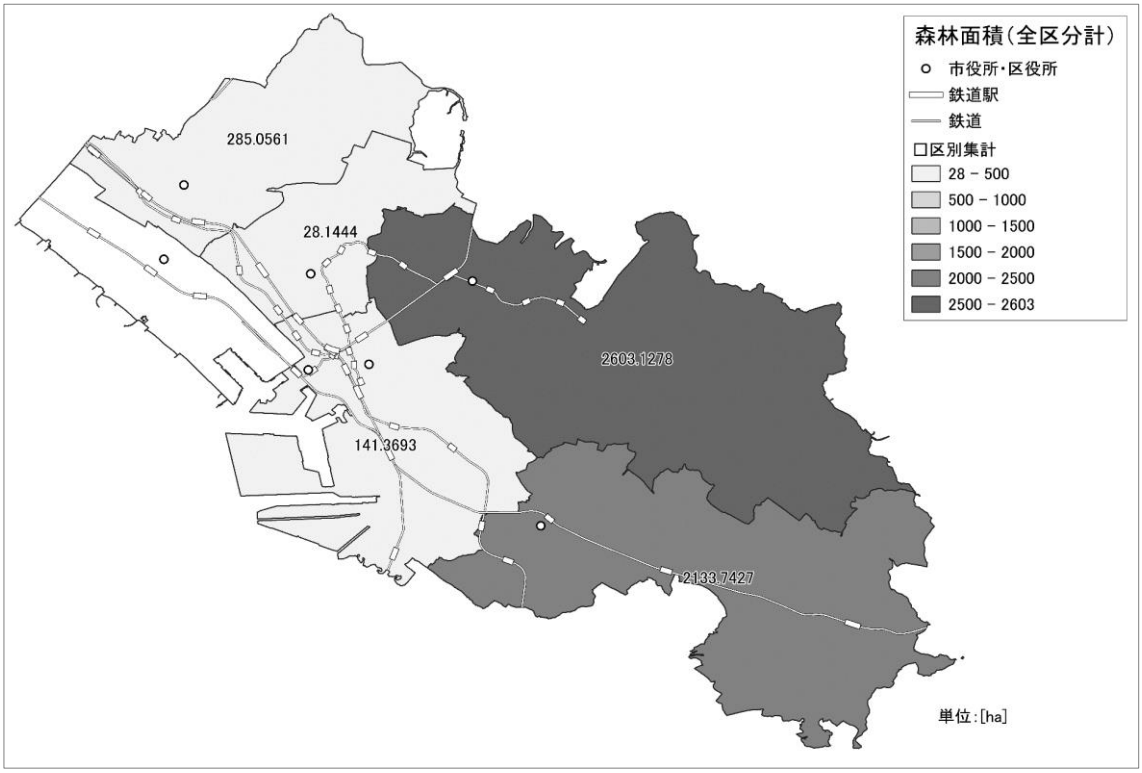

b) 小地域別集計

若葉区、緑区に属する小地域の値が大きくなっており、最大は若葉区中野町の約 288.6ha であり、緑区高田町の約 263.7ha が続く。両区以外では、花見川区柏井町の約 98.4ha が最大である。

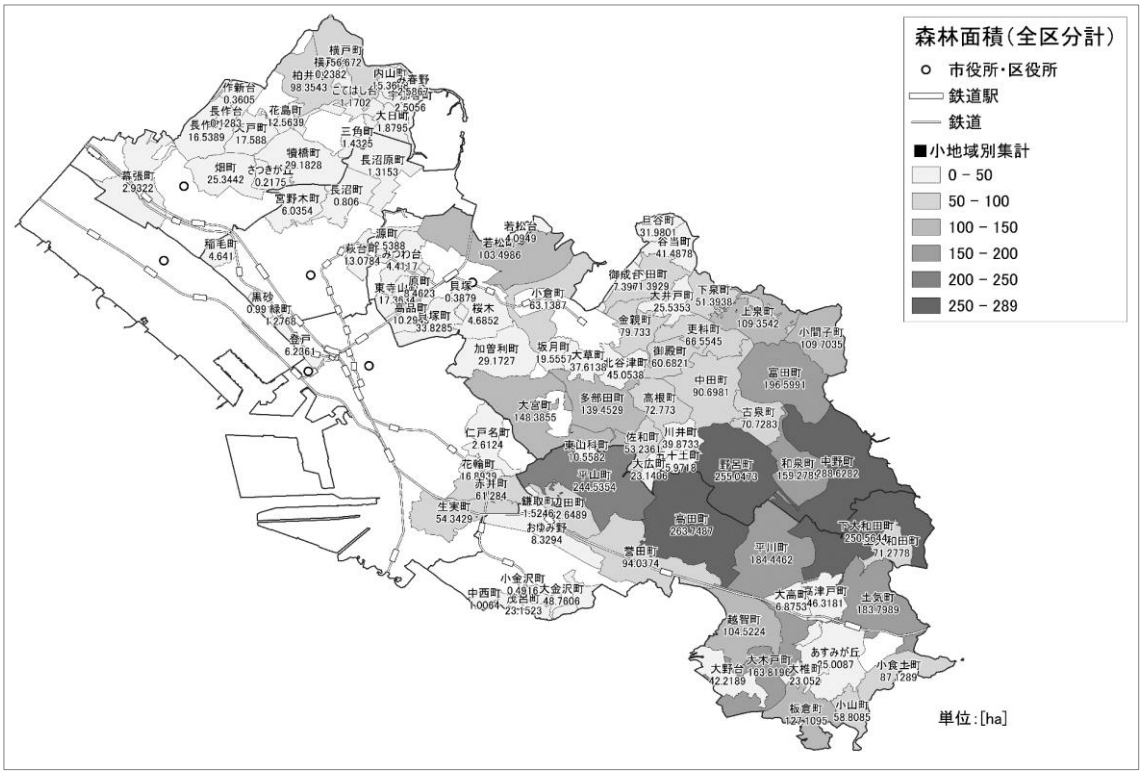

2) 森林面積（国関係林）

a) 区別集計

約 17.0ha が花見川区に所在しており、市内の国関係林面積である約 28.0ha のほぼ 6 割にあたる。また、中央区には所在していない。

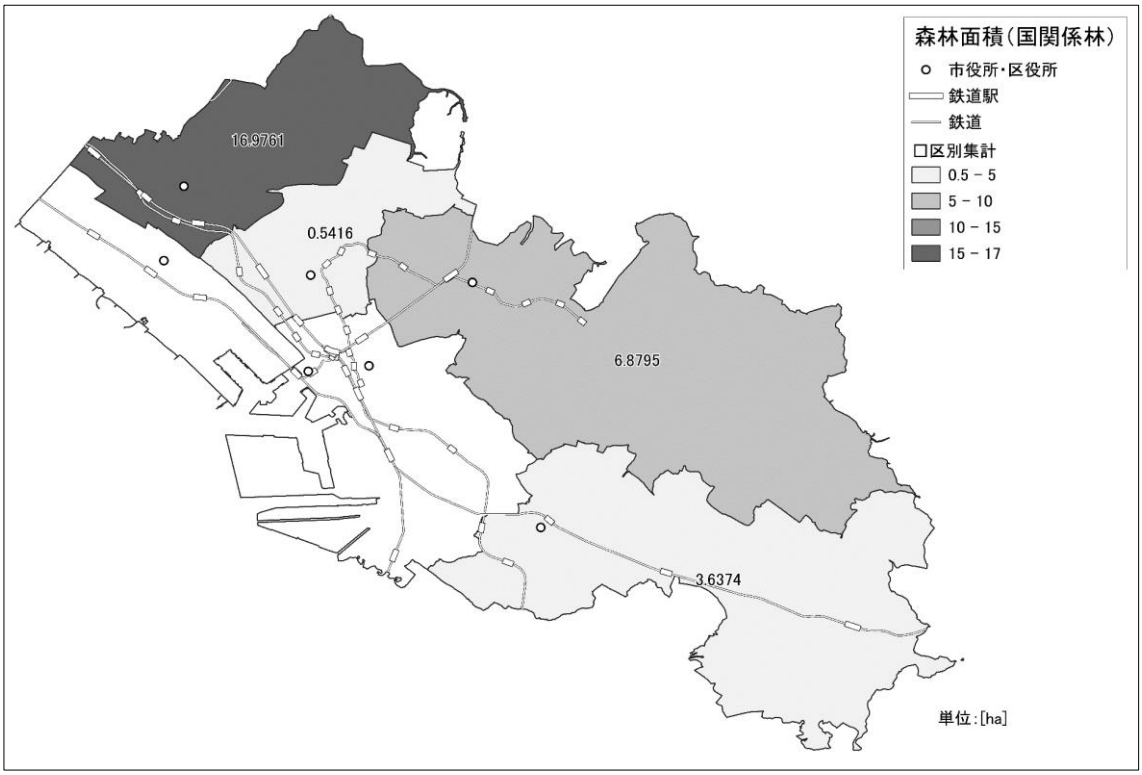

b) 小地域別集計

花見川区の国関係林のうち、約 11.3ha は柏井町、約 5.3ha は横戸町に所在し両者でほとんどを占める。また、若葉区上泉町、緑区小食土町にも 2ha 程度が所在する。

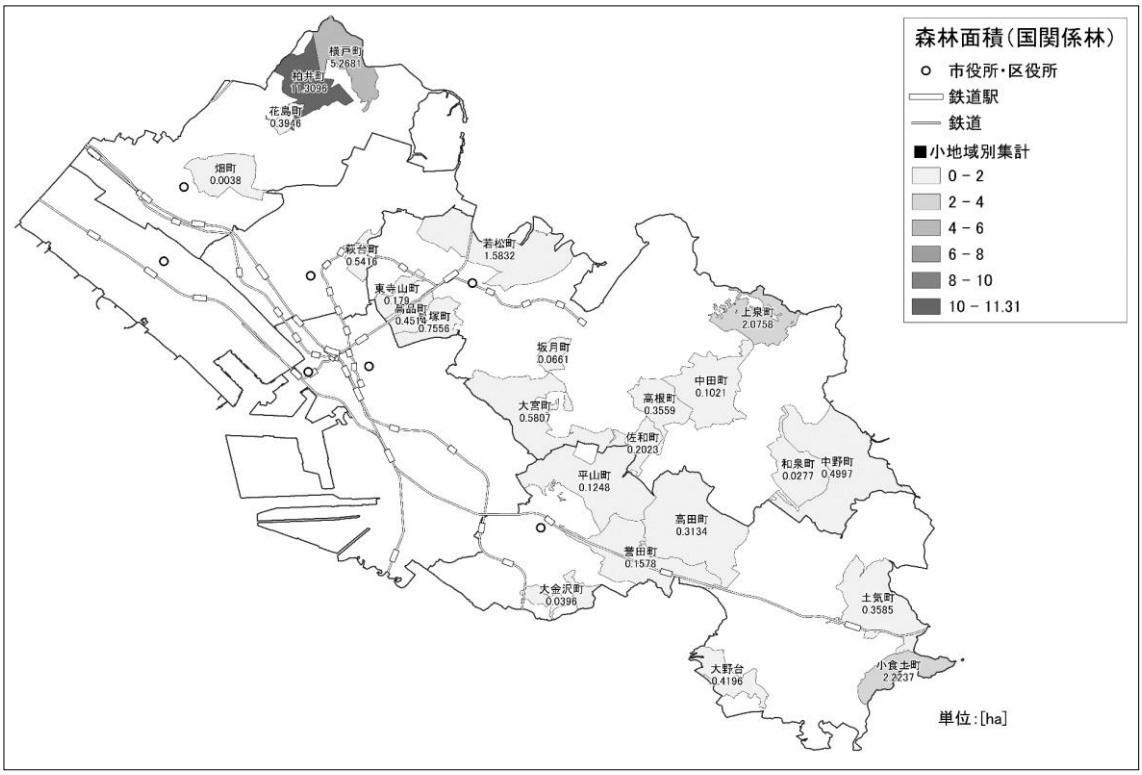

3) 森林面積（県関係林）

a) 区別集計

約 50.0ha が緑区に所在しており、市内の県関係林面積である約 82.6ha のほぼ 6 割にあたる。

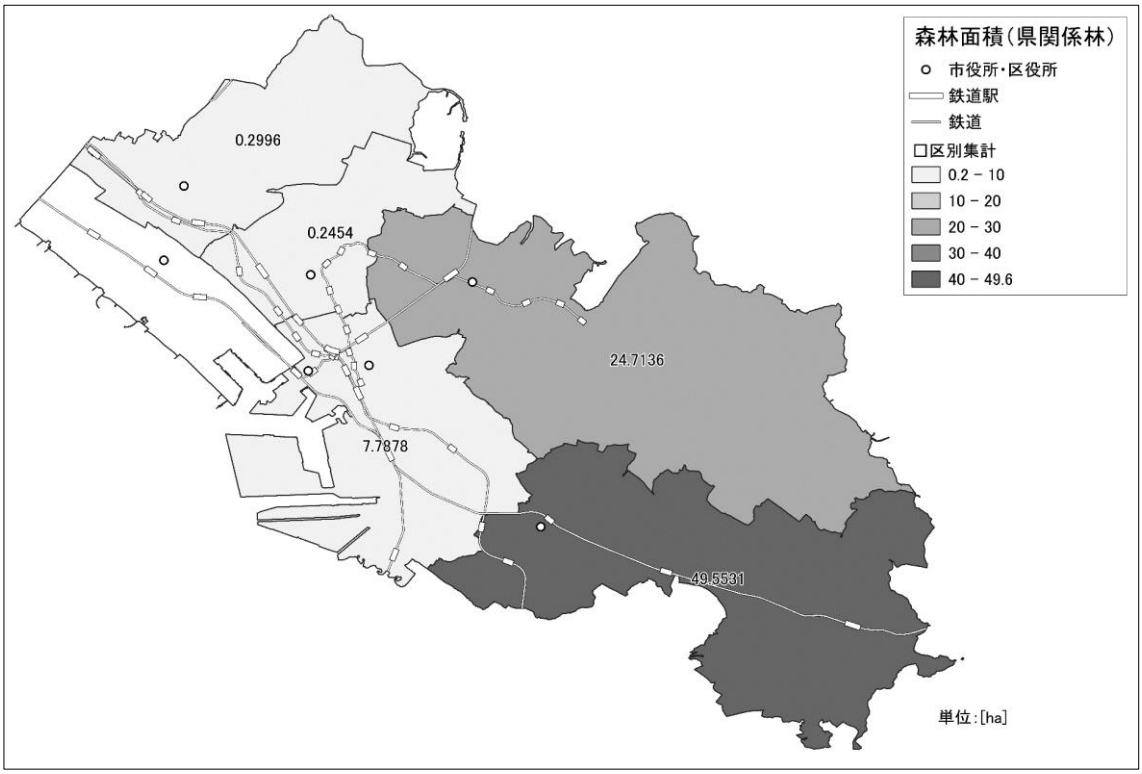

b) 小地域別集計

約 40.8ha が緑区大木戸町、約 22.4ha が若葉区野呂町に所在しており、両者で市内の県関係林面積の 3/4 以上を占める。

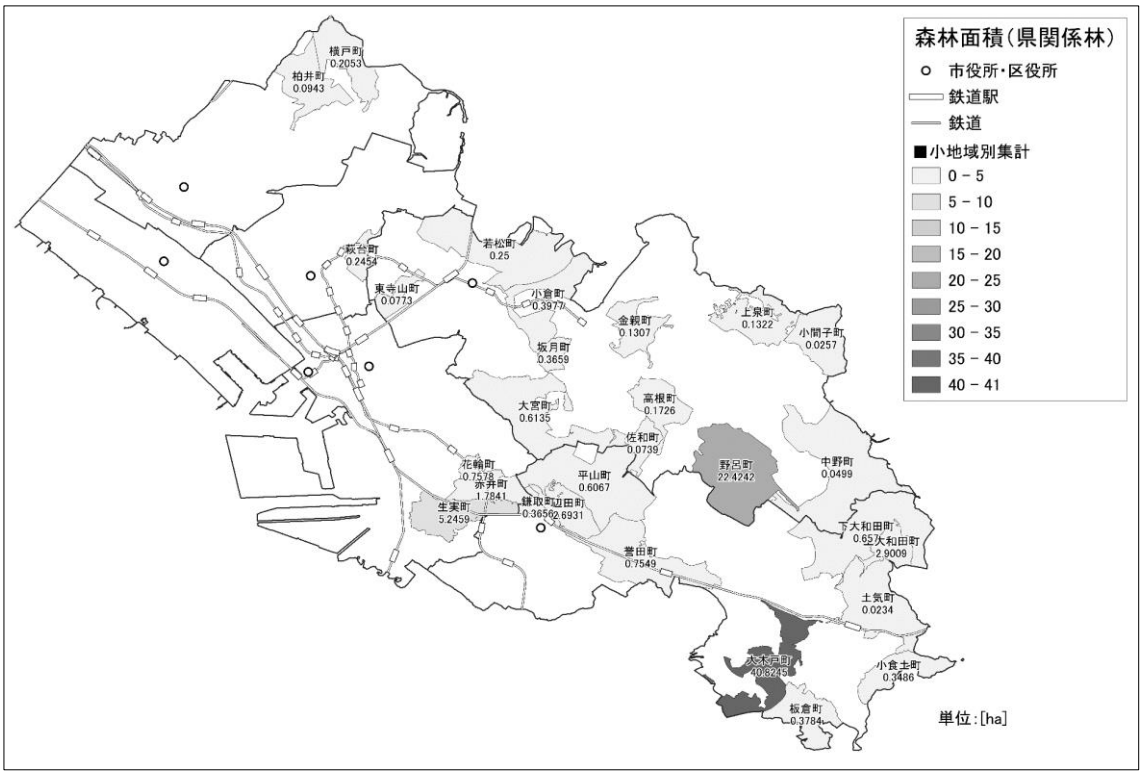

4) 森林面積（市関係林）

a) 区別集計

約 300.7ha の市関係林のうち、5 割弱が若葉区、4 割弱が緑区に所在しており、他の区も含めて全区分計の比率と似通ったものとなっている。

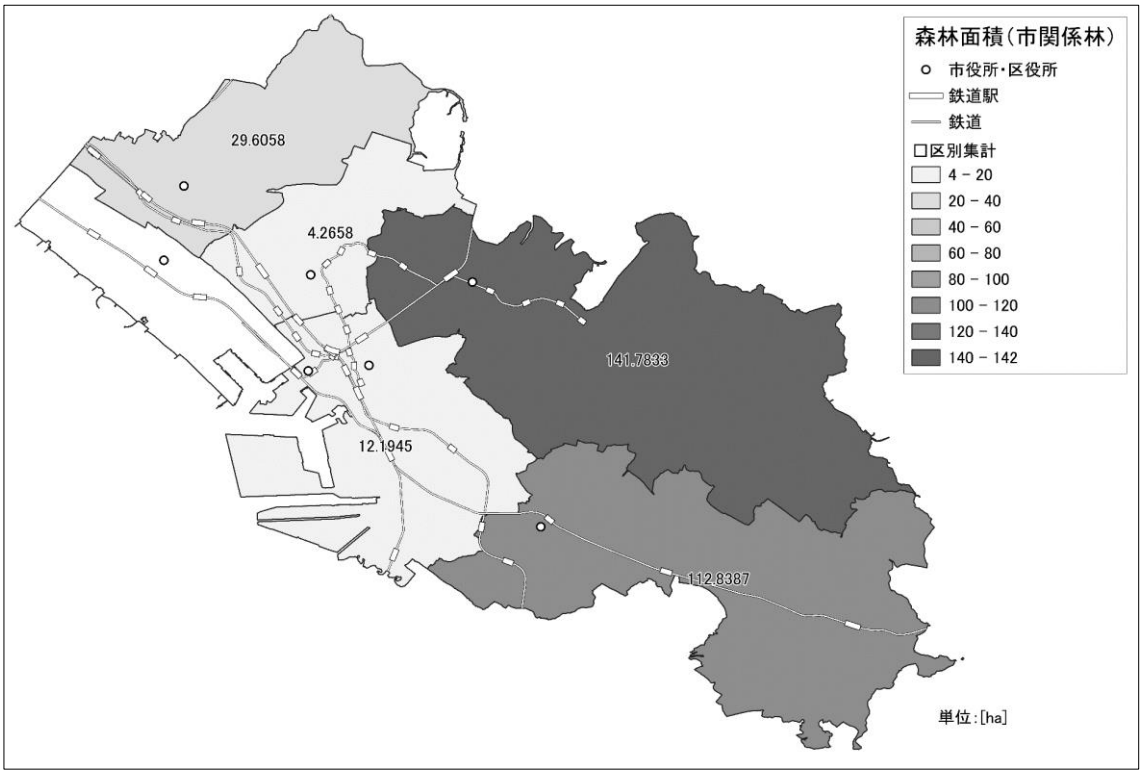

b) 小地域別集計

緑区小食土町が約 42.3ha と突出しており、若葉区に属する野呂町、若松町、富田町が 14ha 台で続く。また、中央区登戸にも約 5.6ha が所在しており、同小地域の森林約 6.2ha のほぼ 9 割を占める。

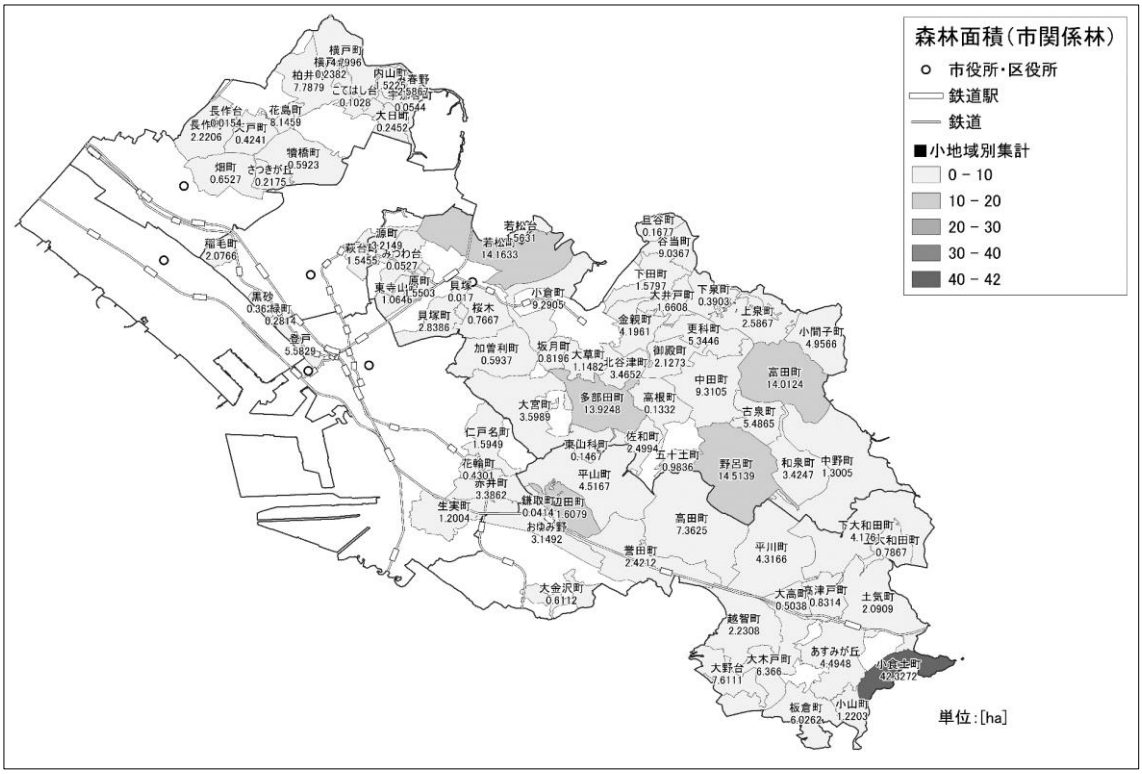

5) 森林面積（私有林）

a) 区別集計

全体の多くを占めるカテゴリーであるため、全区分計と同様に若葉区、緑区の両区で 9 割以上を占める。

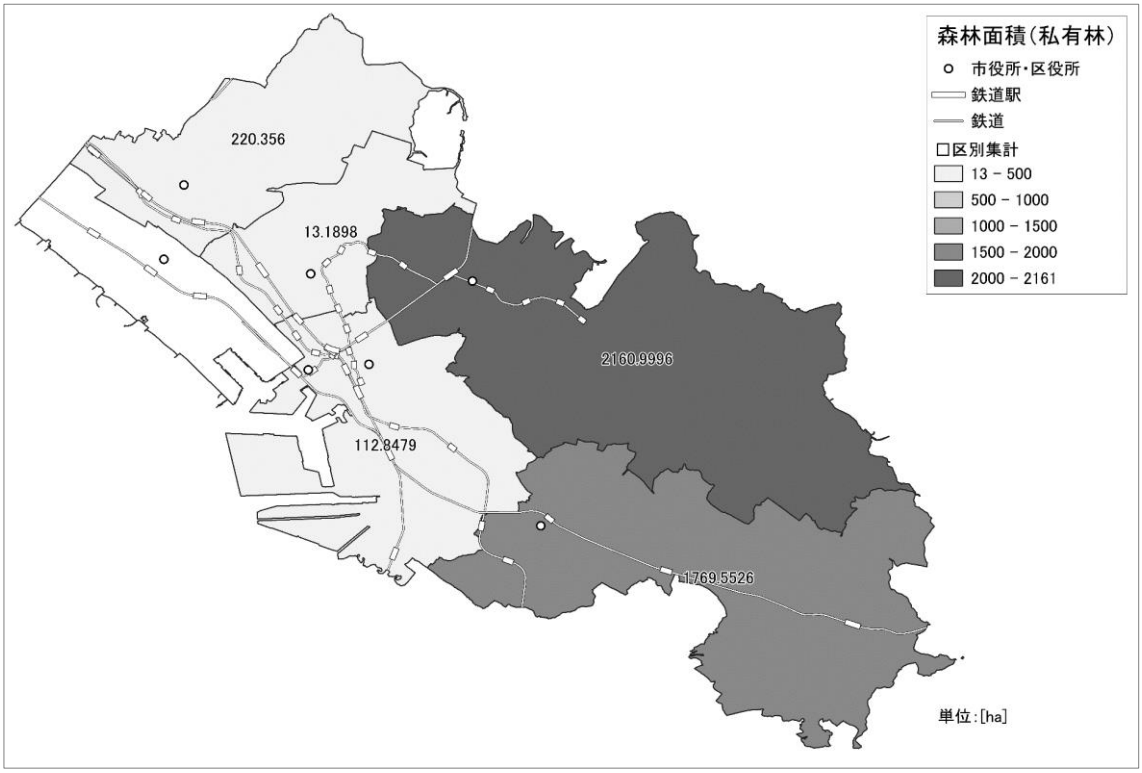

b) 小地域別集計

最大は若葉区中野町の約 259.8ha であり、緑区に属する高田町、下大和田町、平山町が続き、若葉区野呂町まで加えて 5 つの小地域が 200ha を超えている。

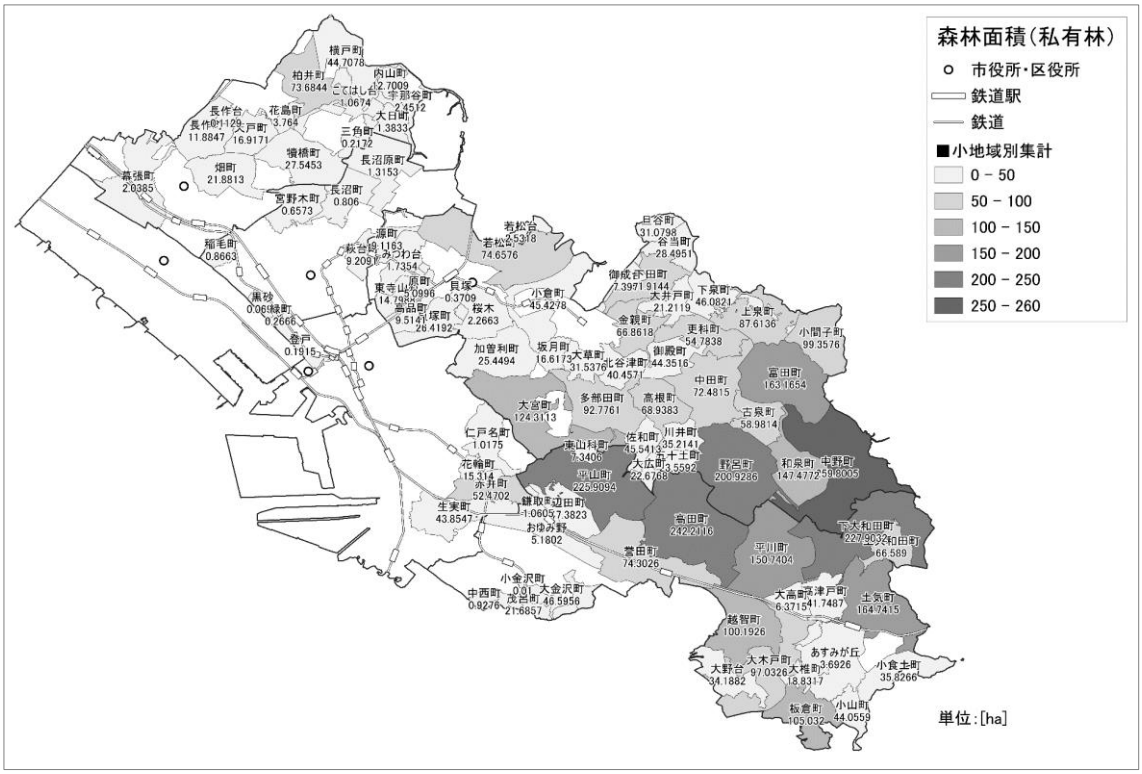

6) 森林面積（私有林不備）

a) 区別集計

森林が多い若葉区、緑区に、所在者特定情報に不足がある私有林が多く所在している。

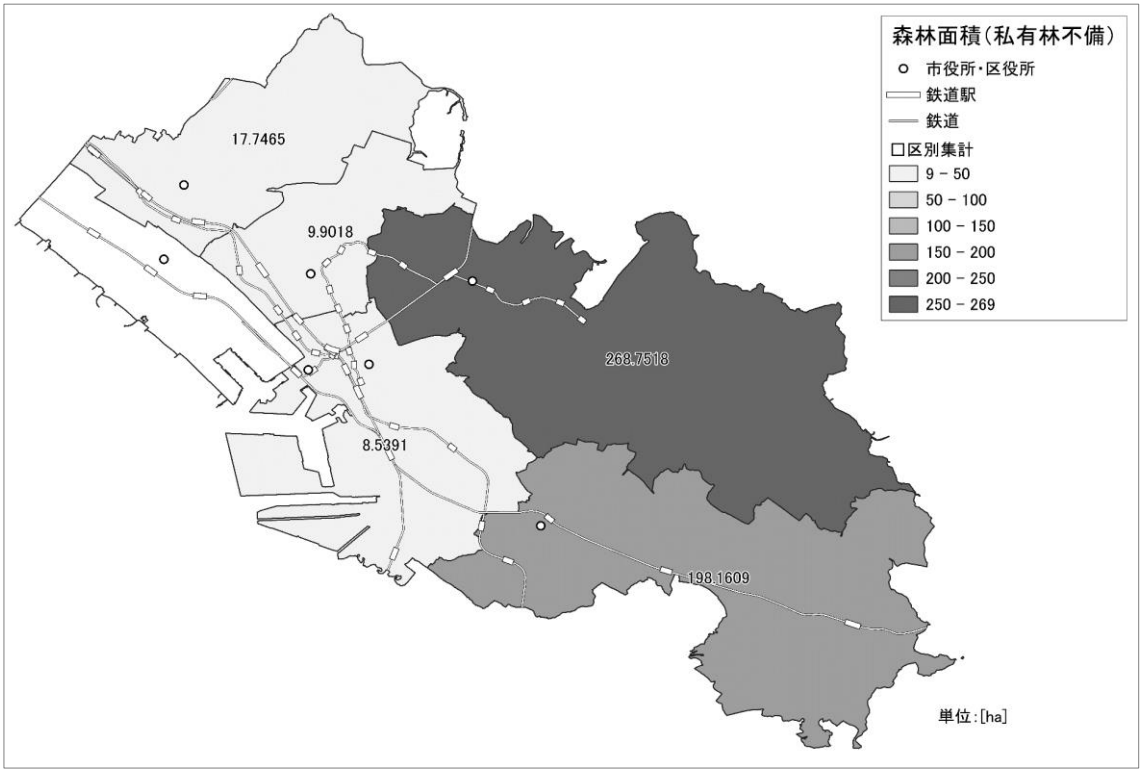

b) 小地域別集計

最大は若葉区多部田町の約 32.8ha、次いで緑区平川町の約 29.4ha となっており、前述の私有林面積とは違う傾向がみられる。

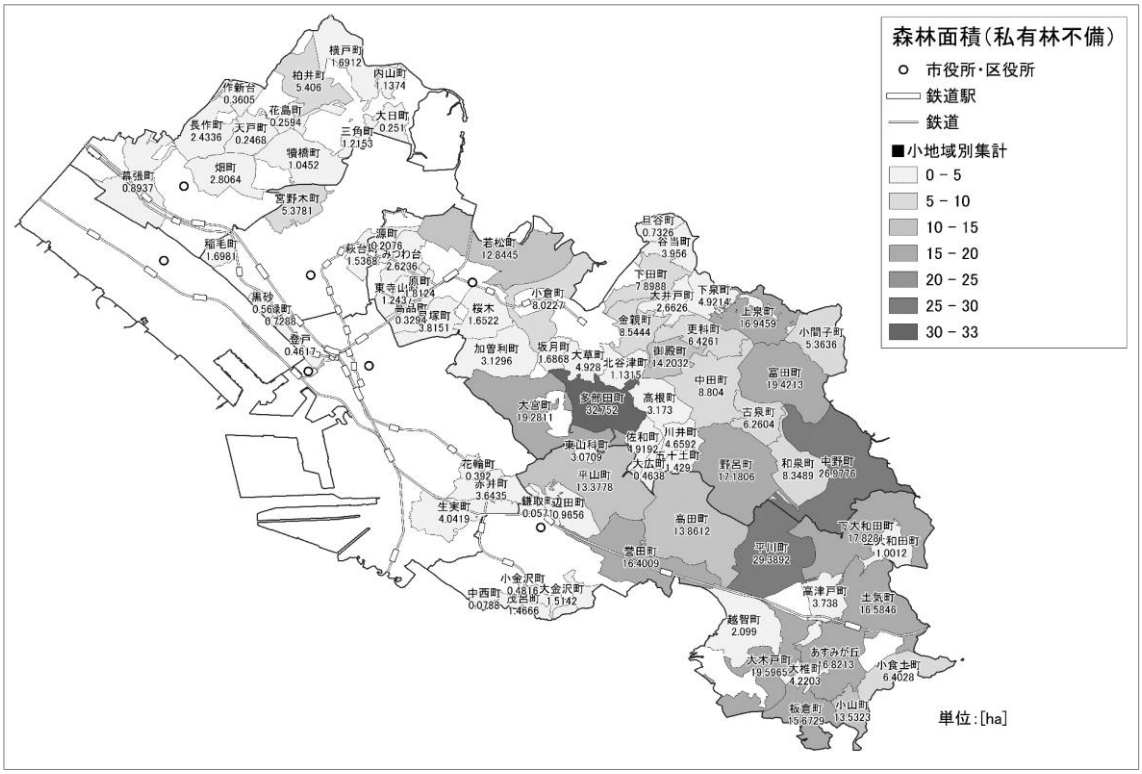

7) 森林面積（私有林計）

a) 区別集計

全区分計の 9 割以上の面積を占めるカテゴリーであるので、同様に約 5 割が若葉区、約 4 割が緑区、花見川区、中央区、稲毛区を合わせて 1 割弱となっている。

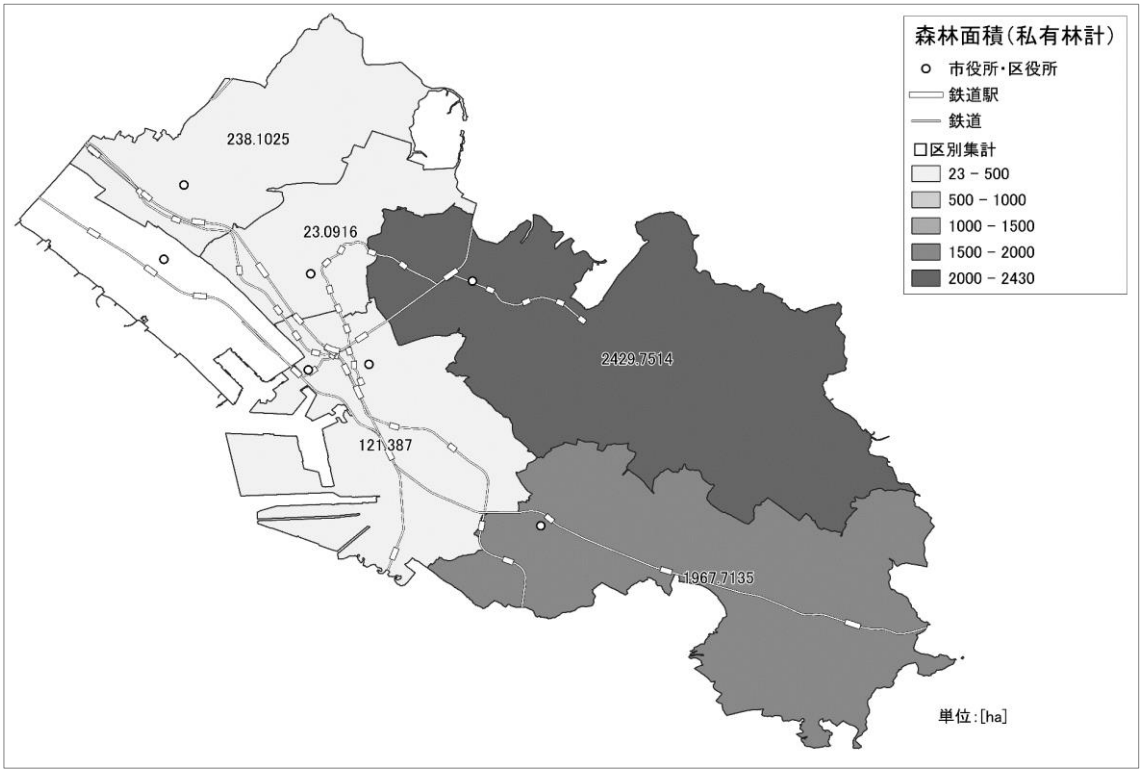

b) 小地域別集計

若葉区中野町の約 286.8ha が最大であり、緑区高田町の 256.1ha が続く。各区の最大は、中央区赤井町の約 56.1ha、花見川区柏井町の約 79.1ha、稲毛区萩台町の約 10.7ha となっている。

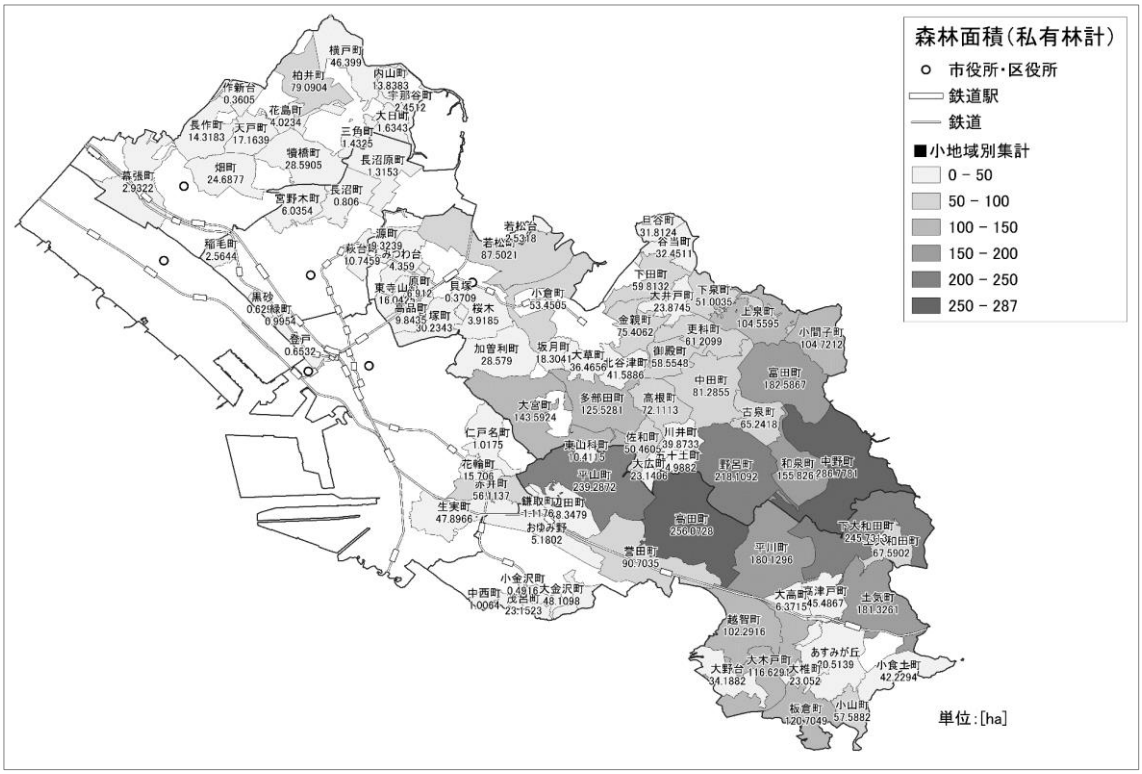

8) 森林所有者数（私有林のみ）

a) 区別集計

私有林の面積に比例して、若葉区、緑区の両区でほぼ 9 割を占める。

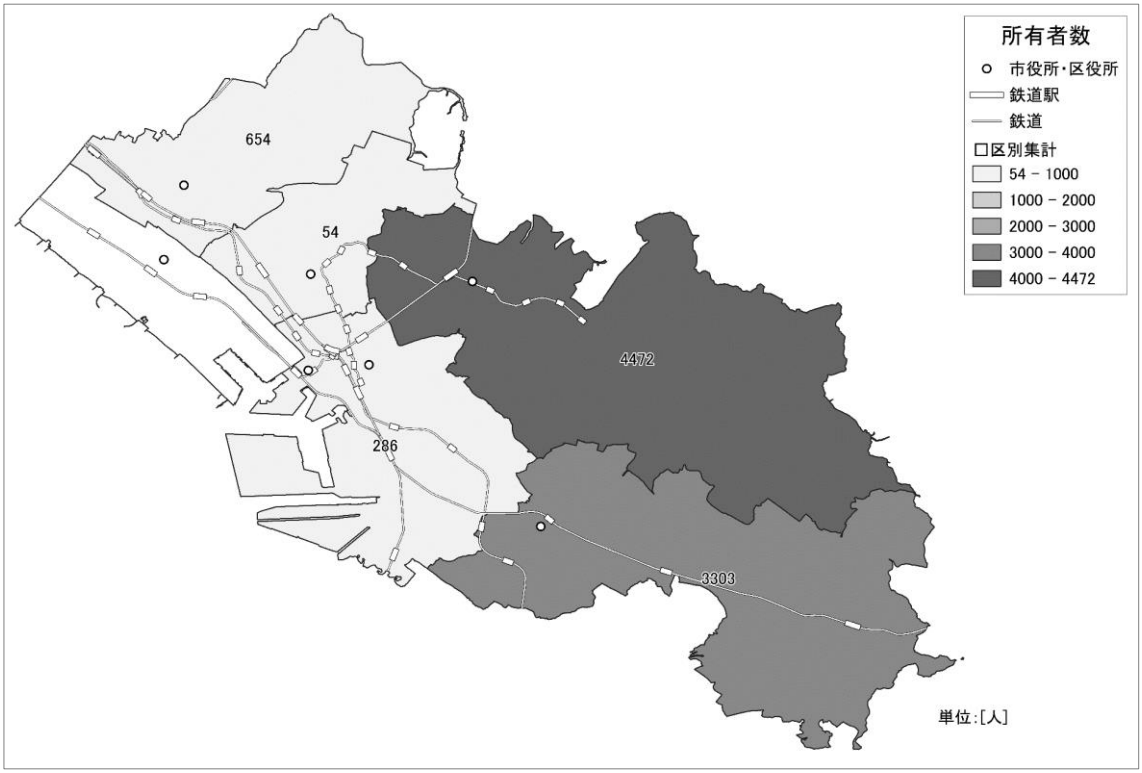

b) 小地域別集計

緑区高田町が 625 人で最も多く、次いで若葉区中野町の 598 人となっており、上位 2 小地域は私有林面積と同じであるが入れ替わっている。

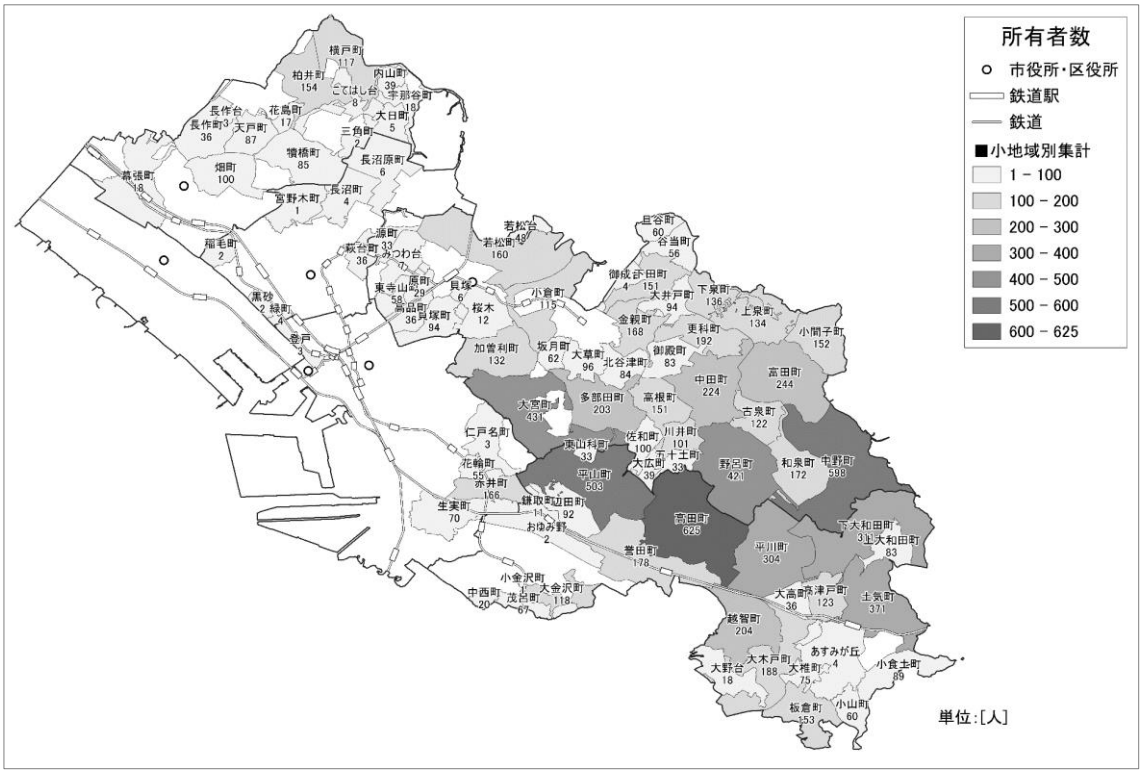

9) 森林所有面積の中央値（私有林のみ）

a) 区別集計

若葉区、緑区と比較してその他の 3 区は値が小さくなっており、細分化された私有林が多く所在していると考えられる。

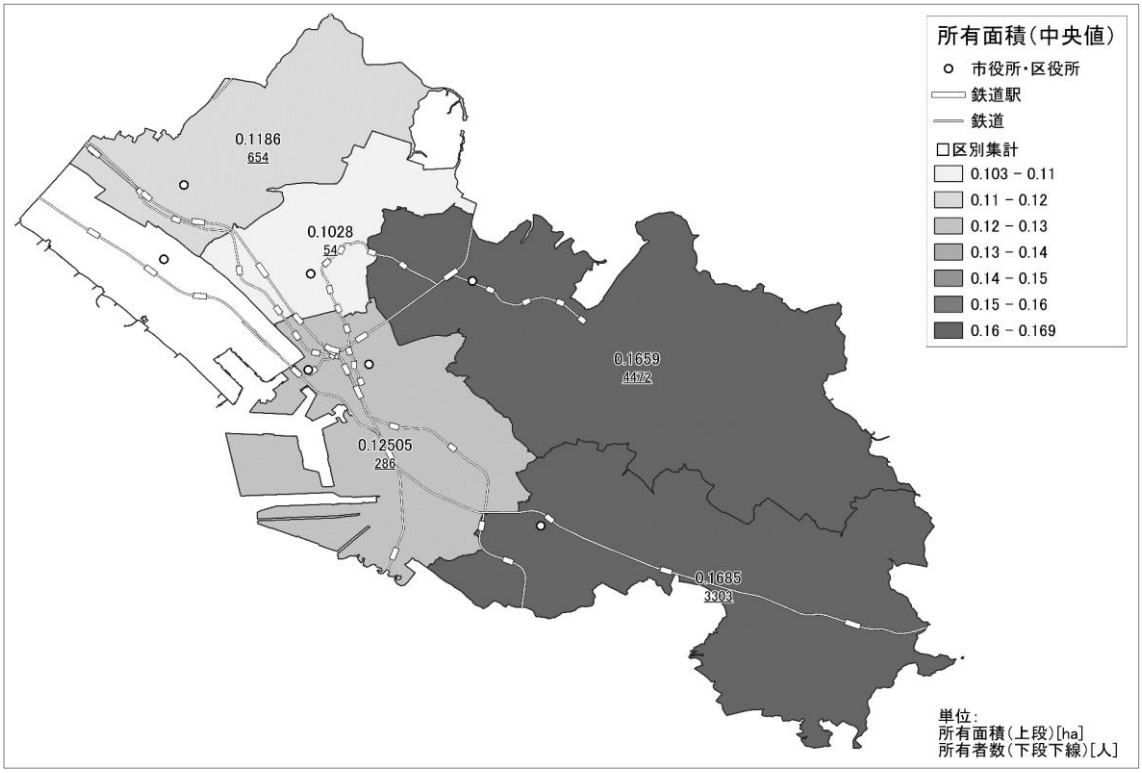

b) 小地域別集計

最大は緑区おゆみ野の約 2.6ha であるが、所有者は 2 人のみである。所有者 100 名以上の小地域に限れば、最大は 0.406ha の若葉区小間子町、最小は 0.078ha の中央区赤井町となっている。

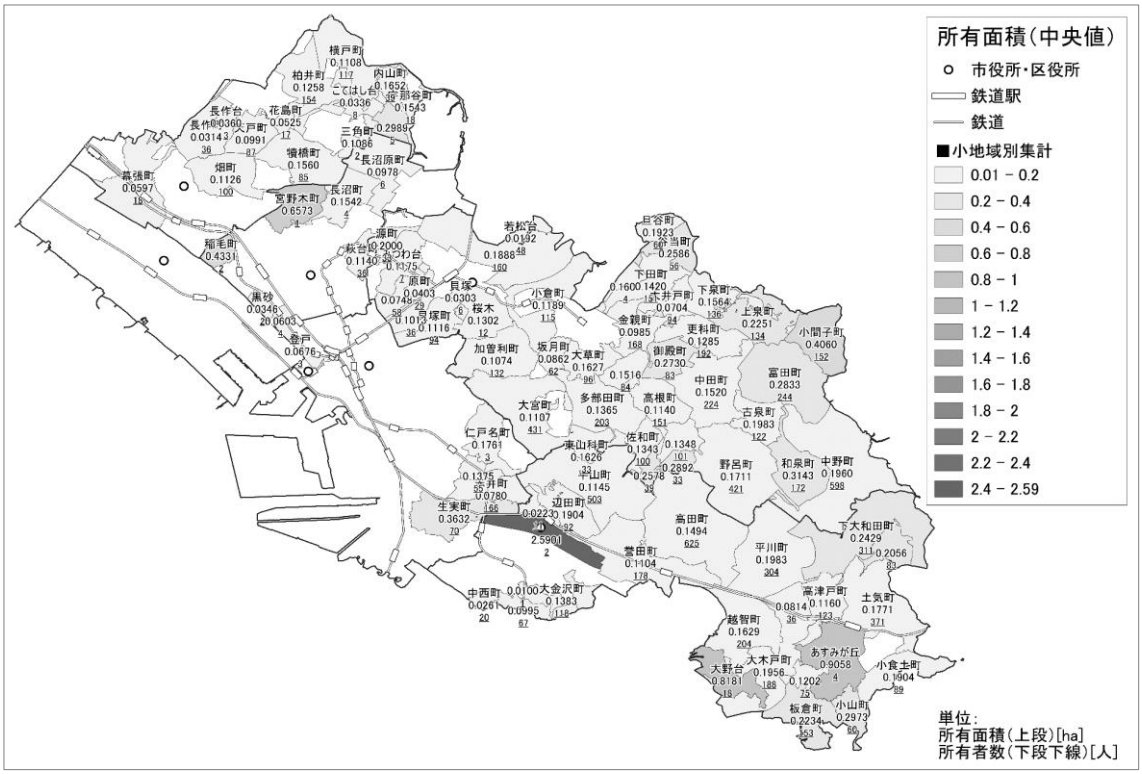

10) 森林所有面積の平均値（私有林のみ）

a) 区別集計

最大である緑区の 0.5357ha に対し、稲毛区は 0.2443ha であり半分以下となっている。

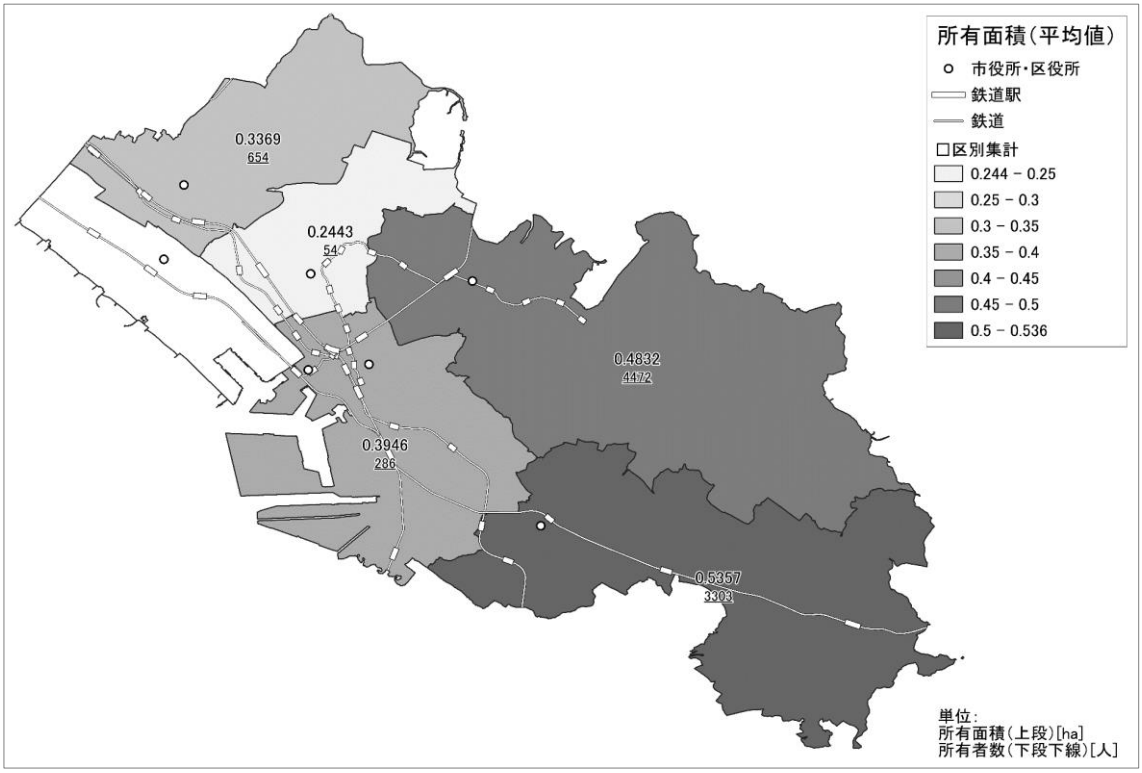

b) 小地域別集計

所有者が 2 人の緑区おゆみ野は中央値と同値となり最大である。所有者 100 人以上の小地域に限れば、最大は約 0.86ha の若葉区和泉町、最小は約 0.19ha の若葉区加曽利町となっている。森林が所在する 90 の小地域のうち、0.5ha を上回るのは 21 に限られる。

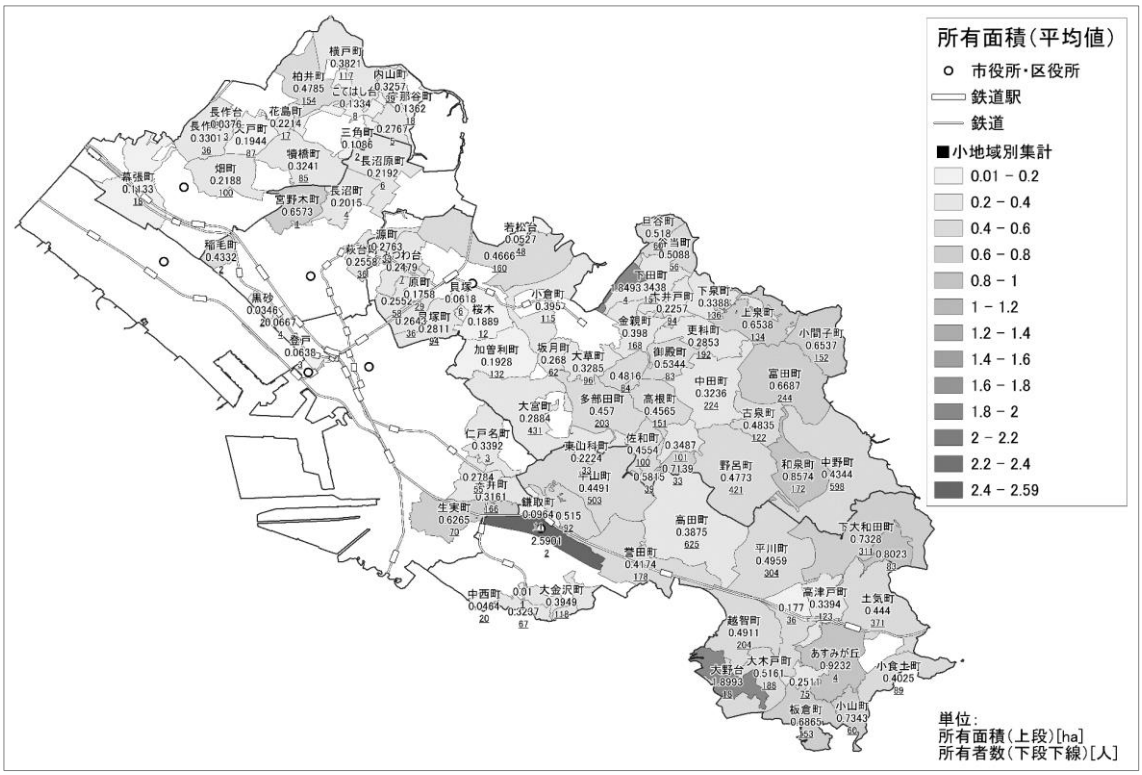

3.2　千葉県森林・林業統計書

千葉県が編集・発行する「千葉県森林・林業統計書」の最新版（平成 29 年度版・平成 30 年 9 月発行）掲載データのうち、千葉市に係る箇所について、森林面積などについて整理した。

(1)　森林面積

千葉県全体での森林面積比率は 30.3%であるのに対し、千葉市は 17.6%と半分程度となっている。また、千葉市は対象外民有林の比率が大きく、国有林の比率が小さい。

表 3-12　千葉県と千葉市との森林面積比較

（単位:ha）

		千葉県				千葉市			
A.地区面積		515,749				27,177			
		総数	対象民有林	対象外民有林	国有林	総数	対象民有林	対象外民有林	国有林
B.面積計		156,289	145,528	3,008	7,753	4,779	4,202	576	1
(比率)	(B/A)	30.3%	28.2%	0.6%	1.5%	17.6%	15.5%	2.1%	0.0%
人工林	計	60,926	54,832	943	5,151	2,038	1,901	137	
	スギ	47,482	44,648	639	2,195	1,768	1,667	101	
	ヒノキ	8,873	6,601	46	2,226	97	95	2	
	マツ	3,230	2,891	258	81	157	123	34	
	その他針	14	4		10	0	0		
	クヌギ	689	687		1	16	16		
	その他広	639			639				
天然林	計	73,912	69,967	1,667	2,277	2,091	1,705	386	1
	その他計	599	412		187	0	0		0
	ザツ	73,312	69,555	1,667	2,090	2,091	1,705	386	1
竹林	計	5,907	5,506	398	2	160	107	53	
	マダケ	4,404	4,019	385		145	92	53	
	モウソウチク	956	942	13	1	15	15		
	その他	547	546		1	0	0		
その他		15,545	15,223		323	489	489		
(再掲)	針葉樹計	60,198	54,557	943	4,698	2,022	1,885	137	0
	広葉樹計	74,640	70,243	1,667	2,730	2,108	1,721	386	1

近隣市を含めた森林面積及び割合は下表のとおりとなっている。

表 3-13　千葉市及び近隣市の森林面積（総数）とその割合

	千葉市	習志野市	市原市	八千代市	船橋市	成田市	佐倉市	四街道市	香取市
地区面積(ha)	27,177	2,097	36,817	5,139	8,562	21,384	10,369	3,542	26,235
森林面積(ha)	4,779	14	13,047	498	423	4,616	2,045	590	5,090
割合(%)	17.6	0.7	35.4	9.7	4.9	21.6	19.7	16.7	19.4

また、同統計書の平成 25 年度～平成 29 年度版より千葉市の森林面積の推移をみると、年間に 20～60ha 程度、減少し続けている。

表 3-14　千葉市の森林面積（総数）の推移

（単位:ha）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
立木地	人工林	2,059	2,053	2,055	2,036	2,038
	天然林	2,142	2,135	2,119	2,097	2,091
竹林		159	159	160	159	160
その他		578	572	530	510	489
合計		4,939	4,920	4,864	4,802	4,779

(2)　蓄積

千葉県全体での蓄積量は 28,776 千 m^3、千葉市の蓄積量は 760 千 m^3 であり、千葉県全体に対して約 2.6%を占めるが、この比率は面積比での約 3%を下回っている。したがって、単位面積当たりの蓄積量をみると、総じて千葉市の値は千葉県の値を下回っている。

表 3-15　千葉県と千葉市との蓄積比較

（単位:千 m^3）

		千葉県				千葉市			
		総数	対象民有林	対象外民有林	国有林	総数	対象民有林	対象外民有林	国有林
蓄積計		28,776	27,081	203	1,492	760	726	34	0
人工林	計	21,508	20,108	109	1,291	597	584	13	
	スギ	18,290	17,592	69	629	558	550	8	
	ヒノキ	2,473	1,924	4	545	17	17	0	
	マツ	569	518	36	15	20	15	5	
	その他針	4	1		3	0	0		
	クヌギ	73	73		0	2	2		
	その他広	98			98				
天然林	計	7,268	6,974	93	201	163	142	21	0
	その他計	171	138		33	0	0		0
	ザツ	7,097	6,836	93	168	163	142	21	0
(再掲)	針葉樹計	21,508	20,173	109	1,225	595	582	13	0
	広葉樹計	7,269	6,908	93	267	165	144	21	0
単位面積(ha)当たり蓄積量									
		0.184	0.186	0.067	0.192	0.159	0.173	0.059	0.000
人工林	計	0.353	0.367	0.116	0.251	0.293	0.307	0.095	—
	スギ	0.385	0.394	0.108	0.287	0.316	0.330	0.079	—
	ヒノキ	0.279	0.291	0.087	0.245	0.175	0.179	0.000	—
	マツ	0.176	0.179	0.140	0.185	0.127	0.122	0.147	—
	その他針	0.286	0.250	—	0.300	—	—	—	—
	クヌギ	0.106	0.106	—	0.000	0.125	0.125	—	—
	その他広	0.153	—	—	0.153	—	—	—	—
天然林	計	0.098	0.100	0.056	0.088	0.078	0.083	0.054	0.000
	その他計	0.285	0.335	—	0.176	—	—	—	—
	ザツ	0.097	0.098	0.056	0.080	0.078	0.083	0.054	0.000
(再掲)	針葉樹計	0.357	0.370	0.116	0.261	0.294	0.309	0.095	—
	広葉樹計	0.097	0.098	0.056	0.098	0.078	0.084	0.054	0.000

(3) 保安林面積

千葉県では多くが水源かん養保安林であり全体の 8 割近くを占めているが、千葉市には水源かん養保安林は存在せず、防風に資する保安林が 4.3 ha で最も多くなっている。

表 3-16　千葉県及び千葉市の保安林面積

（単位:ha）

	千葉県			千葉市		
	国有林	民有林	計	国有林	民有林	計
水源かん養	6,586	8,589	15,175			
土砂流出防備	98	807	905		0.4	0.4
土砂崩壊防備	66	289	355		1.7	1.7
小計	6,750	9,685	16,435		2.1	2.1
飛砂防備		966	966			
防風	8	379	387	0.2	4.1	4.3
水害防備	0	1	1			
潮害防備	38	139	177			
干害防備		479	479		0.8	0.8
落石防止		1	1			
魚つき	0	153	153			
航行目標		4	4			
保健		84	84		0.2	0.2
風致	3	18	21			
小計	49	2,223	2,273		5.3	5.3
合計	6,799	11,908	18,707	0.2	7.2	7.4

(4) 県単森林整備事業実績（近隣市を含む）

平成 29 年度に実施した事業面積は、近隣市の中では千葉市が最も広い。

表 3-17　平成 29 年度県単森林整備事業の実績

区分	千葉市	市原市	成田市	香取市
造林(ha)	0.09	0.35	0	0.25
下刈(ha)	3.43	1.82	0.32	1.61
枝打ち(ha)	3.23	0.38	0	1.59
間伐(ha)	1.87	0.84	0.08	0.54
事業面積計(ha)	8.26	2.54	0.40	3.87

(5) サンブスギ林再生・資源循環促進事業実績（県内市町を含む）

平成 29 年度に実施した事業面積は、近隣市の中では千葉市が最も少なく、運搬も実施されていない。

表 3-18　平成 29 年度サンブスギ林再生・資源循環促進事業実績

区分	千葉市	市原市	東金市	山武市	横芝光町	木更津市	袖ヶ浦市	合計
伐倒・搬出(ha)	0.22	0.98	3.92	6.52	2.93	1.46	0.33	16.47
伐採跡地への植林(ha)	0.09	0.84	2.15	－	－	1.46	0.26	4.87
運搬(m^3)	－	189	490	1,900	550	606	130	3,885

3.3　政令市の森林状況比較

2015 年 2 月 1 日現在の森林状況を調査した「2015 年農林業センサス」調査結果に基づき、政令市の森林状況の比較を行った。センサスの「現況森林面積」に基づく千葉市の森林率は 18.1 %となっており、千葉県統計書による 17.6 %と比較して若干の誤差がある。

森林率については、最小は 0 %の大阪市、最大は 77.0 %の静岡市と、ひとくちに政令市と言っても大きな幅がある。20 の政令市の中で千葉市の 18.1 %は小さい方から 9 番目と中位であるが、10 番目に小さい福岡市の 32.1 %とは 14.0 ポイントの開きがある。

表 3-19　政令市の面積・人口及び森林面積

自治体コード	自治体名	総面積 [ha]	現況森林面積 [ha]	森林率 —	人口 [人]	人口密度 [人/km^2]
01100	札幌市	112,126	67,690	60.4%	1,952,356	1,741.2
04100	仙台市	78,629	44,439	56.5%	1,082,159	1,376.3
10100	さいたま市	21,744	461	2.1%	1,263,979	5,813.0
12100	千葉市	27,176	4,928	18.1%	971,882	3,576.3
14100	横浜市	43,747	3,746	8.6%	3,724,844	8,514.5
14130	川崎市	14,300	668	4.7%	1,475,213	10,316.2
14150	相模原市	32,866	18,885	57.5%	720,780	2,193.1
15100	新潟市	72,644	5,437	7.5%	810,157	1,115.2
22100	静岡市	141,190	108,778	77.0%	704,989	499.3
22130	浜松市	155,806	101,526	65.2%	797,980	512.2
23100	名古屋市	32,645	1,020	3.1%	2,295,638	7,032.1
26100	京都市	82,783	61,021	73.7%	1,475,183	1,782.0
27100	大阪市	22,524	—	0.0%	2,691,185	11,948.1
27140	堺市	14,982	402	2.7%	839,310	5,602.1
28100	神戸市	55,703	22,354	40.1%	1,537,272	2,759.8
33100	岡山市	78,996	34,701	43.9%	719,474	910.8
34100	広島市	90,652	60,357	66.6%	1,194,034	1,317.2
40100	北九州市	49,195	19,409	39.5%	961,286	1,954.0
40130	福岡市	34,337	11,016	32.1%	1,538,681	4,481.1
43100	熊本市	39,032	6,188	15.9%	740,822	1,898.0

以下に、各政令市の「森林面積及び森林率」のグラフに加え、「人口密度-森林率」、「総面積-森林率」、「人口-森林率」の相関を分析したグラフを示す。

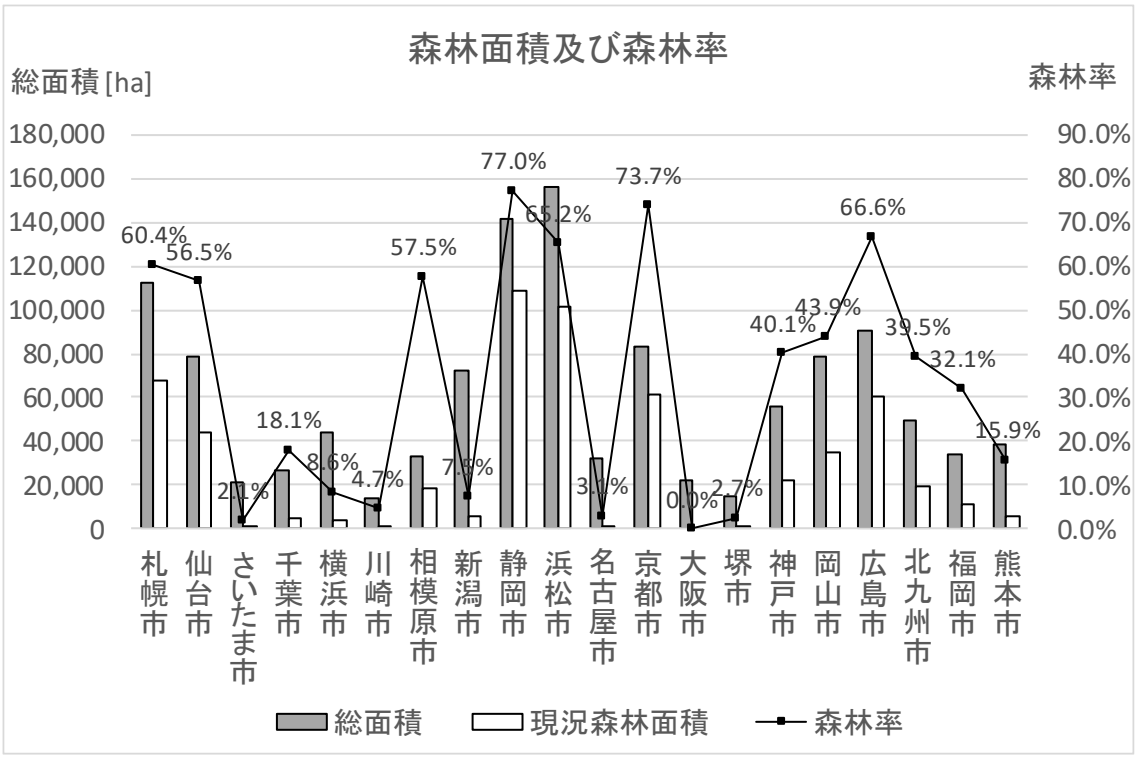

図 3-19　政令市における森林面積と森林率比較

人口密度が小さければ森林率が高くなる傾向にあると言える。千葉市は近似曲線の上側に位置しており、森林率相応の人口密度よりも高くなっている。したがって、人口密度が大きい割には森林の割合も大きい政令市であると言える。

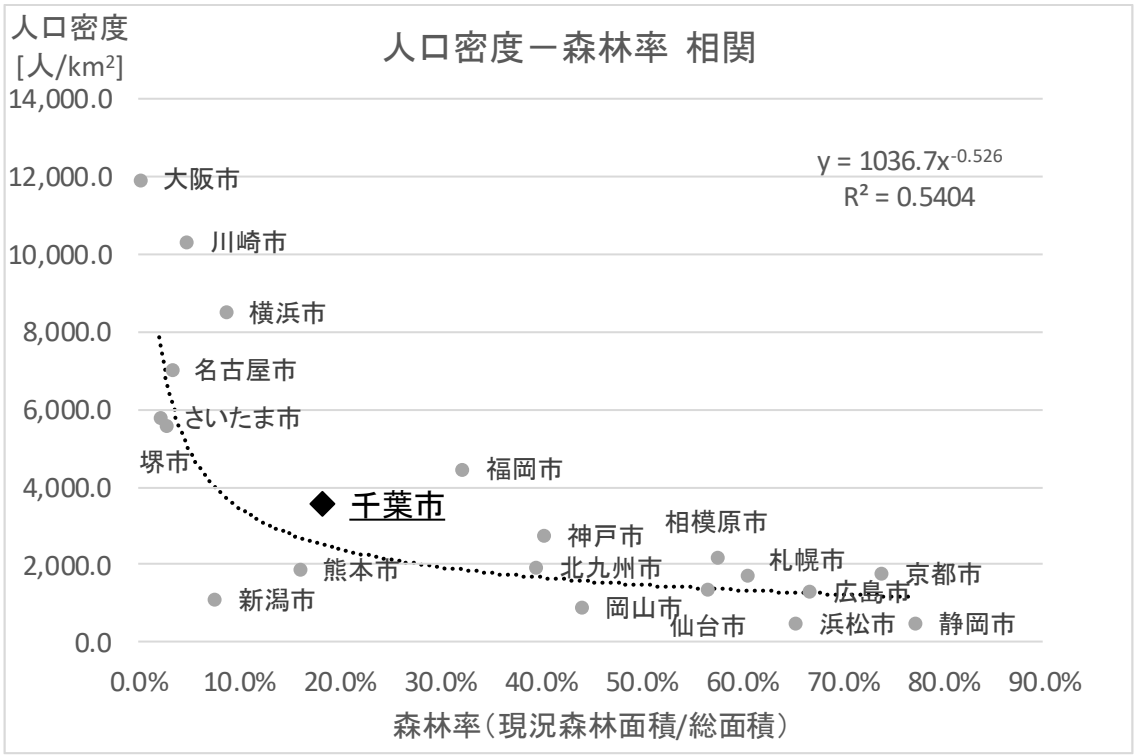

図 3-20　政令市比較（人口密度-森林率相関）

また、総面積が大きいほど森林率が高くなる傾向も見受けられる。千葉市は近似曲線の下側に位置しており、森林率相応の総面積よりも小さくなっている。したがって、総面積がさほど広くない割には、森林の割合が大きい政令市であると言える。

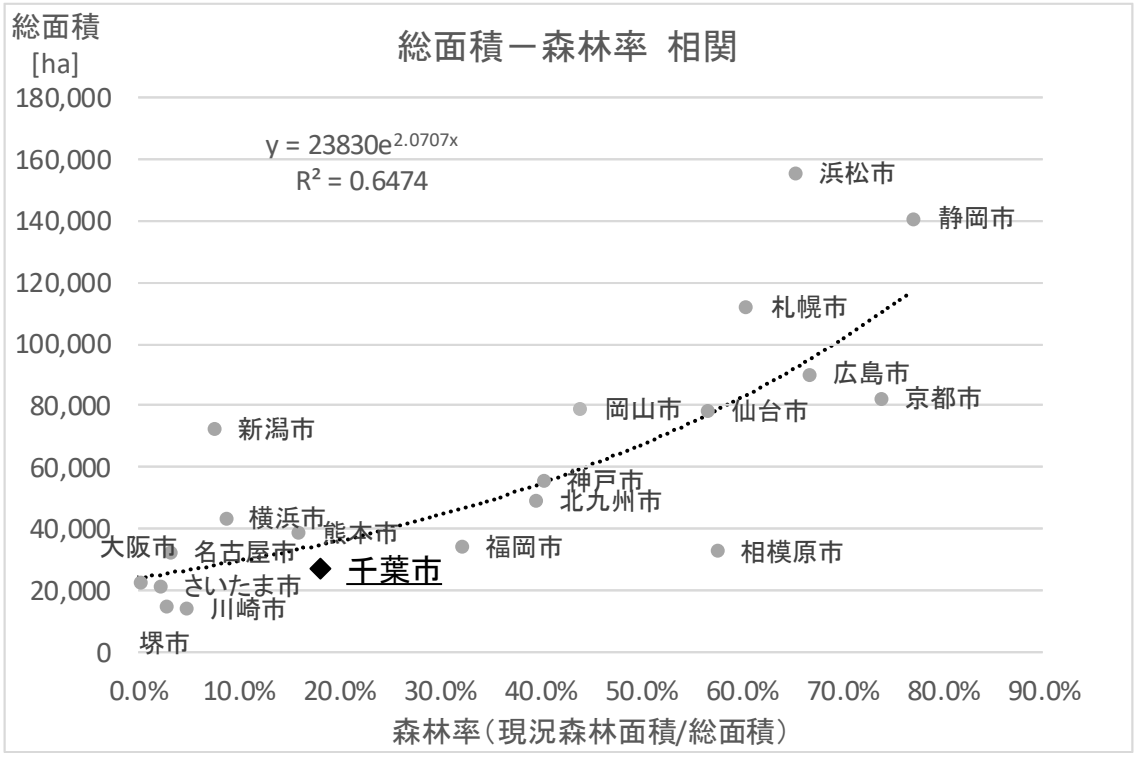

図 3-21　政令市比較（総面積-森林率 相関）

人口と森林率との関係については、強い相関を認められない。

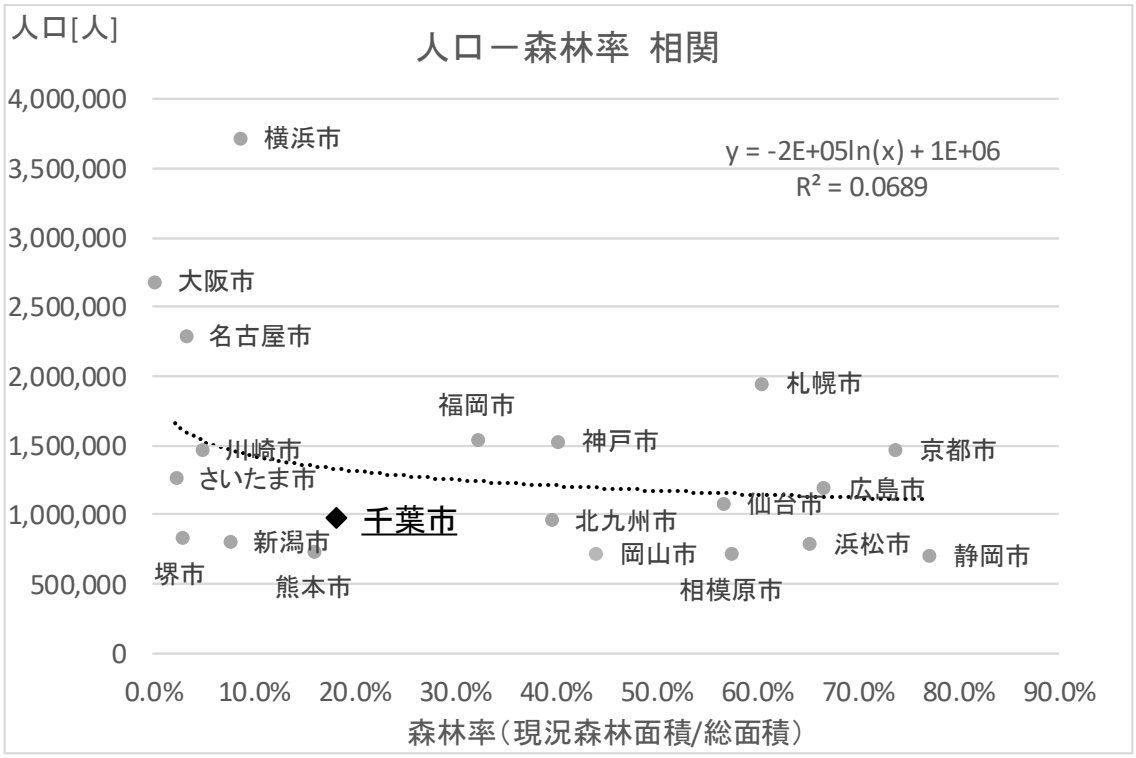

図 3-22　政令市比較（人口-森林率 相関）

3.4　森林施策

森林関連計画、森林に係る制度等について森林施策情報収集を行い、取組・動向をまとめた。

(1)　森林関連計画

森林関連計画は下図に示す通り、政府が定める「森林・林業基本計画」及び農林水産省が定める「全国森林計画」に基づき、各都道府県で策定する「地域森林計画」、各市町村が策定する「森林整備計画」により構成される。

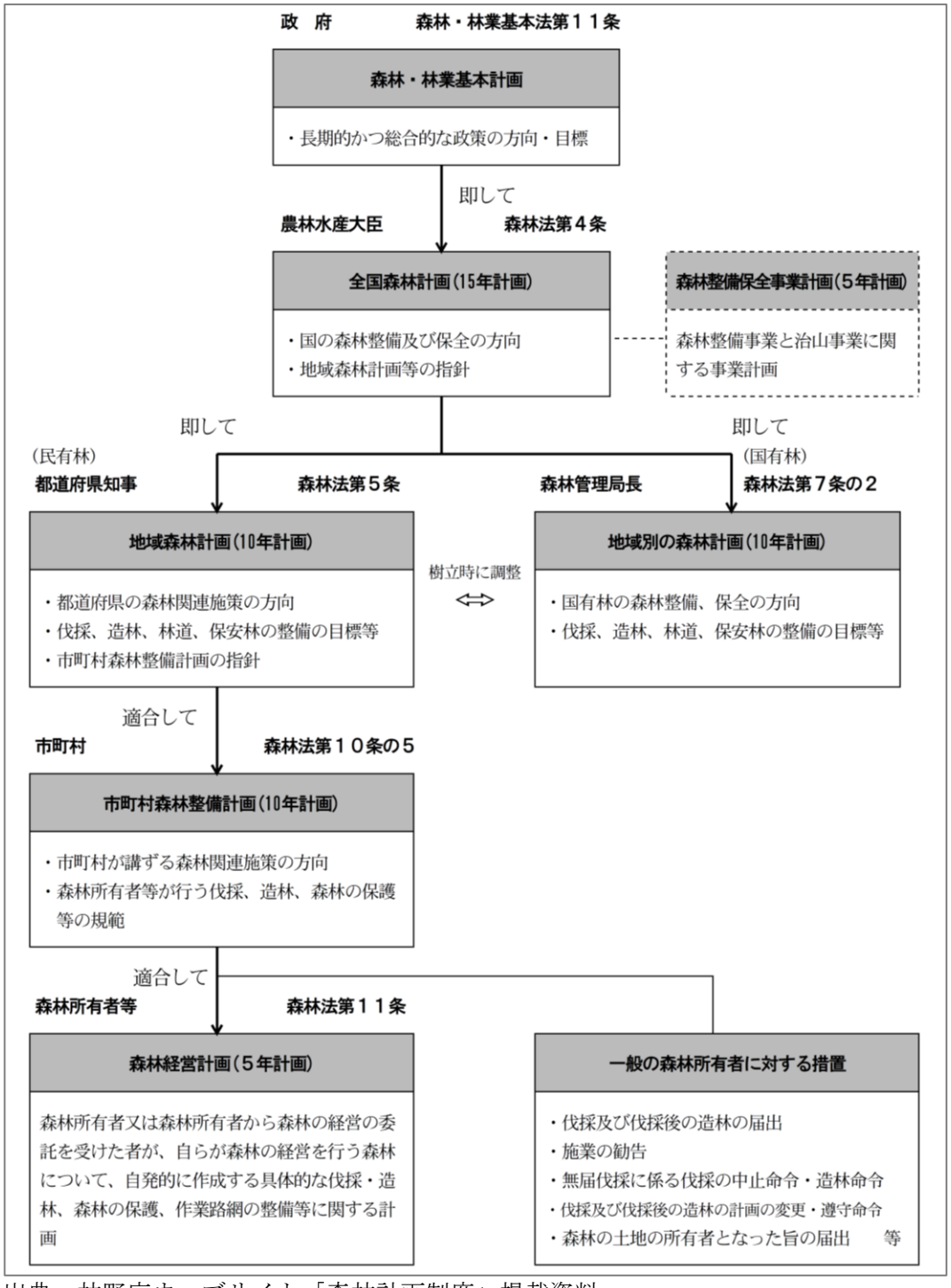

出典：林野庁ウェブサイト「森林計画制度」掲載資料

図 3-23　森林関連計画の体系

各計画の概要を以下に示す。

表 3-20　千葉市に係る森林関連計画

主体	計画名	位置づけ	直近計画の策定年月
国	森林・林業基本計画	我が国の森林・林業行政の頂点に位置する計画であり、森林・林業基本法に基づき、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえて基本方針を示すもの。	2016 年 5 月
	全国森林計画	森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5 年ごとに 15 年を 1 期としてたてる計画。森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を明らかにする計画であり、都道府県知事がたてる「地域森林計画」や森林管理局長がたてる「国有林の地域別の森林計画」の指針となる。	2018 年 10 月
	森林整備保全事業計画	農林水産大臣が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せ、5 年ごとに定める計画であり、全国森林計画（15 年計画）に掲げる目標の計画的な達成に資するため、5 年間の森林整備保全事業（森林整備事業及び治山事業）の目標や成果指標等を定めるもの。	2019 年 5 月
千葉県	「美しいちばの森林づくり」に向けて【独自計画】	平成 20 年度から展開している「美しい森林づくり総合対策」の一環として、県民の多様なニーズに応える森林施策の構築に向けた中長期的な基本理念と森林づくりの方向性をとりまとめたもの。	2010 年 3 月
	千葉北部地域森林計画書【地域森林計画に該当】	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(全 158 計画区)別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。 千葉市は千葉北部森林計画区に含まれており、当該計画区を対象として千葉北部地域森林計画書が策定されている。	2017年 12 月
千葉市	千葉市森林整備計画 【市町村森林整備計画に該当】	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年ごとに作成する 10 年を一期とする計画であり、森林整備の基本的な考え方やゾーニング、森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想を示したもの。	2018 年 3 月

(2) 森林に係る制度

1) 制度一覧

森林所有者に係る制度として、以下に整理する。

表 3-21 森林に係る制度一覧

制度名	制度概要
森林経営管理制度	本年度より開始される制度であり、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る（下図参照）。
森林経営計画制度	2012 年度より開始された制度であり、森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者が、自発的に合理的な森林施業及び保護の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度。
林地開発許可制度	地域森林計画の対象の民有林において、1 ヘクタールを超える森林の開発行為（林地開発行為）は知事の許可が必要となる。
伐採及び伐採後の造林届出制度	地域森林計画の対象となっている民有林で伐採又は開発行為をしようとするときには、市町村長への事前届出及び事後報告が必要となる。
森林の土地の所有者届出制度	平成 23 年 4 月の森林法改正により、平成 24 年 4 月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要。

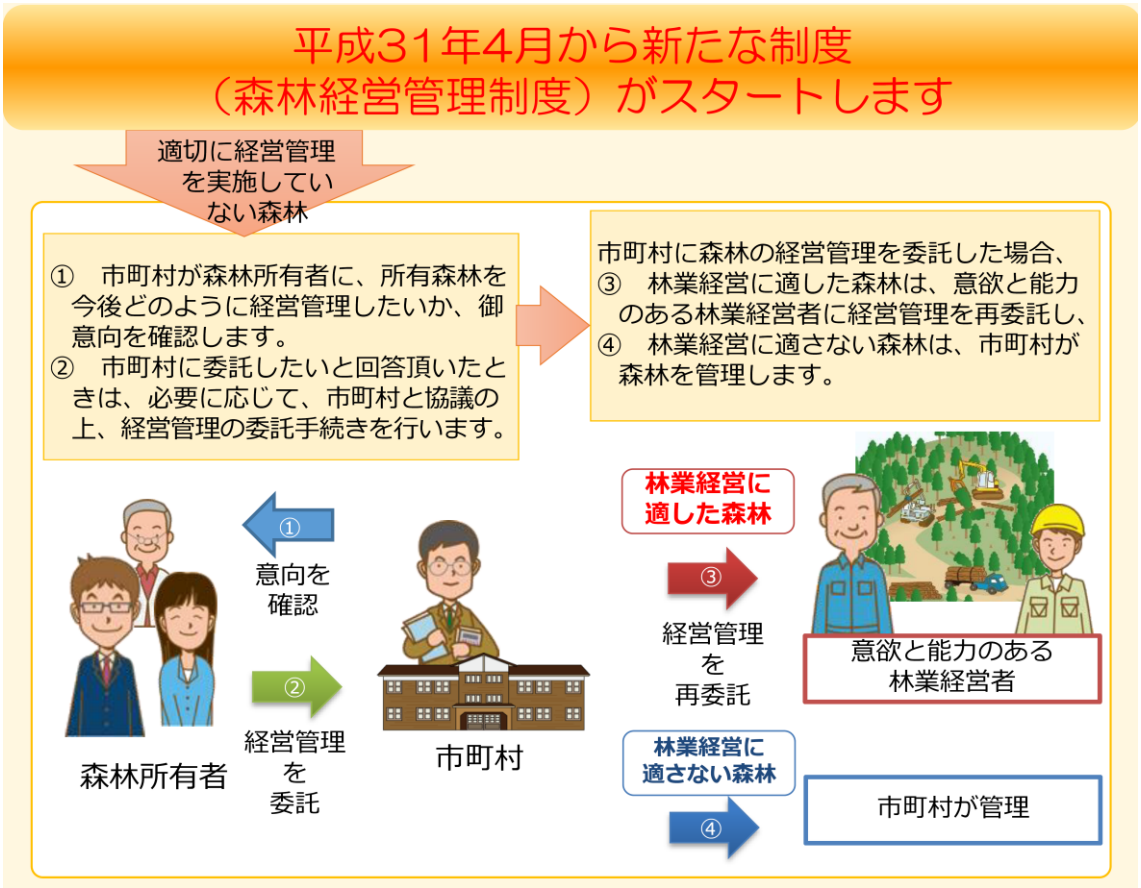

出典：林野庁「森林経営管理制度のパンフレット」より抜粋

図 3-24 森林経営管理制度の概要

2) 各制度に係る千葉市データ

a) 森林経営計画の策定状況

千葉市内で策定されている計画は下記の 2 件である。

表 3-22 森林経営計画策定状況

1	2
期間:平成 28 年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日 種別:区域計画 共同 人数:18 名 区域:緑区板倉町 面積:40.5 ha	期間:平成 29 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日 種別:属人計画 単独 人数:9 人 区域:四街道市及び千葉市(若葉区小倉町、若松町、小間子町、中野町) 面積:26.47 ha(千葉市のみ) 3,418.51 ha(全体)

b) 林地開発及び伐採に係る手続きについて

林地開発届及び伐採届に係る事務は、森林の無秩序な開発の防止や森林資源の状況把握に繋がることが期待され、「地域森林計画対象民有林」の区域内に該当する場合は、森林法に基づく手続きが必要である。

必要な手続きと提出先は

・伐採及び伐採後の造林の届出（1.0ha 未満、市）

・小規模林地開発の届出（0.3ha 以上、1.0ha 未満 県）

※小規模林地開発は千葉県条例に基づくもので、施業者は伐採届の他に北部林業事務所印旛支所に提出が必要

・林地開発行為の許可（1.0ha 超え、県）

である。

近年の木材価格の低迷や担い手の高齢化が進む状況に加え、都市部に近いなどの地理的条件が重なり山林主が森林を手放したり、伐採後転用し、森林以外の用途に供される事例が増加している、近年は届出件数が増加傾向にある。

なお、伐採の届出を拒否することはできず（行政手続法第 37 条）、書類及び添付書類の内容について形式上の要件について不適合な部分があり、補正可能なものは、届出者に補正を求めることができるのみである。

平成 29 年 4 月より、伐採届の提出者に対し伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告が義務付けられた。

c) 林地開発件数

近年の林地開発件数は下表に示すとおりである。

表 3-23 林地開発件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	2	2	－	4	1	6	2

出典：千葉県へ照会

d) 伐採届出件数

近年の伐採届件数は下表に示すとおりである。

表 3-24　伐採届出件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
伐採届出件数	28	49	63	55	95	114	144
転用件数※	24	24	29	38	50	60	72

※小規模林地開発を含む

伐採後、森林以外の用途に供される（転用）場合として、太陽光発電、資材置場、宅地造成、福祉施設店舗の建設、農地、公共施設（道路拡張、墓地）等が挙げられ、太陽光発電に限った件数は下表のとおりである。

表 3-25　伐採後に太陽光発電施設に転用された件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	0	17	20	25	40	31	25

e) 所有者届出件数

個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合は、面積に関わらず届出が平成 24 年 4 月以降に義務付けられた（森林法第第 10 条の 7 の 2 第 1 項）。ただし、国土利用法に基づく届出（市街化区域 2,000m² 以上、市街化調整区域 5,000m² 以上）を行った場合は対象外となる。

制度開始以降、千葉市に提出された件数は下表のとおりである。

表 3-26　所有者届出件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	0	17	20	25	40	31	25

(3) 公共建築物木材利用促進

国及び地方公共団体では、2010 年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた基本方針を掲げ、公共建築物等への木材利用を促進することにより、国産材の需要拡大を図っている。政令市における当該方針の策定状況を以下に整理する。

表 3-27　政令市の基本方針策定状況

団体名	名称	策定日	産地指定	利用用途※及び目標量等の設定					目標設定の内容
				木造	木質	備品	工事	燃料	
札幌市	札幌市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針	H25.2.8	道	○	○	○	○	○	―
仙台市	仙台市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針	H31.3.12	市･県	○	○	○	○	○	―
さいたま市	さいたま市 市有施設の木造化･木質化等に関する指針	H27.2.19	県	○	○	○	○	○	―
横浜市	横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	H26.4.1	県･近隣都県	○	○	○			―
川崎市	川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針	H26.10.24	―	◎	◎	○	○		床面積あたり使用量
相模原市	相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針	H25.1.1	市	○	○	○	○	○	―
新潟市	新潟市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	H24.1.24	市･県	○	○	○		○	―
静岡市	静岡市公共建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針	H24.4.1	市	◎	◎	○	○	○	床面積あたり使用量
浜松市	浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針(第 3 期)	H28.4.1	市	◎	◎	◎	◎		市産材率
名古屋市	名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針	H26.10.8	―	○	○	○	○		―
京都市	京都市公共建築物等における木材利用基本方針	H25.9.9	市	◎ 総量	◎ 総量	◎ 総量	◎ 総量	◎ 台数	使用総量 導入台数
大阪市	大阪市公共建築物等における木材利用基本方針	H28.3.31	―	○	○	○			―
堺市	堺市木材利用基本方針	H28.4.1	友好市･関西広域連合	○	○				―
神戸市	神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針	H28.3.31	市･県		○				―
岡山市	岡山市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針	H23.11.1	県	○	○	○	○		―
広島市	(確認できず)								
北九州市	北九州市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針	H26.7.1	県	○	○	○	○	○	―
福岡市	福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針	H25.10.1	市･市近郊	○	○	○	○	○	―
熊本市	熊本市公共建築物等における木材利用推進基本方針の策定について	H25.3.25	県	○	○	○	○		―
千葉市	千葉市内の公共建築物等における木材利用促進方針	H26.3.25	市･県	○	○	○	○	○	―
千葉県	千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針	H23.3.31	県	○	○	○	○	○	―

※利用用途について、「木造」は建築物の木造化、「木質」は建築物内装の木質化、「備品」は備品及び消耗品の木製品利用、「工事」は公共土木工事（公共工作物）での木材利用、「燃料」は木質バイオマス燃料の利用を指すものであり、『◎』の団体は、当該用途において定量的な目標量を設定している。

また、森林環境譲与税を活用した公共建築物等における木材利用促進事業の現在の状況について、19 の政令市にアンケート調査を行った。そのうち 16 の政令市より回答があり、本年度において実施しているは 9 市、実施していないは 7 市であった。結果について以下に整理する。

表 3-28　政令市の木材利用促進事業実施・検討状況

設問:「森林環境譲与税」を利用した木材利用促進事業の実施・検討状況についてお聞きかせください。			
回答			具体的内容
今年度	実施している	9 市	児童クラブ施設の整備等
			市内児童センターの木質化、駅周辺への多言語対応木製歩行者系サインの設置、市内イベント等での森林環境啓発　等
			①森林公園の役割を持つ保安林(生活環境保全林)の再整備事業のうち、木材利用部分について充当予定(木柵の取り替え、木造施設改修等)②水源涵養林の間伐材を使用した木製ベンチを、湧水公園へ設置予定(間伐材の購入経費)
			庁舎内の一部木質化、木材利用ガイドラインの策定、市職員向けの研修会の実施
			地域材を利用した学校の木質化等
			商業施設への木材提供補助金、公共建築物(民間)への木材提供補助金、認証材利用促進事業、オリパラ木材 PR
			児童机天板交換等事業、子どもの木育促進事業、公共施設の木質化事業
			小中学校用の机・椅子の購入、保育所において児童が使用する遊具・家具等の購入、区役所(保健福祉センター内)において子供用机・椅子・知育遊具等の購入
			林業の成長産業化に向けた木材の販路先拡大に関する調査を予定
	実施していない	7 市	―
次年度以降	令和 2 年度に実施予定	10市	(未定)
			(検討中)
			CLT パネル工法によるコミュニティハウスと適応指導教室との複合施設の整備
			関連課に照会をかけ、充当可能事業について今後検討を行う予定
			庁舎内の一部木質化、市職員向けの研修会の実施
			建築物の木造化、木質化等を促進するため、モデル的に公共施設の木造化、木質化等に取り組むとともに、民間施設への拡大に向け、課題や必要な支援措置の整理を行う。
			商業施設への木材提供補助金、公共建築物(民間)への木材提供補助金、認証材利用促進事業、こども木育推進事業
			令和元年度事業及び公共性の高い民間施設整備への助成事業を検討中
			今後予算編成時期にあわせて各所属に譲与税を活用する事業の募集を実施
			市公共建築物の改修等を対象に、庁内関係課と検討中
	令和 3 年度に実施予定	9 市	(未定・2 市)
			(検討中)
			庁舎内の一部木質化、市職員向けの研修会の実施
			私立小中学校の校舎建て替え時に木材を活用する財源として基金に積立て
			建築物の木造化、木質化等を促進するため、モデル的に公共施設の木造化、木質化等に取り組むとともに、民間施設への拡大に向け、課題や必要な支援措置の整理を行う。
			商業施設への木材提供補助金、公共建築物(民間)への木材提供補助金、認証材利用促進事業、こども木育推進事業
			令和元年度事業及び公共性の高い民間施設整備への助成事業を検討中
			今後予算編成時期にあわせて各所属に譲与税を活用する事業の募集を実施
	当分実施しない	3 市	市有林人工面積が大きいため、まずは市町村森林経営管理制度に関連する事業に森林環境譲与税を充てることが適当であると判断したため。
			公共建築物等への木材利用は現時点では、検討していないが木材を利用した獣害対策は検討中
			将来的には実施の可能性はあるが、優先する事業の経費を確保した上で判断することとなるため、現状では具体的に判断できない。

千葉市及び千葉県の対応を別途、以下に示す。

表 3-29　千葉市及び千葉県の木材利用促進事業実施・検討状況

千葉市	本年度	実施していない	―
	令和 2 年度	実施している	新庁舎整備などの関係部局に使途について照会しており、基金運営委員会で決定する。
	令和 3 年度	実施している	未定
千葉県	本年度	実施している	県産木材を使用した内装等の木質化及び木製品の導入経費の助成、県産木材の利用拡大に向けた調査、公共建築物への県産木材利用促進に向けた講習会等の開催、木育の推進(木工作品コンクールの開催支援など)
	令和 2 年度	実施している	検討中
	令和 3 年度	―	―

(4)　千葉県における森林関連の取組

千葉県において実施されている、森林に関連する取組を以下に整理する。

表 3-30　千葉県の森林関連取組

分野	名称等	概要
森林保全	県民参加によるみどりの再生事業	森づくり(森林整備)に興味がある方を対象として、実際に作業を体験していただきながら、森づくりに必要な基礎知識や技術を習得してもらう事業であり、年 5 回×3 か年のプログラムが設定されている。
	法人の森	県有林において、企業・団体の法人の社会貢献活動として資金・労力を提供いただき、県有林の整備に参画する制度。
	教育の森	子どもたちがさまざまな体験活動、学習活動、野外活動等ができる場所として、所有者の協力が得られた森林を県が認定したもので、2018 年 4 月末時点で 76 カ所。
里山保全	千葉県里山条例	正式名称は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」であり、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的として平成 15 年 3 月 7 日に制定。
	千葉県里山基本計画	条例に基づき、里山の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、2018 年 3 月に第 4 次計画を策定。
	企業参加の里山づくり	プログラムに沿った里山の保全再生活動や森林整備活動に対して企業の参加を募る。
	里山活動協定制度	土地所有者等と里山活動団体が安心して里山の整備・活用に取り組めることを目的として、両者が協定を締結しそれを知事が認定する制度。
	里山情報バンク制度	土地所有者による管理が困難となった里山のうち、土地所有者が里山活動団体による整備を希望する森林に関する情報を収集し、里山活動団体や社会貢献活動を行おうとする企業に提供する制度。
林業振興	ちばの林業普及	林業普及指導事業の実施(1)林業に関する技術及び知識の普及と、森林施業に関する指導を行う(2)林業の担い手(後継者)を養成する(3)森林・林業教育の推進。
	ちばの木認証制度	千葉県木材振興協会が運営する「ちばの木認証センター」において、産地及び合法性等の証明を併せて行い、法令等の手続が適切に行われた千葉県産の木材及び木材製品を「ちばの木」として認証することにより、「千産千消」として県産材の利用拡大を図る。
	CO_2吸収量認証制度	県産木材の住宅利用によるCO_2固定量を認証することで、県産木材の利用を推進するとともに、県民の皆様に森林や地球環境の保全に対する認識を深めていただく契機となることを目的とする。

(5) 千葉市における森林関連の取組

1) 取組の概要

千葉市において実施されている、森林に関連する取組を以下に整理する。

表 3-31 千葉市の森林関連取組

名称等	概要
谷津田等の保全	「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」に基づきモデル地区を選定し、市民団体等との協働により保全・活用を図る(2018 年 12 月見直しにより、14 地区 80.2 ha が保全協定締結対象)。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境を建築行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。平成 27 年 3 月 31 日現在、13 地区の約 61.1 ha が指定。
近郊緑地保全区域	首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的とするもので、平成 27 年 3 月 31 日現在、1 か所約 734 ha が指定(※近郊緑地特別保全地区を含む)。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域のうち、特に自然環境のすぐれた地区を指定。平成 27 年 3 月 31 日現在、2 か所の約 61.3 ha が指定。
市民緑地	市街地及びその周辺の樹林地の所有者と千葉市が契約を締結し、身近な自然とのふれあいの場を市民に公開する制度。平成 31 年 4 月 1 日現在、19 か所約 20.3 ha が指定。
市民の森	市民の豊かな自然とのふれあいの場として、「千葉市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、樹林地の所有者から土地を借りて公開する制度。平成 31 年 4 月 1 日現在、9 か所約 25.1 ha が指定。
保存樹林	良好な環境を確保するため、又は美観風致を維持する必要があると認めるときは、指定要件に該当する樹木の集団を保存樹林として指定。平成 31 年 4 月 1 日現在、計 215.2 ha が指定。
保存樹木	市内の樹木を市民共有の財産として保全することを目的として、地域のシンボルとなるような風致・景観が優れた樹木に対し、所有者の方々の協力を得て保存樹木に指定。平成 31 年 4 月 1 日現在、計 541 本が指定。
里山の保全推進事業	「里山地区」に指定(現在 4 箇所)されている森林において、所有者と森林ボランティア等市民団体の協力により、市民参加による保全管理を推進。
農林業成長アクションプラン	(現在策定中)

2) 各種活動の実施状況

a) 研修会・講習会

平成 30 年度に実施した森林に係る研修会・講習会の概要は下表のとおりである。

表 3-32 平成 30 年度各種研修会・講習会の開催概要

研修・講習会名	参加者数(開催日)	対象	内容
技術研修会	10 人(H30.9.1)	市民	ボランティア団体会員による活動の紹介、自然観察、刈り払い機・チェーンソー体験
林業体験教室	18 人(H31.2.23)	市民	森林の管理についての講義・チェーンソー体験・ヒラタケの駒打ち体験
安全研修会	19 人(H30.6.20)	森林ボランティア	刈払い機の安全な使い方についての講義と機械のメンテナンス、傷害DVDの視聴
救命講習会	19 人(H30.6.20)	森林ボランティア	心肺蘇生実習、AED の使用方法実習、気道異物除去及び止血法の講義

また、平成 24 年度以降の各種研修会・講習会の参加者実績は下表のとおりである。

表 3-33　各種研修会・講習会の参加人数実績

（単位:人）

研修･講習会名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
技術研修会	20	21	12	12	7	23	10
林業体験教室	16	実施せず	11	7	20	15	18
安全研修会	19	19	25	39	28	20	19
救命講習会	―	―	18	13	28	5	8
ことぶき大学校森林ボランティア講座	51	60	50	143	13	―	―

※救命講習会は H26 から実施　ことぶき大学校は H28 まで実施

b)　森林ボランティア

千葉市で活動している森林ボランティア団体について（「NPO 法人ちば森づくりの会」、「千葉市里山ボランティアの会」、「(株)パラッツオ東京プラザ・NPO 法人樹木環境ネットワーク協会」の 3 団体）、平成 30 年度の活動状況を下表に示す。

表 3-34　森林ボランティア 3 団体の活動実績（平成 30 年度）

事業区分 ＼ 森林ボランティア団体	森林整備事業(植林･下刈･枝打ち･間伐)	森林資源利活用事業(間伐材等木工･炭焼き)	調査研究事業(森林の竹林化対策試験)	啓発事業(ボランティア技術研修会等)	研修事業(安全研修会･救命講習会等)	広報事業(千葉湊大漁まつり他)	合計
NPO 法人ちば森づくりの会	58 日 のべ 727 人	24 日 のべ 153 人	1 日 2 人	5 日 のべ 50 人	2 日 のべ 14 人	4 日 のべ 59 人	94 日 のべ 1,005 人
千葉市里山ボランティアの会	33 日 のべ 285 人	―	―	―	2 日 のべ 13 人	―	35 日 のべ 298 人
(株)パラッツオ東京プラザ・NPO 法人樹木環境ネットワーク協会	16 日 のべ 143 人	―	―	4 日/年 のべ 76 人	―	―	20 日 のべ 219 人
合計	107 日 のべ 1,155 人	24 日 のべ 153 人	1 日 2 人	9 日 のべ 126 人	4 日 のべ 27 人	4 日 のべ 59 人	149 日 のべ 1,522 人

また、過去 5 年間における各ボランティア団体の各年 5 月末時点の会員数は下表のとおり推移している。

表 3-35　森林ボランティア 3 団体の会員数推移

団体名	H27	H28	H29	H30	H31
NPO 法人ちば森づくりの会	68 人	64 人	62 人	57 人	52 人
千葉市里山ボランティアの会	36 人	30 人	27 人	24 人	21 人
(株)パラッツオ東京プラザ･NPO 法人樹木環境ネットワーク協会	40 人	28 人	82 人	29 人	40 人
合計会員数	144 人	122 人	171 人	110 人	113 人

(6) 千葉市における森林関連補助事業の実施状況

1) 各事業の概要

優良森林整備事業に該当する県単森林整備事業、森林環境保全直接支援事業、地域森林環境整備事業についての要件等は下表に示すとおりである。

表 3-36 各森林整備事業の概要

事業名称	県単森林整備事業	森林環境保全直接 支援事業	地域森林環境 整備事業
補助率	県 40%、市 20%	市 25% (事業主体へ国 30%、県 10%)	市 50%
対象事業	下刈り・間伐・枝打ち・造林	下刈り・間伐・枝打ち・造林	下刈り・間伐・枝打ち
対象地域	「県単森林整備地域設定計画」の対象森林(千葉市全域)	「森林経営計画」が策定された森林(千葉市若葉区、緑区、中央区の一部)	「地域森林計画対象民有林」対象森林(千葉市全域)
特徴	森林整備にかかる事業で、県による対象事業と認められたもの。	・集約化して計画的な森林整備が対象	

2) 千葉市森林組合概要

千葉市において森林整備事業の担い手となる千葉市森林組合の概要を以下に示す。

表 3-37 千葉市森林組合の事業概要

①事業内容
・指導事業:組合員への宣伝活動、研修及び視察 ・販売部門:門松カード等の販売
・森林整備事業:草刈り、樹木伐採作業等 ・購買事業:苗木、資材の販売

②組合員数の推移

平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
572 人	559 人	558 人	555 人

③設立年月日 昭和 51 年 5 月 31 日

3) 優良森林整備事業の事業別面積集計

過去 5 年間の優良森林整備事業（県単森林整備事業・森林環境保全直接支援事業・地域森林環境整備事業）の事業別面積の集計結果は下表のとおりである。

表 3-38 優良森林整備事業の事業面積の集計

区分	H26	H27	H28	H29	H30
造林(ha)	0.79	2.23	0.93	0.22	0
下刈り(ha)	32.81	29.76	10.63	14.46	1.75
枝打ち(ha)	3.72	2.73	5.00	5.02	3.99
間伐(ha)	0.51	0.34	1.46	1.87	1.71
間伐搬出(m^3)	0	8.00	0	12.75	7.00
計(ha)	37.83	35.06	18.02	21.57	7.45
計(m^3)	—	8.00	—	12.75	7.00

また、平成 25 年度～平成 29 年度における各事業別の町別整備面積は以下の通りである。

表 3-39　町別森林整備面積（県単森林整備事業）

（単位:ha）

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積
下刈り	長作町	1.07	長作町	0.17	長作町	0.94	長作町	0.62	長作町	0.62
	土気町	0.3	小間子町	0.59	御殿町	4.13	中野町	0.07	中野町	0.07
	大椎町	0.07	古泉町	0.17	小間子町	0.1	谷当町	0.16	谷当町	0.16
	富田町	1.13	下田町	0.23	野呂町	0.25	小倉町	0.38	下大和田町	0.2
	川井町	0.7	富田町	0.78	小山町	1.15	板倉町	0.17	富田町	1.54
	野呂町	0.07	野呂町	0.07	小食土町	0.17	富田町	1.68	小倉町	0.38
	上泉町	0.15	板倉町	1.4	下大和田町	0.67	御殿町	0.66	板倉町	0.36
	谷当町	0.4	誉田町	0.63	平川町	0.1	誉田町	0.1	誉田町	0.1
	下田町	0.23	和泉町	0.62	高根町	0.21	下大和田町	0.87		
	大木戸町	0.36	上泉町	0.15	富田町	4.07	小山町	1.15		
	小山町	1.77	下泉町	0.05	中野町	0.93				
	板倉町	0.09	旦谷町	0.31	谷当町	0.16				
	小間子町	1.71	中野町	0.09	板倉町	0.11				
	古泉町	0.17	谷当町	1.55	土気町	1.31				
	中野町	0.34	小山町	2.01	高田町	0.64				
	下泉町	0.13			誉田町	0.2				
	旦谷町	0.31								
	御殿町	1.36								
間伐	土気町	0.41	中野町	0.35	中田町	0.16	野呂町	0.38	旦谷町	0.15
	高津戸町	0.18	下大和田町	0.16	高田町	0.18	板倉町	0.19	長作町	0.82
	板倉町	0.42					大木戸町	0.39	板倉町	0.65
	谷当町	0.31					下泉町	0.29	富田町	0.25
							平川町	0.21		
枝打ち			富田町	0.61	高田町	0.18	長作町	1.75	御殿町	1.83
			小山町	0.41			中野町	0.34	板倉町	0.2
			中野町	0.35			下泉町	0.29	富田町	1.14
							板倉町	0.38	高津戸町	0.06
							平川町	0.42		
							富田町	0.13		
							野呂町	0.07		
							下大和田町	0.3		
							小山町	1.15		
造林	長作町	0.12	長作町	0.17	長作町	0.17	長作町	0.16	富田町	0.09
	上泉町	0.05	下泉町	0.05	古泉町	0.46	中野町	0.07		
	川井町	0.1			下大和田町	0.2	下大和田町	0.08		
	富田町	0.25			富田町	0.31	富田町	0.18		
					下田町	0.21	小倉町	0.38		
							板倉町	0.06		

表 3-40　町別森林整備面積（地域森林環境事業）

（単位:ha）

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積
下刈り	土気町	0.67	土気町	0.67	土気町	0.67	板倉町	0.12	長作町	1.1
	御殿町	1.37	御殿町	0.99	野呂町	0.54	小山町	0.22	中野町	1
	野呂町	0.51	中野町	1.97	大椎町	0.45	高田町	0.41	古泉町	0.63
	大木戸町	1.12	富田町	1.33	長作町	0.63	富田町	1.53	下大和田町	0.87
	上泉町	0.24	下泉町	0.13	板倉町	0.44	野呂町	0.18	小山町	1.37
	小山町	0.53	野呂町	0.31	古泉町	0.63	長作町	0.14	富田町	3.37
	下田町	0.05	高津戸町	0.06	上泉町	0.15	土気町	0.3	小倉町	0.38
	高津戸町	0.06	板倉町	0.41	大木戸町	0.48	平川町	0.1	御殿町	1.65
	佐和町	4.97	谷当町	0.2	中野町	0.75	古泉町	0.63	土気町	0.3
	川井町	0.06	平山町	0.15	富田町	0.06	中野町	0.43		
	北谷津町	0.5	小食土町	0.17	下田町	0.74	御殿町	0.71		
	平山町	0.19	下大和田町	0.86	下泉町	0.18				
	平川町	0.46	小山町	1.15	谷当町	1.37				
	中野町	0.28	下田町	0.06	川井町	0.73				
	天戸町	0.16	大木戸町	0.59	下大和田町	0.93				
	下大和田町	1.28	大椎町	0.45	和泉町	0.48				
	板倉町	0.24	長作町	1.07	佐和町	0.05				
	下田町	0.21	川井町	0.73	小山町	0.86				
	下泉町	0.08	佐和町	1.48	平川町	0.46				
	富田町	2.08	平川町	0.56	小間子町	0.49				
	大椎町	0.38	誉田町	0.1						
	長作町	0.29								
	五十土町	0.22								
	和泉町	0.62								
	谷当町	0.54								
	高田町	0.23								
	若松町	0.29								
	誉田町	0.1								
	更科町	0.05								
	旦谷町	0.7								
間伐	板倉町	0.15								
	土気町	0.57								
	高津戸町	0.06								
枝打ち	上泉町	0.05	高田町	0.23	大木戸町	0.39	古泉町	0.17	富田町	0.58
	中野町	0.41	小間子町	0.19	小間子町	0.49			大木戸町	1.23
	土気町	0.58			小食土町	0.17				
	富田町	0.81								
	平川町	0.46								

表 3-41　町別森林整備面積（森林環境保全直接支援事業）

（単位:ha）

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積
下刈り	富田町	3.27	富田町	3.52	富田町	1.59			板倉町	0.36
	高根町	0.21	高根町	0.21	板倉町	0.45				
	野呂町	0.72	下大和田町	0.59	高根町	0.38				
	中野町	0.41	土気町	1.58	御殿町	0.99				
	小山町	0.93	御殿町	3.57	下大和田町	0.12				
	小食土町	0.17	野呂町	0.54						
	板倉町	1.63	小山町	0.22						
	御殿町	2.34	高田町	0.32						
	富田町	0.2								
	谷当町	0.93								
	下大和田町	0.99								
	高田町	0.42								
	平川町	0.1								
	土気町	1.58								
間伐										
枝打ち	富田町	0.8	板倉町	1.4	下田町	0.52				
	土気町	0.41	下大和田町	0.53	板倉町	0.2				
	板倉町	0.15			下大和田町	0.78				
	下大和田町	0.42								
造林			富田町	0.57	富田町	0.27			板倉町	0.13
					高根町	0.38				
					板倉町	0.23				

4)　サンブスギ林再生・資源循環促進事業実績

過去 3 年間のサンブスギ林再生・資源循環促進事業の補助額内訳と事業の実施実績は下表のとおりである。

表 3-42　サンブスギ林再生・資源循環促進事業実績及び国・県・市の補助と内訳

項目	H28	H29	H30
金額(千円)	231 (国 0、県 138、市 93)	388 (国 0、県 138、市 93)	848 (国 0、県 471、市 377)
伐倒･搬出(ha)	0.12	0.22	0.42
伐採跡地への植林(ha)	0.11	0.09	0.13
運搬(m^3)	0	0	0
戸数	2	2	2

また、平成 25 年度～平成 29 年度における町別整備面積は以下の通りである。

表 3-43　町別森林整備面積（サンブスギ林再生・資源循環促進事業）

（単位:ha）

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積	町名	面積
伐倒･搬出	富田町 高根町 板倉町	0.39 0.38 0.06	富田町	0.1	富田町	0.11	富田町	0.12	富田町	0.22
植林			富田町 下泉町 板倉町	0.57 0.05 0.12	富田町 高根町	0.27 0.38	富田町	0.11	富田町	0.09
計	—	0.83	—	0.84	—	0.76	—	0.23	—	0.31

5)　森林整備面積実績

先に示した森林整備面積も含めて、平成元年度以降の森林整備実績を整理したものを以下に示す。平成 23 年度以降、整備面積は大幅に減少している。

表 3-44　森林整備面積の推移

年度	造林	下刈	枝打ち	間伐	サンブスギ林再生･資源循環促進事業						台風被害木緊急整備	面積計	間伐材搬出
						伐倒等			再造林	運搬			
						計	伐倒	下刈					
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m^3)	(ha)	(ha)	(m^3)
H1	6.73	9.41	6.50	19.93								42.57	
H2	5.62	7.95	5.23	15.53								34.33	
H3	4.61	32.66	21.60	12.90								71.77	
H4	4.68	79.59	21.30	12.85								118.42	
H5	5.25	80.92	23.86	10.81								120.84	
H6	4.84	70.06	15.35	8.12								98.37	
H7	5.85	67.62	15.00	10.95								99.42	
H8	2.88	57.08	9.59	17.27								86.82	
H9	4.34	69.62	15.53	15.25								104.74	
H10	5.98	69.06	11.09	11.10	3.00	3.00	3.00					100.23	
H11	7.26	61.49	11.40	11.38	4.91	4.91	4.91					96.44	40
H12	4.63	66.07	14.13	11.17	5.00	5.00	5.00					101.00	265
H13	2.41	91.40	15.50	13.35	3.00	3.00	3.00					125.66	314
H14	7.64	99.94	12.61	14.10	3.00	3.00	3.00				4.20	141.49	271
H15	5.37	81.13	13.05	16.74	5.14	5.14	5.14				4.00	125.43	340
H16	7.95	79.70	10.80	11.73	2.19	2.19	2.19					112.37	192
H17	5.36	67.42	7.48	8.58	4.12	1.38	1.38		2.74			92.96	71
H18	3.52	56.13	4.89	7.66	7.22	5.96	3.88	2.08	1.26			79.42	36
H19	5.98	71.49	7.42	9.98	8.89	6.40	3.39	3.01	2.49			103.76	2
H20	6.72	60.51	6.47	4.97	10.57	6.52	2.47	4.05	4.05			89.24	15
H21	8.32	62.31	3.89	4.72	3.23	3.23	3.23	0.00	0.00			82.47	5
H22	5.56	61.78	6.91	3.05	5.15	2.13	2.13	0.00	3.02	82.00		82.45	0
H23	5.49	42.48	5.86	3.17	3.25	1.69	1.69	0.00	1.56	90.00		60.25	5
H24	2.91	45.57	6.75	2.44	4.85	1.89	1.89	0.00	2.96	0.00		62.52	0
H25	0.52	42.74	4.09	2.10	0.83	0.83	0.83	0.00	0.00	49.00		50.28	0
H26	0.79	32.81	3.72	0.51	0.84	0.10	0.10	0.00	0.74	19.00		38.67	0
H27	2.23	29.76	2.73	0.34	0.76	0.11	0.11	0.00	0.65	0.00		35.82	8
H28	0.93	10.63	5.00	1.46	0.23	0.12	0.12	0.00	0.11	0.00		18.25	0
H29	0.22	14.46	5.02	1.87	0.31	0.22	0.22	0.00	0.09	0.00		21.88	13
H30	0.00	1.75	3.99	1.70	0.55	0.42	0.42	0.00	0.13	0.00		7.99	7
合計	134.59	1,623.54	296.76	265.73	77.04	57.24	48.10	9.14	19.80	240.00	8.20	2,405.86	1,584.00

(7) 森林環境譲与税に係る他自治体の動向

1) 森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税

森林環境・水源環境の保全を目的とした個人住民税・法人住民税への超過課税を実施している自治体は、都道府県では 37 団体、市町村では 1 団体（横浜市のみ）である（2016 年 11 月 30 日現在・総務省資料より）。

ここでは、首都圏で超過課税を実施している茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県及び横浜市について概要を整理した。

表 3-45　首都圏自治体における超過課税の実施状況

団体名	名称	目的・使途	課税額（超過分）		税収
			個人	法人	(H27 決算)
茨城県	森林湖沼環境税	県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐ	1,000 円	2,000 ～ 80,000 円	17.5 億円
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っている大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいく	700 円	1,400 ～ 56,000 円	8.4 億円
群馬県	ぐんま緑の県民税	水源地域等の森林整備、ボランティア活動・森林環境教育の推進、市町村提案型事業	700 円	1,400 ～ 56,000 円	8.3 億円
神奈川県	水源環境保全税	森林の保全・再生、河川の保全・再生、地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減、県外上流域対策の推進、水源環境保全・再生を推進する仕組み	300 円	―	38.9 億円
横浜市	横浜みどり税	樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進、維持管理の充実による緑の質の向上、ボランティアなど市民参画の促進につながる事業	900 円	4,500 ～ 270,000 円	26.3 億円

横浜市が実施している「横浜みどり税」は、「横浜みどりアップ計画」に基づく市内の緑の保全・創造を目的とする事業に活用するものであり、森林環境(譲与)税とは若干、性質が異なるものとなっている。それぞれの自治体における使途を以降に示す。

表 3-46　茨城県における超過課税の使途（H29 実績報告より：総額 21.2 億円）

事業名・費目		支出	具体的施策・事業
森林の保全・整備	森林環境保全のための適正な森林整備の推進	7.7 億円	①森林機能緊急回復整備事業②身近なみどり整備推進事業③森林づくり推進体制整備事業④海岸防災林機能強化事業⑤低コスト植栽推進モデル事業
	いばらき木づかい運動の推進	2.8 億円	①いばらき木づかいの家推進事業②いばらき木づかい環境整備事業
	県民協働による森林づくりの推進	0.8 億円	①いばらきの森普及啓発事業②森林・林業体験学習促進事業③筑波山ブナ林保護対策事業
湖沼・河川の水質保全	生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）	4.5 億円	①霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業②湖沼水質浄化下水道接続支援事業③農業集落排水施設接続支援事業④排水処理施設りん除去支援事業⑤霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業⑥畜産バイオマス燃料化推進モデル事業⑦良質堆肥広域流通促進事業
	農地からの流出水への対策（面源対策）	0.4 億円	①農業排水再生プロジェクト事業②霞ケ浦農業環境負荷低減栽培技術確立事業
	県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	2.6 億円	①県民参加水質保全活動推進事業②霞ケ浦環境学習等推進事業③漁場環境・生態系保全活動支援事業④霞ケ浦情報提供機能強化事業⑤世界湖沼会議開催準備事業⑥生物多様性保全推進事業
	水辺環境の保全（湖水・河川対策）	2.5 億円	①漁業による水質浄化機能促進事業②霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業③千波湖アオコ対策事業④霞ヶ浦直接浄化対策検証事業⑤霞ケ浦流域重点対策推進事業⑥霞ヶ浦水質環境改善事業

表 3-47　栃木県における超過課税の使途（H29 実績報告より：総額 7.5 億円）

事業名・費目		支出	具体的施策・事業
とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業		4.5 億円	**森林資源の循環利用** ①皆伐後の針葉樹の再造林（植栽・下刈り・森林作業道の整備・獣害対策）②公共施設、集客施設、商業施設等の木造・木質化等 **持続可能な森林管理** ①皆伐後の広葉樹への樹種転換（植栽・下刈り・森林作業道の整備・獣害対策）②不採算人工針葉樹林の針広混交林化（強度間伐）③里山林の整備・管理 **森林所有対策** ①森林組合等による地籍調査②意欲ある担い手への森林施業の集約化に向けたマッチングシステムの構築 **県民理解の促進** ①持続可能な森づくりに対する普及啓発等
明るく安全な里山林整備事業		1.6 億円	
とちぎ森づくり情報センター事業		0.2 億円	
とちぎの元気な森づくり県民会議事業		0.0 億円	
とちぎの元気な森づくり県民広報事業		0.1 億円	
とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業		0.0 億円	
森を育む人づくり事業	学習用机・椅子	0.5 億円	
	木の香る環境づくり支援	0.4 億円	
	森づくり活動地域支援	0.1 億円	
特色ある緑豊かな地域推進事業		0.0 億円	

表 3-48　群馬県における超過課税の使途（H29 実績報告より：総額 8.8 億円）

事業名・費目	支出	具体的施策・事業
水源地域等の森林整備	6.3 億円	①条件不利地森林整備②水源林機能増進③松くい虫被害地の再生
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	0.1 億円	①森林ボランティア活動の推進②森林環境教育の推進
市町村提案型事業	2.3 億円	①荒廃した里山平地林の整備②貴重な自然環境の保護・保全③森林環境教育・普及啓発④森林の公有林化⑤独自提案事業
制度運営	0.0 億円	①普及啓発②評価検証

表 3-49　神奈川県における超過課税の使途（H29 決算より：総額 41.4 億円）

事業名・費目		支出	具体的施策・事業
水源環境保全・再生事業費	市町村事業推進費	15.9 億円	**水源の森林づくり事業の推進** ①水源林の確保②水源林の整備③かながわ森林塾の実施 **丹沢大山の保全・再生対策** ①中高標高域におけるシカ管理の推進②ブナ林等の再生③県民連携・協働事業 **土壌保全対策の推進** ①水源林の基盤の整備②中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施③高標高域の人工林の土壌保全対策の実施 **間伐材の搬出促進** ①間伐材の搬出支援②生産指導活動の推進 **地域水源林整備の支援** ①市町村が実施する私有林の確保・整備（市町村）②市町村有林の整備（市町村）③森林所有者が実施する間伐の促進（県） **河川・水路における自然浄化対策の推進** ①生態系に配慮した河川・水路の整備 **地下水保全対策の推進** ①地下水保全計画の策定②地下水かん養対策③地下水汚染対策④地下水モニタリング **生活排水処理施設の整備促進** ①公共下水道の整備促進②一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進③事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進④一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進 **相模川水系上流域対策の推進** ①森林整備②生活排水対策 **水環境モニタリングの実施** ①森林のモニタリング調査②河川のモニタリング調査③情報提供④酒匂川水系上流域の現状把握 **県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み** ①「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等②市民事業等の支援
	水源環境調査費	1.3 億円	
	水源環境保全・再生活動費	0.3 億円	
	自然保護費	2.7 億円	
	水源林環境費	21.1 億円	

表 3-50　横浜市における超過課税の使途（H31 予算書より：総額 95.9 億円）

事業名・費目		支出※	具体的施策・事業
みどり保全創造事業費	樹林地保全創造費	43.3 億円	**市民とともに次世代につなぐ森を育む** ①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業②良好な森の育成事業③森を育む人材の育成事業④市民が森に関わるきっかけづくり事業 **市民が身近に農を感じる場をつくる** ①良好な農景観の保全事業②農とふれあう場づくり事業×③身近に農を感じる地産地消の推進事業④市民や企業と連携した地産地消の展開事業 **市民が実感できる緑や花をつくる** ①まちなかでの緑の創出・育成事業②市民や企業と連携した緑のまちづくり事業③子どもを育む空間での緑の創出・育成事業④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成事業 **効果的な広報の展開** ①市民の理解を広げる広報の展開事業
	都市農地保全費	5.5 億円	
	緑化推進 創造費	13.0 億円	
みどり保全事業費	樹林地保全費	27.9 億円	
	都市農地育成費	2.2 億円	
	緑化推進費	3.8 億円	
	広報推進費	0.2 億円	

※「横浜みどり税」の充当を含めた事業費総額のため、当該税収を大幅に上回っている。

2)　森林環境譲与税の使途に係る政令市の動向

森林環境譲与税の使途について、政令市を対象としてウェブ検索による調査を行った（2019年８月中旬時点）。下表に示すとおり情報は限定的であり、各市の動向を窺い知るまでには至らなかった。なお、具体的な使途について記載があったのは浜松市のみであった。

表 3-51　森林環境譲与税に係る政令市の動向

団体名	出典	内容
千葉市	―	本調査を実施
横浜市	ウェブサイト	「平成 30 年度税制改正の主な内容」ページにて森林環境税（仮称）創設について告知。
新潟市	例規集	「新潟市森林環境譲与税活用基金条例」の制定（2019 年 4 月 1 日施行）。
静岡市	H31 当初予算案	使途について「間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費に充てています」とのみ記述。
浜松市	ウェブサイト	「森林環境譲与税の使途」ページにて内訳を掲載（下図参照）。
大阪市	平成 31 年　環境局運営方針（素案）	「具体的取組　1-1-10　木材利用の促進（森林譲与税の活用）」での具体的取組として「森林環境譲与税を有効に活用し、公共建築物等における木材利用を促進する。」と記載（予算額の記載はなし）。
神戸市	―	森林整備実施計画策定業務の発注

充当事業	内容	金額（千円）
（新規）森林経営管理推進事業	適切に整備されていない森林を意欲と能力のある林業経営者に委ねるための森林所有者への意向確認等	46,616
（拡充）林業従事者助成事業	安全装備、人件費、健康診断等への補助	8,750
森林整備・林業振興事業	（新規）林業・木材産業成長産業化促進対策事業 （新規）浜松型林齢平準化促進事業 主伐に関する再造林等の作業や主伐材の搬出費用に対する助成	22,129
（新規）森林活用等都市間連携事業	天竜材の販路拡大を図るため、首都圏の大都市等と森林環境教育等を通した連携促進	2,130
（新規）森林環境教育推進事業	市内外の学校・企業等の森林講座受入等	2,000
（新規）FSC認証材利用拡大推進事業	大手企業とのセールスミーティング、認証材PRグッズ製作等	6,788
地球温暖化対策事業	二酸化炭素森林吸収調査	100
合計		**88,513**

※譲与税歳入120,400千円－充当額88,513千円＝31,887千円は森林環境基金へ積立

出典：浜松市公式ウェブサイト「森林環境譲与税の使途」より

図 3-25　森林環境譲与税の使途（浜松市）

4. 自然災害への対応

4.1 令和元年台風 15 号

(1) 概要

2019 年 9 月 5 日に太平洋沖で発生した台風 15 号は、発達しながら関東地方に接近し、東京湾を縦断しながら強い勢力を維持し 9 日 5 時前に千葉市付近に上陸した。上陸時の気圧は 960hPa と推定され、関東に上陸した台風としては観測史上最低の気圧であった（資料：経路図は気象庁ウェブサイトより）。

千葉県内においては大雨に加えて暴風が吹き荒れ、千葉で瞬間最大風速 57.5 m/s を記録したのを筆頭に、県内各地で軒並み、観測史上 1 位の最大風速、瞬間最大風速を記録した。

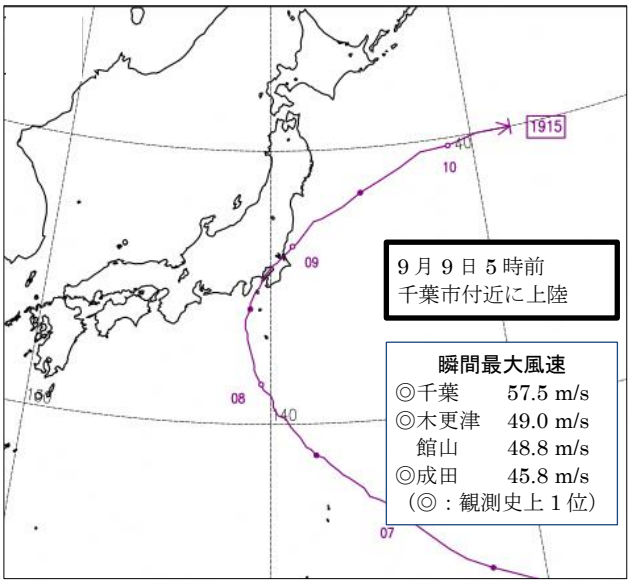

(2) 被害

暴風による建築物等の損壊に加えて、倒木により各地で電線が切断された影響で千葉県全域において大規模な停電が発生し、その数は千葉市内だけでも最大で 94,600 戸に上った。また、停電に伴い水道供給にも影響が及び、県内の多くの住民は電気、水道といったライフラインが寸断された状態での生活を余儀なくされた。この停電は長期化し、場所により台風上陸から 2 週間以上続いた。

停電の主な原因は倒木による電線の切断であるが、復旧に際してもその倒木が支障となり作業が捗らず、停電長期化の一因となった。

被害が拡大した原因の一つとして、県内に多く存在するサンブスギが溝腐れ病により倒木しやすい状況にあったからではと考えられている。

4.2 災害に強い森林づくり

従来から考えられている森林の防災機能は、森林を構成する樹木の働きにより直接的な被害を抑制、軽減するというものであるが、今回の被害は倒木の影響によるものであり、樹木の存在がマイナスに働いた形となった。今後は森林整備にあたって、森林を構成する樹木の『健全さ』も考えていく必要がある。そのためには、森林整備の担い手の確保・育成も必要となってくる。

多発する自然災害への対応に必要な森林整備について以下に整理する。

検討すべき課題		必要な森林整備
✓ 適正な管理による健全な森林の育成	→	・ 危険木の伐倒（傾斜木、かかり木、枯損木等） ・ サンブスギ溝腐病罹患木の伐倒
✓ 森林整備の担い手の確保・育成	→	・ 森林整備の主な担い手である千葉市森林組合や、森林ボランティア団体の育成 ・ 広域的な人材確保
✓ 継続的な保全管理の仕組みづくり	→	・ 伐倒跡地への植林（サンブスギに代わる樹種）、天然更新 ・ 低木林化 ・ 植林後の継続的管理（下草刈り、剪定、間伐、枝打ち等）

5. 森林環境譲与税活用事業の検討

これまでの調査結果を踏まえ、千葉市にふさわしい森林環境譲与税活用事業について検討を行う。

5.1 各調査の分析

(1) アンケート調査

森林所有者アンケート及び一般 WEB アンケートより把握された意向及び課題等を以下に整理する。

意向及び課題等		検討すべき対応
森林所有者アンケート		
○アンケートの発送について ✓ アンケート未達者の割合が大きい。 ✓ 死亡者宛に届いている。 ✓ 森林を所有していない方に届いている。	→	林地台帳の精度向上
○森林の管理状況について ✓ 管理をしていない方が7割であり、理由として「人手がない」「費用がかかる」が上位。 ✓ 自身が管理を行う方のうち、半分以上が「後継者がいない」	→	森林整備の人材育成・担い手確保
○森林の所有意向について ✓ 半数が「手放したい」又は「転用したい」。 ✓ 「経済林」としての所有を望む方はわずか。	→	森林所有者の管理の意向確認（集約）
○伐採した木材の利用について ✓ 「売却」「自ら利用」はわずか。	→	木材利用の用途拡大 木材搬出の支援
○森林環境譲与税の使途 ✓ 『森林整備』が約5割、次点が「担い手の育成」。 ✓ 整備する森林として「荒れた森林」「個人所有の森林」が上位。	→	「荒れた森林」の整備が望まれている
一般 WEB アンケート		
○森林の利用状況について ✓ 「公園・市民の森」を訪れた方が8割超。 ✓ 「散歩・ジョギング」「自然観察」が目的。	→	市民が活用することを想定した「モデル森林整備」の実施
○森林環境譲与税の使途 ✓ 『森林整備』との回答が 5 割強、次点が「担い手の育成」。 ✓ 森林整備する優先として「荒れた森林」「市街地の森林」「公園や里山」が上位。	→	「荒れた森林の整備」が望まれているのは森林所有者アンケートと同傾向
○市の地域産材利用促進について ✓ 「公共施設の内装や家具類」「木製のおもちゃや道具」「駅やバス停の内装やベンチ」が 5 割前後。	→	『木材利用促進』において考慮
○グリーンツーリズムについて ✓ 「遊歩道整備」「ログハウス等設置」「体験型イベント開催」が上位であるが4割前後。	→	『森林整備』『木材利用促進』『普及啓発』において考慮
両アンケート共通及び比較		
○森林環境譲与税の認知度 ✓ いずれも「知らない」が9割程度。	→	啓発用パンフレットの作成・配布
○森林環境譲与税の使途 ✓ いずれも『森林整備』が5割程度であり、「荒れた森林」の整備を望む割合が大きい。 ✓ 但し、森林所有者と異なり一般では「個人の森林」整備を望む割合は小さい。	→	『担い手の育成』も含めて『森林整備』に費やすことは森林を所有しているか否かにかかわらず望まれているが、一般の意向を踏まえれば公的な目的達成に資するものであることが必要

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査より把握された意向及び課題等を以下に整理する。

意向及び課題等		検討すべき対応
千葉市森林組合		
✓ 森林整備を手掛けられるのは年間 8ha 程度。	→	森林整備の人材育成・担い手確保
✓ 伐った木材は山の中に放置することが多い。	→	作業路網の整備 木材搬出の支援
✓ 人工林を自然林に転換することも考えるべき。 ✓ 市で整備する優先順位をつけていただきたい。	→	森林の整備方針・計画の策定 モデル森林整備の実施
一般社団法人千葉県木材振興協会・千葉地区木材組合		
✓ 千葉市の杉は溝腐れ病が蔓延しており木材としての価値が低いので、全伐して植え替えるべき。 ✓ 上記を実施するための補助金を充実してほしい。	→	森林病害虫対策の実施 樹木の伐採に対する支援
✓ 「サンブスギ」は県外では一定の評価を得ているが、県内においては認知度・評価が低い。 ✓ 公共建築物への木材利用は引き合いが多いが、その他木製品等への県産材利用を推進するなど、全体的な木材利用の底上げを図るべき。それによって森林整備も促進される。	→	公共施設における木製備品の利用 地域産材利用の普及啓発 木材利用の用途拡大
✓ 木質バイオマス燃料の供給は可能である。	→	木質バイオマスエネルギー活用
千葉市里山ボランティアの会		
✓ 現在の活動に支障はないが、メンバーが高齢化しており、会員も減少傾向である。 ✓ 市の継続的な支援の下に、現在の活動を全うすることを望んでいる。	→	森林ボランティア団体等への支援
✓ 伐採した木は溝腐れ病のため利用できないので、基本的には林内に置いたままである。	→	森林病害虫対策の実施 木材搬出の支援
✓ 「いずみの森」でヤマユリが増えてきており、市民に対する PR に活用できると考えている。	→	森林整備に関する体験イベントの開催 グリーンツーリズムの推進
NPO 法人ちば森づくり会		
✓ 会員は減少傾向であり、新しい入会もあるが定着者は限られる。	→	森林ボランティア団体等への支援
✓ 搬出しやすい木材はチップ材として供給するものもあるが、基本的には林内に置いたまま。 ✓ それ以外では、会の活動としてベンチやテーブルを作るぐらいで利用は限られる。 ✓ 木材の利活用があってこそ森林整備が促される面もあるので、需要を創出されることを望む。	→	作業路網の整備 木材搬出の支援 千葉市木材利用促進方針の推進 木材利用の用途拡大
✓ 公益的な観点で対象とすべき森林を決め、優先順位をつけ整備していくべきと考える。	→	森林の整備方針・計画の策定 モデル森林整備の実施
千葉県森林組合		
✓ 林業従事者の労働環境を改善し、定着率を上げていくことが必要であると考えている。	→	林業従事者の労働環境改善支援
✓ 木材の販路の拡大や、木質バイオマス燃料としての供給など、木材流通のさまざまな取組を進めている。	→	木材利用の用途拡大

(3) 文献調査

文献調査より把握された現況及び課題等を以下に整理する。

現況及び課題		検討すべき対応
林地台帳		
✓ 所有者情報について欠損が多い。 ✓ 所有者情報の信憑性が低い。	→	林地台帳の精度向上
✓ 私有林について、平均面積は 0.14ha/筆、0.50ha/1 所有者であり小面積森林が多い。 ✓ 森林が少ない中央区、花見川区、稲毛区ほど小面積に分割されている傾向が強い。	→	境界の明確化 森林所有者の管理の意向確認(集約)
各種届出件数		
✓ 市内の森林経営計画提出件数は 2 件(面積計66.97ha)のみ。 ✓ 林地開発届出件数は低調であるが、伐採届件数、転用件数は増加し続けている。	→	森林の整備方針・計画の策定
✓ 森林所有者届は 30 件前後で推移。	→	実際に届出が必要な母数は不明だが、制度を周知する必要があると思われる ⇒啓発用パンフレットの作成・配布
公共建築物への木材利用促進		
✓ 千葉市は建築物の木造化・木質化、木製備品、公共工事、木質バイオマスについて利用方針を掲げている(項目として最大限)。 ✓ 本年度及び次年度以降において譲与税の充当を実施・検討している政令市が過半。	→	方針に沿った木材利用促進
研修会・講習会の参加状況		
✓ 参加者数の推移について明確な傾向はないが、近年において非常に少ない年もある。	→	林業に携わりたい者への支援 森林ボランティア団体等への支援 森林整備に関する体験イベントの開催 啓発用パンフレットの作成・配布
森林ボランティアの活動状況		
✓ 一定の活動実績は確保されているが、会員数は減少傾向	→	新たな会員獲得の支援
森林整備実施状況		
✓ 近年、優良森林整備事業による整備面積は減少している。 ✓ 近年、サンブスギ林再生・資源循環促進事業による整備面積は減少している。	→	森林所有者の管理の意向確認 担い手の確保 病害虫対策の実施

(4) 自然災害への対応（災害に強い森林づくり）

自然災害への対応に必要な森林整備について以下に整理する。

検討すべき課題		必要な森林整備
✓ 適正な管理による健全な森林の育成	→	・ 危険木の伐倒(傾斜木、かかり木、枯損木等) ・ サンブスギ溝腐病罹患木の伐倒
✓ 森林整備の担い手の確保・育成	→	・ 森林整備の主な担い手である千葉市森林組合や、森林ボランティア団体の育成 ・ 広域的な人材確保
✓ 継続的な保全管理の仕組みづくり	→	・ 伐倒跡地への植林(サンブスギに代わる樹種)、天然更新 ・ 低木林化 ・ 植林後の継続的管理(下草刈り、剪定、間伐、枝打ち等)

5.2 森林施策の方向性

これまでの調査結果を踏まえて、森林環境譲与税を活用した事業実施の方向性を以下に整理する。

区分	事業 （評価の凡例） ◎:優先度高、○:優先度中、△優先度低	評価	各調査結果 アンケート 所有者	一般	ヒアリング	文献	災害・防災	森林種別 経済	環境	里山
森林整備	**森林の整備方針・計画の策定**									
	森林の目的区分設定	◎			○	○	○	▲	○	○
	整備区域及び優先順位の設定	◎			○	○	○	▲	○	○
	森林所有者への対応									
	林地台帳の精度向上	◎				○		▲	○	○
	管理の意向確認	◎				○		▲	○	○
	境界の明確化	◎	◎	◎		○		▲	○	○
	林業経営者への再委託	▲	（対象）未管理	（対象）未管理	○			▲		
	千葉市管理森林の受託	△	◎	◎					○	○
	森林の管理・整備の実施		個人	市街地						
	作業路網の整備	○	○	里山	○			▲	○	
	遊歩道等の整備	○	市街地	○						○
	モデル森林整備	◎	郊外	郊外	○					○
	森林の管理に対する支援	○	里山	個人			○	▲	○	
	樹木の伐採に対する支援	◎	△	×	○		○	▲	○	
	木材の搬出に対する支援	◎			○			▲	○	○
	森林病害虫対策の実施	◎			○	○	○	▲	○	○
	災害に強い森林づくり	◎					○	▲	○	○
人材育成・担い手確保	林業従事者の労働環境改善支援	△	○	○	○			—	—	—
	林業に携わりたい者への支援	◎			○	○		—	—	—
	森林ボランティア団体等への支援	◎			○	○		—	—	—
	普及啓発のための人材育成	△						—	—	—
木材利用の促進	市有施設の木造・木質化	◎	○	△	○	○		—	—	—
	土木工事や公園整備における木材利用	◎			○	○		—	—	—
	木製備品の利用	◎			○	○		—	—	—
	木質バイオマスエネルギー活用（市有施設）	○				○	○	—	—	—
	木質バイオマスエネルギー活用（その他）	△					○	—	—	—
	地域産材利用の普及啓発	○			○			—	—	—
	木材利用の用途拡大	◎			○			—	—	—
普及啓発	森林整備に関する体験イベントの開催	◎	△	△	○	○		—	—	—
	啓発用パンフレットの作成・配布	○				○		—	—	—
	市の取組に係る看板設置等による広報	△						—	—	—
	児童生徒等を対象とした森林環境教育	○						—	—	—
	グリーンツーリズムの推進	△			○			—	—	—

具体的な内容	現行施策との関連	
	計画名等	施策・取組内容
市域の森林について、森林種別（経済林、環境林、里山林及び人工林、自然林）の区分を行う。		
上記区分に基づき、市の事業として整備を行っていく箇所及び優先順位について設定を行う。		
林地台帳、森林所有者届出制度の周知及び現在の登録データの確認。		
所有者個別に所有目的、所有意向、管理の委託意向等について確認。		
森林の管理・整備及び集約をスムーズに行うために、境界を明確にする。	森林整備計画	森林施業の共同化の促進に関する事項
経営管理を委託された森林について、林業経営に適する森林については「意欲と能力のある林業経営者」に再委託する。		
経営管理を委託された森林について、林業経営に適さない森林については千葉市自らが管理する。		
森林整備作業を効率的に実施するための作業路の整備。	森林整備計画	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
市民が活用することを想定する森林において、安全な遊歩道の設置・管理を行う。		
千葉市の森林を象徴する箇所において、モデル的に整備を行っていく森林を指定し優先的に実施。		
下刈りや枝打ちについて、現行の補助事業の枠外での実施が望ましいものに対して支援。	環境基本計画	森林等の保全対策を推進する。
樹木の伐採（間伐・全伐）について、現行の補助事業の枠外での実施が望ましいものに対して支援。		
森林内に放置されている木材の搬出を促し、木材の利用拡大を図る。		
健全な樹木生育環境保全のために、サンブスギ林溝腐れ病等を主とした森林病害虫対策を実施。	環境基本計画	森林等の保全対策を推進する。
多発する台風などの自然災害に対応するため、災害に対する抵抗性の高い健全な森林づくりを推進。		
森林ボランティア会員の定着率向上を図ることにより、森林整備の担い手を確保する。		
研修会の開催や関係団体・事業体とのマッチング、熟練者の招へい・交流等により、林業（森林整備）に興味がある若年者に対する支援体制を構築する。	森林整備計画	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
森林整備の主な担い手である千葉市森林組合や、森林ボランティア団体の育成。	森林整備計画	森林組合・林業後継者の団体の育成強化
森林環境教育・グリーンツーリズム等を推進するために必要となる人材の育成。		
市有施設において低層のものは木造化を図り、内装等についても可能な限り木質化を促す。	木材利用促進方針	市有施設における木材の利用の目標
市が実施する公共工事や公園整備において、木柵の採用など木材利用を促す。	木材利用促進方針	市施工土木工事等の木材利用
市有施設で利用されるテーブル、イス、書棚等の備品について、木製品を積極的に利用する。また、多くの市民が利用する施設について木製品の導入を支援。	木材利用促進方針	市有施設の備品および消耗品
市有施設における木質バイオマスを燃料とする設備の導入。	木材利用促進方針	市有施設の暖房器具等
一般家庭、事業所への木質バイオマス設備導入や、未利用材・低質材を木質バイオマス発電の燃料として供給するための支援。		
千葉県産材の需要拡大のための PR 及び関連団体への支援。	木材利用促進方針	供給体制の整備及び情報提供
上記に示す以外にも、木質資源のあらゆる利用法について検討し需要を拡大することにより、森林整備サイクルの促進を図る。	木材利用促進方針	供給体制の整備及び情報提供
森林整備の活動の体験イベント、自然観察会、木材による工作体験等、森林に係る各種イベントを実施し、市民への森林への興味・理解を喚起。	—	研修会等の実施
森林環境譲与税の周知も含め、森林整備の必要性について市民の理解を深めるためのパンフレットの作成・配布。		
市有施設の木材利用やモデル森林整備の取組について、その内容が市民の目に触れるように看板等を設置するなど、市民への広報を行う。	木材利用促進方針	PR および普及
森林整備の必要性を幼少期より理解してもらうことを目的として、環境教育のプログラムの一つに森林に係るものを設定。	環境基本計画	地域における環境教育を推進する。
「緑」「里」「農」を活かした観光プロモーション」をはじめとして、森林資源の観光への活用を図る。	新基本計画 第3次実施計画	グリーンツーリズムの推進

令和元年９月

森林環境基礎調査 報告書

発行　千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課
千葉市若葉区野呂町７１４－３
ＴＥＬ　０４３－２２８－６２７５
ＦＡＸ　０４３－２２８－３３１７
E-mail　keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp